

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

委員の異動
十一月二十四日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十五日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月二十九日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君
十一月三十日
大淵 絹子君 補欠選任 村沢 牧君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

出席者は左のとおり。
委員長 矢田部 理君
理事 上杉 光弘君
須藤良太郎君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
笠原 潤一君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢田部理君) それでは、ただいまから世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件外七法律案の審査のため、参考人の方から御意見を承ることにいたします。

まず、午前中は、長野県米を考える会会長宮澤敏文君及び南山大学ヨーロッパ研究センター長渡邊頼純君に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人には、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。議題となっております各案件につき忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、宮澤参考人からお願いいたします。

宮澤参考人。

○参考人(宮澤敏文君) 私は、きょうこのような部屋は初めてでございます。日本国内の現状を先生方に見えわめていただいた中でしたら、たしかに施策を講じていただきたい、また私のつたない経験の中で幾多の気づいたことがございますので、そこら辺のところを御指摘させていただきながら、きょうの参考人の任を果たさせていただきます。こんなふうなふうに思っております。

私は、お米の消費拡大ということをずっと考えてきた人間でございます。その中で、ことしは特にタイ米がたくさん余りまして、私の地元長野県でも善光寺のハトのえさにくれられているというような現況に大変深い憤りを感じまして、全国か

らタイ米を私のところにお寄せくださいというような運動をし、その後、思った以上に集まってしまいましたので、特にことしは戦線に苦しむルワンダの人たちに送ろうというような運動を全国の有志と展開してきた人間でございます。

また、米の消費拡大につきましては、昭和五十五年から、衆議院、参議院の多くの先生方の御参加のもとに米消費拡大・純米酒推進議員連盟というものが開設されまして幾多の御成果を上げてこられました。その中でも私は事務局という立場を担当させていただきまして、多くの先生方の御薫陶をいただいていた経過がございます。そのようなことで、米問題につきましては本場に引いてから、現場の声を話して、そんなような立場に、どの程度あれになるかわかりませんが、お話しさせていただきたいというところでございます。

まず、私の住みます長野県の安曇野、今、委員の先生方の中にも村沢先生、北澤先生がおいででございますが、長野県は水の潤む里でございます。減反は、御承知のとおり、三分の一なされているわけでございます。その成果として、水田がつくられていないかと思いますが、昨年、一昨年、そしてまたその前の年、夕立というものがほとんど安曇野から姿を消しました。要するに、夕方、夕立がさつと降って、そしてその後もう一仕事、また緑台将棋をするというような、そういう風情が水の里安曇野でもなくなってきたわけでございます。それはひとえに水田から上がります水蒸気による人道雲が安曇野でさえも育ち切っていないということによる環境への影響というふうなものが非常に危惧されるわけでございます。

御承知のとおり、朝、天気予報を見ますと、夏の場合は、大きな台風とかそういう雲の動きのほかに降水量が記録されているところはほとんど多くのごとくで人道雲がわいて雨が降っているところがございますが、夕方一時さつと降る人道雲が

【参議院】

あの安曇野でさえも、長野県の安曇野でさえも、ここ三年間、年に一日しか記録されていない、各年一回しか記録されていない現状をもう一度御認識いただきたいというふうに思っております。

そういう中で私どもは、水田の必要性、とにかくお米づくりは水管理でございます。ですから、このくらいのお水を常に水田に蓄える、それがずっと水蒸気として上がる。建設省の都市計画局でございますが、景観という立場に立つて水田を残すための助成金をつくらうではないかといううな動きが現在あるということも私も聞いております。そういう中で、私もどしどし聞いては、どうしても地元に住む人間として水田というものを何とか残したい、そういう考え方がまず冒頭にありたいわけでございます。

その中でウルグアイ・ラウンドによるミニマムアクセス、これが決定されました。世界の中で日本は生きていかなければならないわけでございまして、これを受け入れるのは当然のことというふうに思っております。そうするとこれに必ずやるための何らかの施策を講じなければならぬというのが現状ではないかというふうに思っております。

平成十一年には八十万トンが入ってくるというふうに言われております。八十万トンと申しますと、今、国内で流通しているのは先生方御承知のとおり一千万トンでございます。これは、今まで七十キロ近くあった一人の消費量が六十三・五キロに減っているというのが現状でございます。八十万トンと申しますと、大体日本酒を、元米、掛け米四十万トンございまして、それを全部純米酒でつくったらちようど八十万トンになる消費量でございます。大変な数量が入ってくるわけでございまして、こういう中で何かしら消費の拡大を講じていかないと、食糧庁も米消費対策室をお講じになられまして毎年二百五十億近い予算を講じておられるということも聞いておりますが、そういう中で減る一方でございまして、こういう中

で抜本的な考え方はないだろうかということをつくづく思うわけでございます。

そういう中で、一つの御提案でございますが、ことしの農政審議会の答申の中にもございましたが、今まで主食用、加工用というこの二つの用途しかなかったわけでございますが、そこに新たに援助用というお米を創設されたらどうかというふうなことを強く感ずるわけでございます。

私は、ことしはタイ米というところからスタートいたしました。タイの農家の人たちがやっぱり一生懸命つくった米、その米を日本の方で買ったおかげでタイの中にも二倍、三倍に上がっているということも聞いております。ところが、二百五十万トン近く輸入したお米が現にこれだけ余っているという、こういうふうな大変世界的に批判されるような現実がここにあるわけでございます。

私がわずか数人で呼びかけた運動に對しまして、九十万トンというお米が集まりました。このお米をアフリカに送ろうということで、十一月十七日に横浜港を船出しまして、十二月十五日にWFPに引き渡すということで船出をしたわけでございますが、民間の力でここまでやり上げるには大変な苦労がございました。そういう中で私がつくづく思いましたことは、もう少し行政的にバックアップすることができないんだらうかというふうな施策の問題もつくづく思ったわけでございます。

日本は本当に米に適した国でございます。天皇は剣を持たずに稲穂をもって統治した国、これは日本だけであるというふうに私どもは古事記の中から学ばせていただきました。そういう中で、天皇の行事一つにいたしましてもすべてお米の行事でございます。そのくらい日本の文化と関係の深い米、この水田技術を、私は逆に世界が砂漠化している中で世界的に広める必要すらあるんじゃないか。例えば、北限と言われるロシアあたりまでも水田の技術を推し進めてやっていくべきじゃ

ないか。中国は飢えからの脱出としてF1を含めた米で満州を水田に変えてまいられました。そういうことで、水田による地球を、水の何といますか地球といますか、そういうものにするべきではないだろうかというふいふことを含めて、水田の重要性というものをもう一回見直すときが来ているのではないかとこのように思うわけでございます。

そういうような中で私は、水田という問題の事の重要性、それに関する米の問題を含めた中で、食糧政策の確立をずっと思っていたわけでございますが、世界は二〇一〇年には飢えるというふうに出てくる学者さんもおいででございます。百年前を思い浮かべますと、一八九四年、日清戦争が始まった年でございます。わずかの百年の中で日本はこれだけ高度に成長したわけでございます。世界が飢えるというこの施策をやつたり今から講じていかないと、日本は水田がつくれる状況にあるわけでございますから、先ほどの援助米等の創設によって日本は食糧を援助するんだ、米を援助するんだ、そして日本の国は水田を中心とした水の里、水の国にキープさせていただければどんなに日本という国はいいだろうか。

よく日本の国の例えに、悪いことは水に流すというふうな大変な言葉がございます。この水に流すということは日本でなくてはならない言葉でございますが、こんな水に流すというふうな言葉がなくならないように日本という国を水の国にする必要があるのではないかと。そのためには、ぜひとも私は援助米を世界のつくりだすところに送っていくというふうな日本の施策が必要ではないかなというふうに思うわけでございます。

最後に、今回私は、銀座のデパートの前に立つたりいろいろな形で、ボランティアという形で募金活動もいたしました。本当に半日立つて二万円まで満たないというふうなような結果でございます。ボランティアというものはボランティアをする人たちの満足感で終わらないようにやっ

ぱり国が考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

例えばルワンダも、昨年のソマリアも政変で起こったわけでございます。勃発的に起こったわけでございますが、そのときに各省庁がもしそういうふうなお金を持っていてお出しできるような、そういう施策は講じられないものか。私も今回、至るところに足を運ばせていただきました。その中で唯一郵政省のボランティア貯金だけがその枠の中であつてありました。そういうような施策を、例えば厚生省ならば薬価が認められる間にあれだけ時間がかります。この間に、どうかその薬価を認めるために、こちらに瓶のところにボランティア商品だ、これにはボランティアのために厚生省の中でも何%ストックできる、そういう施設ができていたら、厚生省のそういうボランティア基金みたいなものをつくってあげれば、そういうようなところへ緊急のときに各省庁としても対応ができるのではないだろうかというふうなことを強く思ったりもしたわけでございます。

私の水田、国土、米を思う気持ちに任せましてつたない経験お話しさせていただきました御無礼をお許しくださいと思ひますが、そんなようなことで先生方のいろいろな御質問がございました。また後でよろしくお願ひしたいと思います。

時間が少し早いようでございますが、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(矢野部理君) ありがとうございます。

次に、渡邊参考人をお願いいたします。渡邊参考人。

○参考人(渡邊純君) 南山大学の渡邊純でございます。きょうは、ガット・ウルグアイ・ラウンド並びにWTOの問題につきまして参考人としてこの高い席にお呼びくださいまして、皆様から心からお礼を申し上げます。

私は一九八五年から九〇年までジュネーブのガット事務局におりました。最初の三年間は外務省の専門調査員といたしまして日本政府代表部の側からガット・ウルグアイ・ラウンドを見てまいりました。そして一九八八年から九〇年の二年間は、今度はガット事務局の中に籍を置ましてウルグアイ・ラウンドを見てまいりました。そういう意味では、日本へ帰ってまいりましたもう四年余りがたちましたが、今でもこのウルグアイ・ラウンドを推進していくという観点からいろいろ勉強、研究、そして新聞等のマスコミ等へのアプローチをしております。そういうことから本日は、まさにこのWTOの法案が検討されております特別委員会において私どもが意見を述べさせていただきますことと、私にとつてまことに名誉なことであり、大変誇りに感じている次第でございます。

先生方もよく御存じのことだとは思ひますが、あえていま一度ウルグアイ・ラウンドがどうして必要とされたのかということから少し考えをさせてみたいと思つております。

ウルグアイ・ラウンドはなぜ必要とされたのでございましょうか。三點ばかりあると思ひます。第一点は、米国議会におきます保護主義の台頭でございます。

アメリカは戦後の国際経済秩序、そこにはIMF、世界銀行といった通貨金融のシステム、これを確立するというのがございました。もう一方では国際貿易についてのルール、秩序を確立するということがございました。ところが、七〇年代以降、明らかにアメリカの経済が相対的に弱体化してまいりました。そんな中でアメリカは比較優位を失う産業が多くなり、その比較優位を失った産業の構造調整に大変手間取るようになります。その構造調整のコスト、これを担い切れないアメリカの企業がアメリカ政府を揺り動かしまして、どんどん保護主義的な傾向が出てまいります。それが、一九七四年に通商法ができた際には不正貿易をやっている国に対しては制裁をすることもあ

り得るという三〇一条がその中に入ってきた、そういう背景になっております。

さらにはその後、累次の通商法ないしは通商競争法といったような中でこれが強化される。八〇年代後半になりますと、このウルグアイ・ラウンドの授權をする通商法の中では、ついにスーパー三〇一条という大変強力な、アメリカ内の法律的手続にのつとつた保護主義のメカニズムが議会の中から出てきたわけでございます。そういった中で、このアメリカの議会が台頭しつつありました保護主義の勢力、これをどのように防圧していくか、どのように抑制していくかということが、日本を初めその他の先進国、そして途上国、特に勃興著しいいわゆるNIEsと呼ばれる新興工業国の中で問題とされるようになったわけでございます。

このアメリカの議会の保護主義というものをいかにして防圧するかということに頭を悩ませましたのは、何も日本やヨーロッパ共同体ないしは欧州連合だけではないです。アメリカの政府でさえこのアメリカの議会におきます保護主義をどういふに抑えようかということが課題になったわけでございます。そういう意味では、このウルグアイ・ラウンドと申しますのは、アメリカの議会における保護主義をアメリカの行政府と一緒にやりましてどうやってこれを抑え込んでいくかということがあった。ある意味で世界全体が三〇一条、スーパー三〇一条といったような一方的なやり方、ユニラテリズム、これをどういふに抑えていくかということに最大の関心があつたと言つても決して過言ではない、このように思うわけでございます。

では、どうしてそんなにアメリカに気を使わなきゃいけないんだと、こう先生方は思われるかもしれません。しかし、やはりアメリカはこの八〇年代、九〇年代に至りまして最も開かれたマーケットでございます。その証拠に途上国からの産品、物品を一千七億ドル以上も買っている開かれた市場はアメリカ以外にないわけございま

す。

現在、世界経済が少し上向いてきておりますが、これにつきましてもアメリカの経済が牽引役を果たしているという事実は否めないわけでございます。そのようなわけで、このアメリカのマーカーケットがオープンであるか、開放されたままの状態にとどまるかどうか、これはアメリカだけの問題ではなくて世界経済全体の問題であるという認識が必要であらうかと思うわけでございます。そのようなわけで、アメリカ経済の動向、アメリカ・マーカーケットがオープンであるということ、これを確保していくということは、日本にとりましても世界経済にとりましてもとても重要である、このような認識のもとに日本政府を初め各国政府はウルグアイ・ラウンドを推進してきたわけでございます。

第二のウルグアイ・ラウンドの背景、これは地域経済統合の動きが活発化したということでございます。

一九八六年の九月にウルグアイ・ラウンドはスタートしております。このころのことを少し先生方に思い出していただきたいわけでございますが、一九八五年に登場いたしましたE.C.委員会のドローール委員長のもとで非常に活発にE.C.統合が進んでいくという経緯がございます。その中には、特に目玉商品といたしましては、一九九二年の年末までにE.C.の市場統合を完成していわゆる単一市場、シングルマーケットをつくるということがございました。そしてE.C.はそれを曲がりなりにもやり遂げております。さらには、御存じのように、マーストリヒト条約というものが昨年の十一月一日には発効をいたしました。現在ではE.C.と言わずにE.U.、欧州連合と呼ぶようになっております。これもE.C.の統合、E.U.の統合が一步前進したことを示しております。

他方、大西洋を挟みまして、アメリカにおきましては既に一九八九年の一月一日よりアメリカとカナダの間で自由貿易協定がスタートをしております。そして、先生方よく御存じのように、九四

年の一月一日からはメキシコを入れましたNAFTA、米加にさらにメキシコを入れました北米自由貿易協定というものがスタートしております。

このように先進国を見ますと、現在はメキシコを入れて二十五カ国のOECD加盟国がございまして、この先進国クラブとも言われますOECDの中で全く地域経済統合を何らの形においてもやっておられない、参画しておられないのは我が国本だけでございます。そういうわけで、先進国の中でも非常に地域主義というものが台頭してきておる。そのような中で、我が国は何としてもマルチテラル、つまり多国間主義というもののひとつたガットないしはその後を請け負うこのWTO、世界貿易機関、これに基づいた多国間主義、最恵国待遇原則といったようなものをやはり確保していく必要があるわけでございます。そのようなことで、地域経済統合に対する一つのチェック機能というふうなこともございましてこのウルグアイ・ラウンドのような多国間のラウンドが必要とされたわけでございます。

さらには、三つのポイントといたしましては、貿易構造の転換、貿易構造の変化、これに対応するということがございます。

現在では、世界全体で見まして輸出全体に占めますサービス貿易の比率が約五〇%ぐらいまで上がってきております。この事実をもつてしても、サービス貿易というものがガットないしはWTOの枠組みの中に入ってくることの正当化ということが十分なされ得るかと思えます。また、近年では先進国経済は国境を越えて、いわゆるボーダーレスの世界に入ってきております。そういうわけで国境を越えての直接投資、そしてその投資からの収入、直接投資からの収入の国境を越えた送金といったようなこと、さらにはいわゆる知的財産権、その中には特許、著作権等々がございましてけれども、そういった知的財産権からの所得といったようなものの国際的な移転も非常に重要な要素になってきております。

そこで、このサービス、それから投資、そして知的財産権の保護、この三つをいわばセットにいたしまして新分野と呼ばれる貿易構造の新しい問題、これに対応しなくちゃいけないということが出てきたわけでございます。ウルグアイ・ラウンドがもし成功していなかったとすれば、このサービス、知的財産権、投資につきましましてはどうとう何のルールもできないという状況の中で国際貿易が展開をしていくということになります。

残念ながら、国際貿易といえますのは、世界的な権威が存在しない中で、超国家的な権威が存在しない中でどうやっておきますと、世界貿易というのはやはり経済ナショナリズムとか保護主義とか、そういったものが出てまいりまして、振り子は大きくそういう保護主義、経済ナショナリズムの方へ振れてしまっています。この新分野におきましてももし国際的に合意を見たルールがなかったとしたら、恐らくこの分野において各国は好き勝手なことをし、そして意にそぐわないときには他国に対していわずに保護主義的な手段をとる、ないしは制裁措置を一方的にとるといったようなことが十分に予想されたわけでございます。そういった中で、今回このルールがとりあえずできましたことは、これは大きく評価されてしかるべきことではないかというふうに思うわけでございます。

そういった三つの背景のもとに、つまり第一にアメリカの議会を中心とした保護主義の防圧、次に地域経済統合に対する一定のチェック機能といったようなこと、そして第三に貿易構造の転換に対する対応が必要であったということ、この三点がウルグアイ・ラウンドが一九八六年の九月に閣僚たちによって決定され交渉開始をされたという背景になっていると思えます。

この三つのポイントに照らしまして実際にウルグアイ・ラウンドが達成したこと、これは今、先生方がまさに大変お忙しい中で御検討くださっているテーマでございますが、これはすべてある程度の満足いく結果を見たと言っているかと思えます。もちろんこれは完全なものではございません

ん。農業をとりましても、あるいは知的財産権のような新分野をとりましても、市場アクセスの改善をとりましても、すべてこれは不完全ではあります。しかし大事なことは、ちょうどペダルをこぎ続けることによって自転車が前に進みますように、どうやっていったら保護主義、経済ナショナリズムの方へ振り子が大きく振れてしまふ世界貿易、一生懸命自由貿易という名のペダルをこぎ続けることによりまして自由貿易を前へ前へと進めていく。

近年は、各国経済の経済成長率よりも貿易の成長率の方が高いという傾向が出ております。つまり、世界貿易というものが少なくとも自由で開放的で無差別である、そういう原則の中で営まれていくということが各業界のビジネスを活性化させる。投資をしたときにその見返りがある程度あるんだと。どの程度の見返り、投資収益が期待できるのかということがある程度予想がされる。これを予見可能性、プレディクタビリティなどと呼んでおりますが、このプレディクタビリティがある程度保証されるということがビジネスにとつてはとても重要なわけでございます。そういう意味では確かに不完全な部分はたくさんございます。しかし、今度WTOの中にできます新たな委員会でありまして各作業部会の中でこれを検討しながら一つ一つ直していく。

重要なことは、ガットにいたしましてWTOにいたしましてマルチテラリズム、多国間主義をやっていくんだということでございます。これは、アメリカのスーパー三〇一条、三〇一条に代表されるような一方的なやり方ではなくて、みんな一緒に席に着いて、各国のそれぞれの事情をみんな出し合って、そして各国の知恵をみんな出していって、問題をみんな透明性のあるプロセスの中で議論をする。そういうことです。一たん一つのルールができましたときに、いや、おれは知らない、私は知らないといったようなことにはならない。ある程度まで関心のある各国はそのプロセスに参加をしているわけでございます。

各国が広い範囲で参加をして議論をしていく、これがとても重要なこととございます。いわば、国際的なレベルでもデモクラティックな、民主主義的な手続においてルールをつくっていく。そういう中で非常に発展段階に幅のあります途上国にも幅広く参加をさせていく。これは今回のウルグアイ・ラウンドの最大の特徴の一つであろうかと存じます。つまり、非常に途上国が活発に参加したわけでございます。

その途上国は、今、日本のこのWTO法案をじつと見守っております。けさのニュースによりますと、アメリカでは既に下院でこの実施法案が通過をしたといったような報告もされております。どうか先生方、こういった非常に二十一世紀をある意味で先取りをする、二十一世紀に向けての多国間の貿易取り決めとしてのこのWTO協定、どうか無事に通過をさせていただきますようにお願いを申し上げます。私の参考人意見陳述を終わらせていただきます。

御清聴まことにありがとうございます。(拍手)

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○笠原潤一君 自民党の笠原潤一であります。

きょうは、宮澤参考人、渡邊参考人、大塚御多忙のところやっております。いろいろと御意見を陳述いただきまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

そこで、私はちょっと両参考人にお尋ねいたしますが、今、渡邊参考人が言われたように、けさの大体午前二時ごろだと思いますが、米国下院において二百八十八対四百十六、こういうことで、一応は大差ということでWTOに来年から参画する、ガット・ウルグアイ・ラウンドをWTOに変更する、こういうことについて下院は通ったわけですか。しかし、二百八十八票は確かに賛成であり

ますが、四百十六というのは反対であつたわけですか。

私は特に渡邊参考人にお尋ねいたしますが、今あなたは、もともとアメリカ議会の中では保護主義的な動きがあると。それは確かにそうでしょう。しかし、それ以上にアメリカの行政府と議会との関係というのはアメリカの民主主義にかかわる根幹の問題ですから、議会がいろんな意味でアメリカ政府の行動、それからやはりアメリカというのはアメリカ国民が守るべきであつて、そういう点では非常にナショナルユニットが働く国ですから、そういう点でいろいろと論議が尽くされたことも事実です。

残念ながら、下院は非常に時間を短くして四時間しか審議をしなかつたわけですか。これは御案内のとおりです。しかし、一日には上院でこれから行われるわけですが、これは二十時間の審議が確保されておまして、今、御承知のように上院の中では約六十名が過半数でありますけれども、それに対して必ずしもそれが得られていないという状況です。

ドールさんは、今、クリントンと話し合つて、一生懸命ロビイストに対しても活動をやっておりまして、その成否がこれからあらわれてくると思ひますが、もともと、下院の方は大体通るだろうということは前から予測されておりましたから、それは当然であります。

今、アメリカの中で、今おっしゃつたように保護主義的な動きと、もう一つ渡邊参考人にお尋ねしたいんですが、この問題は世界的な貿易、お互いに自由競争、自由、公正な貿易で、いわゆる開発途上国もお互いに貿易を拡大してその国の利益といひますかメリットを發揮する。なかなしくアメリカは一番最大の輸入国ですから、そういう点でアメリカ向けにどんな低関税国、かつては日本もそうだったんですけれども、アメリカ市場へ参入して非常に大きなメリットも得たし、今日、日本がこのような経済大国になった大半の理由はアメリカにある。アメリカへの貿易、もち

ろんそれは東南アジアその他もありましようけれども、一番主たる原因はアメリカにあつたわけですから、アメリカが日本のいろんな産品を閉鎖してしまひますと、これは大変なことになることは事実です。

しかし一面、どうしてアメリカがそういう国になつたかというところは、渡邊参考人も御存じだろふと思ひますが、一九五〇年代というのはアメリカは一番世界で豊かな国だったんです。いわゆるゴールドジュネレーションといひますが、アメリカの五〇年代というのはすごく豊かだったわけですか。そのときになぜ豊かだったかということとは、御承知のように第二次世界大戦があつて、日本を初めヨーロッパも全部、戦敗国は第二次世界大戦で焦土と化しておつたわけですか。

特にアメリカは非常に機械産品がすごく製造業が盛んであると同時に、農業も非常に盛んだったんです。それはなぜかといへば、ヨーロッパは戦場ですからもう食糧はありまけんから、アメリカとか中南米から、特にアルゼンチン、ブラジルからどんな、アメリカもそうですが、ヨーロッパへ食糧を輸出したんです。それはそうでしょう、そのころはヨーロッパの各地は戦場ですから、いわゆる主要穀物がとれまけんからね。その輸出のおかげでアメリカは史上空前の好況を呈しておつたんです。しかし、ヨーロッパが復興してくる、日本も復興してきますから、アメリカの穀物メジャーはマーケットがだんだん狭められてくる。ソ連も当時は何だかんだといつても食糧は豊富でした、最近少し変わつておりますけれども。そういう結果、アメリカの農業というのはどんどん衰微していったんです。

一九五〇年代には何が行われたかといふと、新農法がつくられて、アメリカの余剰農産物をどうするんだという問題が一番大きかつたんです。たまたま私はそのころアメリカにおつたものですが、よくわかつて、小農が淘汰されて大農がどんどんふえていったんです。しかし、その大農といへども今、アメリカは大変なんです。最近ようやく

また新しい農業法が制定されて、いろんな補助金をやつて、今、アメリカの農業の自立を促していただきますから大分変わつてきたんだけれども、アメリカの農業というのはそういう点では大変な、六〇年代、七〇年代というのは本当に苦しい農業の時代だった。それは大農法にしたために、大きな農場にしたために機械は買わなきゃならぬ、肥料はたくさん要る、人件費が上がる、いろんなものが上がつてきますからコストが膨らんでしまつて、みんな大変な借金に苦しんだことは御承知のとおりでしょう。

ですから、私がここで一つ申し上げたいのは、機械産品等の自由貿易はいいと思ひけれども、農業はやはり別だと思ひてゐるんです。これはアメリカだつて今大変なんです。まして日本の国は、これは変な話ですけども、細川さんが昨年の十一月に行きまして、いわゆるAPECで、シアトルで一体クリントン大統領とどんな話をしたんですか。一体何が行われたかということが一番肝心なんです。ここに今度の問題の日本の一番大きな、国会の両院で三回、計六回も国会決議した、それがあえなく破られてしまつてこういうことになつてきたんですが、クリントンさんと細川さんは一体どんな話をあの中でしたんだらう。これが大きな私は問題の一つだと思ひます。

御承知のように、米は日本は短粒種ですね、日本独特の。それから、先ほど宮澤参考人が言われたような長粒種、中粒種ありますが、アメリカで一番いい米ができるのはどこかといへばカリフォルニアです。カリフォルニアというのは、日本の国府田敬三郎さんが渡米して、豊国米といふのを持つていつて、そしてあのサリナスからずっとベーカーズフィールド帯につくつたんです。それはすごいものでした。私も何回も一九五〇年代に行きました。米はすごくとれますし、すばらしいもののができたんです。しかし、それをだんだんアメリカ人がまねてきて、それはもちろん中国人も多いんですけども、日本人に限らずたく

さん米を食う皆さんがおりますから、それがどんな南部へ広がっていった、ルイジアナ、アーカンソーと。

今、アメリカで一番たくさん米がとれるところはどこか御存じですか、渡邊参考人。

○参考人(渡邊純純君) アーカンソー州ではないでしょうか。クリントンさんの出身州でございますね。

○笠原潤一君 渡邊参考人に私が言いたかったのは、だれでも米といえばカリフォルニアと思うんですよ。ところが、アーカンソーはカリフォルニアの三倍もつくっているんです。その次が御承知だと思いますがルイジアナです。それから、今、私が時々アメリカの上を飛んでいきますと、しよっちゅう行くんですが、フロリダへ行く途中で、ルイジアナからアトランタの南のずっと、ジョージアからフロリダの周辺にかけてすごく開田していますよ。ここに米をつくったら大変なことです。

ですから、そういう点でクリントンさんは、渡邊参考人御承知のように、アメリカの政治家というのは地元向けを物すごくやるんですよ。これは大統領といえども例外ではない。ウィルソンとかそういう人は別だったんだけど、大概の大統領も政治家もみんな選挙区向けなんですよ。だから、クリントンさんは、たまたまあのころアーカンソーでホワイトウォーターやいろいろなものがあつたのかよくわからぬけれども、アーカンソーの州民向けに随分、いや、米はおれが行つてうまく話をつけるよと言ったかどうかからぬけれども、どうもそんな可能性がある。あれからジュネーブへ行つて、あなたもジュネーブにいらつしやう、今お聞きいたしましたらガットの事務局にお務めだったということですが、日本から塩飽審議員も行って話をとうとうまとめてきてしまった。さあ、日本はそれから大騒動になったんですよ、実際の話。

ですから、私はどうも、それは農業というものは、本当に国際競争に勝てるのは、アメリカだつ

て勝てないんです。というのは、東京ラウンドで御承知のように、あの附属書四で、ここにありまされども、あの附属書四は渡邊参考人よく御存じでしょう。航空機とか酪農製品とか乳製品、それから牛肉、それから政府サービス、この四つが東京ラウンドで合意されていますから、アメリカは今度議会でやつたってそんなに痛痒を起さないんです。もう既にこれでアメリカの一番最大の航空機産業、世界で宇宙・航空機産業はアメリカですから、それが東京ラウンドで合意されていますからね。食糧の方は多少いろんな問題ありますけれども、東京ラウンドでまたこれも牛肉、アメリカは今、牛肉も輸入国ですからね、はつきり言つて、日本は何のためにこの前あれだけ大騒動して牛肉とオレンジの交渉をやったかということが、本当にうそのような話ですよ。

そういう点で、渡邊参考人はどう思っているか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○参考人(渡邊純純君) どうも先生ありがとうございます。

実は私も、昨年五月にアメリカ政府から招待を受けまして、一カ月間アメリカを見て回るチャンスに恵まれたわけでございますが、どうしても行つてこいという州がございまして、それがアーカンソー州でございます。何とアーカンソー州リトルロックへはワシントンからも直行便が飛んでないというふうなところがございます。大変な田舎、田舎と申し上げると失礼でございますが、私もアーカンソー州立大学の農業試験場といったようなところを見せていただきました。

そこで驚きましたのは、アーカンソー州というのは、先生もよく御案内のように、カリフォルニアと違ひまして、どちらかというと長粒種、インディカ米をつくっているんですね。実は、何とか小町とか、名前は余り申し上げられませんが、もう既に日本から農協の関係者とか米生産者のグループとかが随分アーカンソー、つまりワシントンから直行便のないアーカンソーまでわざわざ行つて、さらに郡部にあるシュタットガルトとい

うドイツ的な名前のあるところでございますが、そのアーカンソー州立大学まで行つて、皆様もう既に去年の五月の時点でいろいろ研究をしていらつしやるんですね。ですから、恐らくそういったことが、そういう努力が日本の農業を強くしていくということにもつながるんじゃないかというふうに思つております。

そしてもう一つ、最初にお触れになられた、アメリカの下院は通過したけれども上院はどうかという点に關しましては、やはり去年の五月にアメリカの政府ないしは議会のメンバーと意見交換をいたしました折には、実はクリントン政権ないしは民主党としては、既にウルグアイ・ラウンドの後のラウンド、そこでは貿易と環境でございますとか、貿易と労働条件でございますとか、貿易と競争政策といったような新しい問題についてもう取り上げなきゃいけないということを言つておりました、今度のウルグアイ・ラウンドというのはいわばレーガン・ラウンド、ブッシュ・ラウンドであつて、とにかく早く流してしまいたい、早くクリントン・ラウンドとも呼べるような、民主党のイニシアチブによる新たなラウンドをつくつていきたいんだというふうなことを言つておりました。こういうことからいいますと、恐らく下院を通過した票差から察しまして、上院でも樂觀的な結果を期待していいんじゃないかというふうに私は考えております。

それから、アメリカをどうとらえるかということについて一点歴史的な事実を指摘させていただきます。

日本がガットに加盟いたしましたのは一九五五年でございますが、これは大変苦勞して加盟いたしました。五三年に加盟申請したのに、加盟は二年間待たなきゃいけなかったんです。しかも、五五年に日本はガットに加盟しましたが、実際にイギリスやフランスとガット上の関係をフルに享受できるようにするのは、一九六二年池田勇人首相の訪英、訪米、この中で日英、日仏の友好通商条約を結ぶ中でございます。

そんな中でアメリカがやったことは、日本をガットに入れるためにイギリスやフランスにかなり説得工作をしているんです。特に一九五五年に日本をガットに入れるときにアメリカがしました説得工作は、実際にアメリカの関税を下げてあげる。それは日本に対してではなくて、日本をガットに入れるのが嫌だと言つて国に対して、その国が関税を持っている品目についてアメリカの関税を下げてやる、それによつてそういった欧米の国々が、カナダなんかもそうだったんですが、日本がガットに入るのを反対しないようにというふうな手を打つてくれています。

これは、トライアングル・タリフ・コンセンションと言ひまして、要するにアメリカが日本を入れるために第三国に対して関税譲許をたくさん行つたということ、割と有名なケースなんです。ですから、そういう意味では、実は日本がガットでガットの権利を享受することができるようになったのは、そういったアメリカのいわば身銭を切つたといひましようか血を流した結果でありまして、そういった努力というものをある意味で三十年、四十年たった今、日本はしてやらなきゃいけないかもしれない、そういうふうな感じを私は持つております。

○笠原潤一君 今、ガットの加盟に対するアメリカの努力は私も非常に多としておりますし、それがために今日の日本の繁栄を築いていつたと思うんです。なぜ日本が参入するのに各国がこだわつたかといひますと、御承知のように、かつては、日本製品というのは安からう悪からうでむちゃくちゃな輸出ドライブをかけてくる、こういうのは各国の恐怖の的であつたわけです。しかし、アメリカは当時戦勝国であつたし、非常に自由主義で世界で一番民主的な国だと自負しておりましたからね。そういう点からいって、戦敗国であつた日本に対して大きな包容力を示してやつてくれたと思うんです。したがって、当時は日本はおかげさまでフルブライトで随分学生の皆さんも行かれたし、生産性本部でもアメリカへ行つていろいろ学

んで今日の日本になってきたんです。それは私は多とするんです。

しかし同時に、これは、アメリカの一九五〇年から約二十年くらいの間の推移が今や日本に襲ってきているんじゃないかと私は思っているんです。日本は、これは大変いいことだけれども、果たしてこれから順調に経済が推移していくかという非常に疑問だと私は思うんです。

それは、渡邊参考人御存じのように、アメリカはイコルオポチュニティーという制度ができたんです。これは非常に人権的な問題でありまして、クリントンさんの足元のアーカンソーで一九五七年に州兵が出て白人と黒人の共学を初めてやっただけでしょう。あれは大変な騒ぎだったんです。最高裁が初めて黒人の入学を許可したんです。だって、かつては南部では公園には黒人と犬は入るべからずと書いてあったんですから。私が当時五七年にアメリカにおつたときには、バスに乗りましたら何と延々とバスのデポで待っているんです。黒人の皆さんが北部へ行こうとして。なかなか乗れない、二日も三日も待つてなきやならぬ。なぜかといったら、長距離バスの中は、前のいす四十席は白人、後ろ二十席は黒人、白人の席はがらがらです。KKKもおつたし、あんな大変な時代に最高裁が初めて判決として黒人と白人の共学を認めた。大変な騒ぎで州兵まで出たんです。

そのときに私は南部へ行つて、南部というのはそれはひどい人種差別をやっておるなと思つたんですが、今日はもうそういうことは全然ないし、むしろそういうことに對していろいろのことを言えば政治家生命を失います。もしもアフロアメリカンのことを言ったら、これはクリントンさんといえども、共和党のたれであつても、そういうことを言ったら大変なことになります。それはもう御承知のとおりです。特にキング牧師が一九六三年にあのワシントン大行進をやつて以来随分変わつてきて、キング牧師もあいうことで亡くなりました。

だけれども、その足跡が、この前、天皇陛下はそこまでおいでになった、そして花束をささげられたけれども、それ以来ずっとアメリカは変わってきたんです。実際の話が。ですけれども、この南部というのはやっぱりある程度民主党の地盤でもあるし、非常に独特の考えを持つておるわけなんです。

これはまた別といたしまして、そのときにアメリカが、それ以来何が行われたかという、いわゆるどんな企業でも必ず三割は黒人を雇いなさい、そしてそのうちの三割は必ず管理職につけなさいと。これは軍隊といえども同じであつたんですが、したがってアメリカというのはだんだん、そう言っちゃ失礼だけれども、日本の閣僚の皆さんがそのことについていろいろなおつしやつたために随分アメリカで不信を買つて新聞にもたたかれたことがあるんですが、それが現実だったんです。

そのころ、アメリカの企業は多国籍企業に変身していつてコングロマリットになった。同時に、日本のトヨタが何でこんな、あるいは日本の自動車産業がなぜアメリカで伸びたかといえ、これはロボットなんですよ。ロボットというのはアメリカで発明したんです。あれはたしかコネティカット州の何とかという小さな企業が、それが日本へ持つていつて、日本がロボットを有用化してトヨタがそれを採用する、まあいろいろ方法もあつたけれども。そういうことをアメリカの企業は、技術移転の名のもとに、一番労働力が、いわゆるクオリティーが高くて安全でということなら日本だということ。日本へどんどん来たんです。それで、日本の企業はほとんどもうアメリカへ輸出しておる。

そのうちアメリカは、これはおかしいなということになって、レーガン政権、ブッシュ政権になつてようやくアメリカは、やっぱり製造業がしっかりしていかなくやというところで、十年以上かかつて今ようやくアメリカの製造業はよくなつてきたでしょう、渡邊参考人御存じのように。

今、アメリカは空前の好況なんです。失業率はほとんど減つてくる。かつて一〇%近くあつたのが今は四、五%に減つてきた。ですからそういうことで、その原因は何かといえ、日本企業です。トヨタさんも日産さんも住友さんも皆ほとんどアメリカに、千数百の企業がほとんど、アイオワを初め中西部、カリフォルニアまでずっと日本の企業が رفتたものですか、今エンプロイメントが物すごいいいわけでしょう。反面、日本はどうですか、これ。ほとんど出るばかりで、韓国からも中国からもどこからも、東南アジアからも日本へ企業の移転が行われていませんね。

そういう点で、私も余り時間がありませんから私の自説を述べますけれども、ないんです。今、これは大変なことになってくる。こういうことになると、日本というのは、これは確かにいいことなんだ、この事態は。しかし、やや十年か十五年テンポが日本はおくれているんじゃないか。決してこれに反対ということじゃないけれども、もう少しそれを考えないこれは大変なことになる、私はそう思っているんです。これはもろ刃の剣じゃないか、WTOというのは。

ですから、アメリカでも今、いや反対している皆さんは何かといえ、電機産業、それから繊維とかも、そういうやつてアメリカが切り捨てていった不況産業の皆さんがロビイストを通じて物すごくやっていることは御存じでしょう。ですから、アメリカだってそういうものをやっぱり再興しないとアメリカの雇用がでないんだ、こういうことになるんですよ。そこで、いろんな問題が起きたけれども、クリントンさんは御承知のようにうまくNAFTAのとくと同じように乗り込んでいつて、今、下院はようやく説得したんです。

上院はまだわかりませんけれども、上院もかなり今よくなつて、恐らく可決されるだろうという見通しであることは私も否定いたしません。しかし、その奥にはそういうものがあるということを私は渡邊参考人も御存じだろうと思つていますが、その点どうですか。

○参考人(渡邊純純君) 先生ありがとうございます。大変勉強になりました。

ちょっと簡単な数字を挙げさせていだきたいと思うんですが、農業をサポートするために国民一人当たり、赤ちゃんまで含めてどれぐらい払っているかというOECDの調査がございます。これはアメリカは大体三百六十ドルという数字が挙がつております。保護主義的な農業ということだからアメリカにやっつけられておりますヨーロッパ連合、これが大体四百五十ドルでございます。日本は六百ドルなんです。日本より多いのは、スイスでありますとか、あるいははきょう欧州連合に参加しないことがはつきりいたしましたノルウェーといったような国だけなんです。ですから、ある意味で日本は世界で三番目に高い一人当たりの農業保護のためのコストというのを払っている、農業サポートのためのコストを払っているということがあります。オーストラリアに至つては八十九ドルなんです。

こういったことは恐らく消費者のサイドにはかなり影響があるだろう。例えば私もドイツのミルク、あのレベルの高い、所得水準のあるドイツでさえ一リットルのミルクは八十円ぐらいでございますね。八十円しないかもしれません、今のレートで言いますと。例えば、ヨーロッパの中でも最も生活水準の高いスイス、そのスイスの中でも最も物価指数の高いジュネーブにおきまして一番高いお米は日本円換算で一キロ大体五百円相当のバサマティ米、これはインドのお米でございます。そして一番安いのはシンプロン米とかいいます。これを我々はイタヒカリなんて呼んでおります。これを我々はイタヒカリなんて呼んでおります。このイタヒカリに至つては何とキロ百円から百二十円でございます。

これはどういふことかといふと、やはり日本では食糧といったような最も生活に必要なものが高過ぎるということがあろうかと思つて。そういったことがたまたま高くない所得を圧迫しまして、結局それが将来の先行き不安というよ

うなことで、投資じゃなくて貯蓄をする、貯蓄が行き過ぎて過剰貯蓄になる。過少消費、過少投資ということ、これが経常収支の恒常的な赤字につながるという悪循環になっているわけですね。ですから、この農業面での改革というのは、実は農業だけにとどまらず、日本経済全体にとって非常に大きなインパクトがあるということであらうかと思えます。

また、スイスの例を申ししたのは、これは消費者に選択の余地がたくさんあるということなんです。バサマティ米、これはインド料理をするときにスイス人は使うわけでございます。そしてタイ米も入っております。中華料理をするときにはタイ米を買って、日本料理をするときにはカリフォルニア米を買って、そして、もっと簡単に……

○笠原潤一君 渡邊参考人、済みません。もう少し意見を言わせていただきたいので、ちょっと。いや、御専門ということとはわかってはいますが……

○参考人(渡邊頼純君) そんなわけで、さまざまなお米を店頭に並べて、スイスといったような高福祉高物価の国でもかなり安い価格で並んでいるという事実を御紹介させていただきたいと思えます。

○笠原潤一君 いや、渡邊参考人のおっしゃる通りでありまして、それは確かにそうでありま

す。日本の場合は特に環境の問題でよく問題になるんですが、先般リオデジャネイロでは世界環境サミットが開かれた、残念ながら日本は参加できなかったんですが……

今、アメリカで一番反対しているのはだれかといえはラルフ・ネーダーさんなんです、実際のこのガット・ウルグアイ・ラウンドに。これはなぜかといえは、環境を悪くする、消費者のためによくならないということです。日本が非常にコストがかかるおっしゃってても、実際は日本の水田とか森林というのはそういう点では非常に環境を大事

にするために必要なことなんです。

かつて私は、自分は当時県会議員であつたけれども、別に政府から頼まれたわけでもないけれども、よくUSTRへ行つたんですよ。当時はダンフォースさんがなかなか厳しいことを言つたもので、それから、当時のスーザン・シュワープとか、今、日本にきているグレン・フクシマさんとか、ヤイターさんには会えなかつたけれども、スミスさんとかいろいろ会つて話をして、米は別なんだよ、実際は。なぜかといつたら、伝統的なものだということも言いたい、文化的なものだと言いたいけれども、それ以上に、私は当時、もう十年ぐらい前でしたかね、十二、三年前だったか、いや日本というのは保水能力があるんだ、それで環境を維持しているんですよ。日本国は台風が絶えず見舞われている、実際の話が。サイパンとかこの沖で、マリアナで水蒸気が上がつてくると必ず台風が日本列島を直撃しますからね。伊勢湾台風とかに私は随分悩まされたんですよ。それを何が保全するかといえは、やっぱり水田、森林なんですよ。河川というのは御承知のようにもうそれは許容量が決まっていますから。

ですから、そういう点でいって、日本というのはアメリカのカリフォルニアのように一年に何遍か雨が降らないような国と違うんだよ、日本はもう常時そういうことに見舞われているから、災害を防除するためには水田の果たす機能というのは大変なんだ。

かつて、長良川もそうだったけれども、ついに破壊してしまつたんです、建設省は絶対直轄河川は切れないと言つて豪語しておつただけけれども、それはなぜかといえは、水田に水をためて、そして本堤を破壊、破壊させない。本堤が破壊したら大変なことになるから、大都市が全滅しますから。ですから水田を水受けにしておつたんですよ。そういう意味で水田の必要性というのはそういうものなんです。

だから、そういう点で日本人の知恵というものはそこにあるんだということを何度も言つたら、

ああ、そういうものか。ですからアメリカと我々とは違うんだ。ヨーロッパとも違うんですよ。山のいわゆる土壌からあるいは山脈のあれも全部違うんですよ。そういうことで、お互いにそれだけはやっぱり理解し合おうじゃないかということ、私は私は随分言つたんです。向こうも、いや、なるほどそれはわかると思うんだけど、それは郷に入つては郷に従えで、あそこにおつたらわからぬわけですよ、実際の話が。アメリカにおつてはわからぬ。

例えば、あの川のはらんを見ても、洪水を見て、川の周辺の人がみんなびくびくするけれども、一たん水が引いてしまつとみんなあつという間に忘れてしまふ。ですから、アメリカ人にそれを求めようと思つても無理なんです。しかし、日本にきた人はわかるわけです。そういう意味で、私はこの水田というのは、下手なことをやつて日本の農業がだめになつたら本当に日本国はだめになるし、そして日本の経済もだめになる。そして同時に私は、一次産業、二次産業、三次産業、必ずこれは連動していると思つてゐるんですよ。アメリカだつて一次産業が悪かつたところは二次産業も悪かつたんです。二次産業も悪かつたところは三次産業も悪くなつてきた。ようやくアメリカも最近、一次産業、農業もよくなつてきた、二次産業もよくなつてきた、三次産業もよくなつてきたというところでありますから、これは必ず相関連している。

だから、WTOというものは、私のところにも来ていますけれども、あんな膨大な、本当に何万というページで、もうだれも読めないですよ。恐らく読んだ人はいないと思う。そんなことよりも、実質的に何かということをお互いに首脳同士で話し合ふべきかならぬ。

米の消費拡大は、宮澤参考人、先ほどいい話を聞きましたが、米をどうして食ふかということ、これはやっぱり日本人は御飯とみそ汁ですよ。私も小学校のときはそれがあつたんですよ。ですから、それがなくなつてしまつて、アメリカが戦後来てタッパーウェアかなかつつて

やつたものだから、あれから農業改良普及といつて牛乳とかそういうものを飲ませることを教えた。いいことではあつたんですよ。だから、日本人の背丈は高くなつたけれども、そういう点の一つは大きな問題だったんですよ。

ですから、これから米の消費の拡大はいろいろとお互いに研究し合つてやっていくことが大事だし、アメリカと日本と世界がこの貿易機関をつくつてやることもいいけれども、そういう弱者が困るようなことが行われぬことが一番大事だと思います。

私はそういう点を力説しながら、余り私ばかりしゃべつて申しわけなかつたんですけれども、きょうは両参考人に来ていただきましてありがとうございます。一言御礼申し上げて私の質問を終わります。

○清水澄子君 まず宮澤参考人にお尋ねしたいと思ひます。

先ほど宮澤さんは米の消費拡大について、援助用をもつと設定すべきだとか、農業と環境との関係について発言がありました。WTOの中の農業協定では、日本の強い主張によりまして六年間の関税化を猶予する特例措置が盛り込まれましたね。しかし、農業協定では国内における農業保護政策を撤廃する方向にあると思ひます。

そこでお尋ねしたいのは、この農業協定を受け入れた場合に、日本の農業の将来像について宮澤参考人はどのように描かれておられるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(宮澤敏文君) 清水先生の御質問でございますが、私なりに私の意見を言わせていただきますので、よろしく御礼申し上げたいと思ひます。

まず水田でございますが、今、消費がどんどん減つております。日本の消費は、先ほど申しましたように一千万トンというふうになつておりました。これが九百万トンに減り、現状では都市部の消費は米の消費だけとりまして四十キロを切るような状況に参つております。私

は、先ほど申しましたように、あれから農業改良普及といつて牛乳とかそういうものを飲ませることを教えた。いいことではあつたんですよ。だから、日本人の背丈は高くなつたけれども、そういう点の一つは大きな問題だったんですよ。

ですから、これから米の消費の拡大はいろいろとお互いに研究し合つてやっていくことが大事だし、アメリカと日本と世界がこの貿易機関をつくつてやることもいいけれども、そういう弱者が困るようなことが行われぬことが一番大事だと思います。

私はそういう点を力説しながら、余り私ばかりしゃべつて申しわけなかつたんですけれども、きょうは両参考人に来ていただきましてありがとうございます。一言御礼申し上げて私の質問を終わります。

も、田舎を後にするときには私は米を持たせたものでございますが、今はそういうことがほとんどございませぬ。そういう経過の中でどんどん減っていくという状況も考えられるわけでございます。

です。私は、ウルグアイ・ラウンドで平成十一年八十万吨ということのこのままがずっと維持できたということに仮にいたしたとしまして、八十万吨海外からお米が入ってくるということになってまいりますと、国内の、特に米作に対する影響は大変なものがあるのではないかなというふうに思います。

私は、その中で、先ほど二つの考え方をしています。一つは新しい消費の拡大でございますが、先生御存じかと思いますが、これはお米でつくったパンでございます。これは特に羽田前内閣総理大臣が大変熱心に米の消費をやっておられた中で、何とか粒のままで食えないかというような御発想の中でできたというふうに私も承っております。このように、こういうふうに新しい分野のところへ消費を拡大するような大胆な施策をとっていかないと、日本の水田はなかなか維持できないというふうに私は思うわけでございます。

それとやはりお米づくりも、日本の米は高い、これは事実でございます。ですから、こういうような加工品にするもの、これは俗に言います米選機下と申しますが、要するにできのよくない多収種の米でもいいわけでございますから、そういうようなものをつくり分けることによりまして安い米をつくる、そういう中에서도食糧援助に持っていくという、この二つのやり方が私なりに考えた大きな施策でございます。これ以外にはちよつと米の消費を拡大するための施策はないんじゃないか。

そうしますと、八十万吨入ってきて日本の国内が、先生御存じでございますが、アルミニウムを思い出していただけだと思います。アルミニウムは日本の主力の軍事産業であるから七十万吨

ン体制を何とか堅持しようということで、通産省が七十万吨体制を国内生産の中で堅持しようとしておりましたが、現状、今はゼロでございます。アルミニウムは今、日本の中で生産されてい

ないわけでございますので、そういうような現状の中で、本当に早目に施策を講じていかなければなかなか難しいということであらうかと思ひます。

文化論につきましては先ほど申しましたので、現実の問題の消費の問題を申し上げましたのですが、そのような大変厳しい状況にあるというふうに思っております。

清水澄子君 最近、有機農業が注目されて発展していると思ひます。これは、食の安全と環境の保全の意味から生産者と消費者の両方から歓迎されているわけですが、今回のWTO農業協定の実施によりまして、農業全体が競争力の弱い産業で

けれども、ましてや有機農業はさらに競争力には弱いと思うんですが、そういうことについて、その発展の芽を摘み取られかねないと思うわけですが、参考人はそれをどのようにお考えになりますか。

○参考人(宮澤敏文君) 今、先生がお話しになられたとおりの考え方、危機意識を持っておりま

す。ただ、生産者または生産団体でも幾多の施策を考えております。例えば、先生御存じかと思うわけでございますが、エノキダケとかホンシメジというああい

うなキノコの類は、今、多くは木びきの、木を切ることによって環境問題もいろいろあるわけでございますが、そういう木びきでつくられていたのが現状でございます。そういう中で新たな試みとして

まして、中国で生産されておりますトウモロコシのしんを床にいたしまして、それによって木を切らないで、そういう中国のトウモロコシのしん、これをベースにして、床にしてキノコの生産を図ろうというふうな研究もなされているというふう

に私も聞かされております。そういうふうなことで、多少先生と同じ危惧を

持っておりますが、生産者団体それからまた生産者もそういうような新たな試みをしているという

ことは、大変将来に向かつて明るい材料じゃないかなというふうに思っております。

○清水澄子君 それではもう一つ。果実生産とか酪農生産、牛肉等の生産が特定な地域に集中して

いるもの、そういうものに対してどのような対応策をとったらいとお考えでしょうか。WTOの農業協定の実施によって特産地の振興のための農業政策というのは可能になるかどうか、その点ど

うお考えになりますか。

○参考人(宮澤敏文君) 今、先生が申し上げられたところは、私も生産者の人の声を聞きますと、非常に危機意識を持っているところでございます。ただ、今までの日本の農業の歴史を私なりに

考えさせていただきますと、大変英知を絞って消費者との密着を非常に持っていましたわけ

でございます。一番心配しますのは、果樹の問題でも加工品の部分でございます。加工品が農家の生産の中の一

つの、特に兼業農家の皆さんの収入の多くのところになっていくという部分もありまして、そういうような部分での皆さんの生活に対する圧迫とい

うものは当然想定されると思ひます。そこら辺のところの問題について、農家は非常に困るという

ふうにただ一言で話があるわけでございますが、そこら辺はもっともと生産者も生産団体も知恵を出していくべきだというふうには考えております。

○清水澄子君 ありがとうございます。

それでは、渡邊参考人にお尋ねしたいと思います。

先ほど、このWTO協定によって、アメリカで

台頭してきた保護主義を抑制できるというメリッ

トといいますが、そういうお話がありましたけれ

ども、WTOが日本経済に与えるデメリット、そ

してメリットについてどのような見解をお持ちで

すか。

○参考人(渡邊純純君) 清水先生の御質問にお答

えを申し上げます。

まず、ガット事務所の試算によりますと、日本

経済という前に世界貿易全体でございますが、世

界貿易に与えますラウンドの効果、もしラウンド

がまとまると比較したと、それよりラウンドが失敗

した時点と比較いたしますと、それよりは大体年

ベースで二・二％ぐらいの貿易増というものを

見込むことができるというふうに言っております。

ラウンドによる自由化の効果といたしましては

マーケットアクセス、関税の引き下げとか非関税

障壁の撤廃とか、そういった市場アクセスの改善

の部分だけでも世界の所得レベルを二〇〇五年ま

で年間二千三百億ドルずつ上げていくといった

ような数字がガット事務局の方から出ておりま

す。このような数字は、OECDとかその他の国

際機関ないしは世界銀行といったようなところも

かなり似た数字を挙げております。ですから、こ

のようなことはそのまま日本経済にとってもプラス

になるというふうに考えることができると思ひ

ます。

また、市場アクセスにつきましては関税の引き

下げ、これを大体先進国は軒並み少なくとも三

％以上したというように約束しております。これは日本経済にとりまして大きな意味

を持つてくると思ひます。

それからあと、これはまだ試算のできない部

分でございますが、先ほど申し上げましたように

投資関連の措置。例えば、現地調達比率に関する

規制、投資を受け入れられている国からの規制、これ

がガット違反ということになります。WTO協定

違反ということになりましたので、そういうこと

から投資の促進といったようなことがこれから見

込まれる。その投資の促進、さらにはその投資が

どれだけの収益を生むかというところについてのあ

る程度の予見性、プレディクタビリティとい

うことが見えてくることから、これはもう少し、何

ともっと大きな効果になるであろう、プラスの効果

になるであろうということが予想されております。

す。

○清水澄子君　そこで、次にこのWTO協定の紛争処理機関についてですが、これには効率性と実効性のある紛争処理が期待されているわけです。しかし、この紛争処理機関には紛争当事国のNGO等の消費者といいますが、市民からの意見を提出する権利とか情報公開などが確保されていないと思います。この点についてもアメリカを初め日本でもNGOからの非常に強い不満が出ておるわけですが、渡邊さんはこのWTO協定の紛争処理機関のあり方について今後一つ一つ改善されていくものであるとおっしゃいましたけれども、何が必要であるとお思いになりますか。

○参考人(渡邊純純君)　まず、ガットの紛争処理の一般的な性格について述べさせていただきます。

実はガットの紛争処理といいますが、もう既に百五十件余りいろいろな案件が取り上げられてきた経緯がございます。計算の仕方にもありますが、大体その八割が裁定が出て、その裁定が実施をされている。我が国に関しては、酒・アルコールのパネルとか半導体のパネルとかいろいろな形で、先生方御案内のとおりでございます。

ですから、日本におきましても、日本のとっている当該貿易措置がガット違反ということになった場合には、これを是正するということが行われてきておりますし、日本が逆に提訴したケース、これは例えばECのアンチダンピングに対する迂回措置、この迂回措置につきまして日本が提訴したところ、日本が勝訴しております。それ以来ECは、欧州連合は、日本企業を含めまして東アジアの企業に対する迂回防止措置というものを一応手控えております。

このようなわけで、各国の貿易政策、貿易措置でガット違反、WTO協定違反というものが出てきたときには、これをいけば専門委員から成るパネルで判断を下すということになっているわけでございます。それはある意味で完全な裁判所とい

うよりは貿易交渉、外交交渉の一環としてこのような紛争処理が行われるというふうに理解した方がいいかと思えます。やはり外交交渉、貿易交渉でございますので、秘密というものはある程度守られないと各国は約束をなかなかできないということがあるかと思えます。ですから、確かに情報の公開ということはありますが、それがまさに交渉が進展中で、何らかのよりよい結果が生まれることを情報を公開してしまうことによって全くその芽を摘んでしまうということではいけないのではないかとございます。

ガット事務局に対するコンタクトインゲバーティーズですね、締約国からの信頼というのは、ガット事務局というのは各国のそういうシークレットをある程度ちゃんと保持する、秘密の保持ということについてガット事務局は非常に責任を持ってやるということがガット事務局の一つの信頼を高める背景にもなっております。そういうことで、紛争処理におきます秘密の保持というのはある程度重要ではないかというふうに考えております。

他方、NGO、非政府機関の参加というふうなことにについては、パネルの審議の中で専門家の意見を聞くということとで実現される可能性は残されているかと思えます。これは必ずしもNGOには相応いたしません、タイランドですね、タイがたばこの輸入を規制したケースがございまして、それでアメリカが訴えたんですが、その際にWHO、世界保健機関がこのたばこにつきまして健康上の害といったようなことで専門家の意見を陳述しております。ですから、オブザーバーといったような形である程度アドホック的になりますが、ケース・バイ・ケースでNGOが呼ばれ得る可能性、特にこれは環境が絡む問題の場合にこれから予想されることとございます。

○清水澄子君　WTO協定ではネガティブコンセンサス方式を採用して、全会一致で反対がない限り当事国がその自分の主張というのですか、決定を覆すことは難しいと言われているわけですが、

そうなりますとその国の経済主権が侵される可能性が生まれると思えますけれども、WTO協定とそのそれぞれの国の経済主権の関係はどのようにとらえていらっしゃるのですか。

○参考人(渡邊純純君)　ただいまの経済主権の観点でございますが、まずこのネガティブコンセンサス方式の意味でございますが、これは今までのパネルのケースにおきまして、先ほど八〇%ぐらいがうまくいったケースというふうに申し上げましたが、あとの二割はいろいろな段階で、さまざまな段階でせつかく提訴したにもかかわらずパネルが設置されない。それは被提訴国がブロックをするからでございます。それからパネルが今度は報告書を出しましたのに報告書が採択されない。それもその被提訴国がブロックをするというふうなケースがあるわけですね、採択をブロックする。

ですから、そういった被提訴国によります審議の妨害といったようなものが余り出てまいりますと、これはガットの紛争処理機能そのものに対する大きな疑義が出てくることになるわけでございます。ですから、ガットの紛争処理機能というもののについての信頼性を確保するためある程度時間の制限を設けるということが、今回のこのWTOにおける紛争処理の改良点と申し上げることができると思えます。今までむしろそういう被提訴国によるブロックということがあったために、これを防止するという観点からネガティブコンセンサスが導入されたということを指摘させていただきます。

他方、このネガティブコンセンサス方式によりまして被提訴国はやはり不利な立場に置かれます。そういう意味では、先生がおっしゃられたように、経済主権がある程度侵害されるかもしれない。ですから、いわばそのバランスをとるために、その対価といたしましてWTOにおきましては、現在のガットの中では存在しておりません上訴組織、上級審とでもいいたしうか、いわば控訴することができるといことがあられるわけござ

います。ですから、審査に当たったパネルが行いました法的な解釈とか判断の部分につきまして、常設の上訴組織、こちらが検討をするという形で少しでも関係国の経済主権というものが制限されないようにしようとしているわけでございます。

○清水澄子君　WTO協定では、国内における食品の衛生基準や規格はコーデックス委員会の基準を優先させることになっていないかと思えます。

○参考人(渡邊純純君)　済みません、もう一度おっしゃってください。

○清水澄子君　国内における食品の衛生基準や規格はコーデックス委員会の基準を優先させることになっていないかと思えます。消費者団体では、これは国内の食品の衛生基準や規格による食品の安全性が守られないんじゃないかという大変な危惧があるわけですが、参考人の御意見をお聞かせください。

○参考人(渡邊純純君)　まず一般論からお話をさせていただきます。

一般論から申しますと、これはいろいろな研究所とか、特にイギリスの「エコノミスト」といったような雑誌が特集を組んで報じておりますが、補助金が出ていけば出ているほど汚染が進んでいるということがあります。つまり英語で申しますと、モア・サブシイズド・モア・ポリューテッド、補助金がたくさん出ているほど汚染が進んでいるだけ公害が進んでいるということがございまして、これはまさに日本のケースに当てはまることでありまして、日本の場合、残留農薬のレベルなどはかなり高い水準に達しておることは先生方御存じのとおりでございます。そういう意味では、食品衛生とか公害の問題は非常に重要であります。

これにつきまして、先ほど冒頭の陳述で述べさせていただきましたように、とりあえず各国で交渉のテーブルに着いて、どのレベルにするかというのを議論し合うということがとても重要だろうと思えます。その議論の場所として、例えば

WHOとか、FAO、食糧農業機関ですね、こういったものがあるわけで、そこでの専門家の意見を反映させた国際的な合意であればこれはある程度受け入れていかざるを得ない、そういう性質のものではないかというふうに考えるわけでございます。

消費者団体の方々は農業ゼロといったようなところからスタートされますが、実際にキャベツでも何でもいいですが、全く農業を使わないで生産をするとも虫がいっぱいついていてなかなか食べられない。ましてや商品にはならないといったようなことがあると思います。つまり、我々は確かに農業ゼロが一番いいに決まっているわけですが、生産物としての食品を購入していく中で、ある程度国際的に合意されたレベルの農業の使用といったようなことは、これは議論をする中でその水準をどこにするかというのを決めていかなければならない、こういうふうにご考えております。

○清水澄子君 終わります。

○小島慶三君 宮澤さん、渡邊さん、きょうは本当に御多用中おいでいただきましてありがとうございます。

私ごとになりますけれども、私も全国に二十ばかり小島塾というのを持っております、その一つに安曇野小島塾というのがあるわけでございます。ですから、宮澤さんのやっておられる運動やなんかも私もよく承知しております。どうぞその面でもどんど御活躍をお願いしたいと思っております。

また、渡邊さんは長くジュネーブにおられて、このガット・ウルグアイ・ラウンド問題等についても熟知されておることでございますので、ひとつつきようはよろしくお願いをいたします。

これは初めに、古い話になりますけれども、一八四六年にイギリスが小麦の関税を撤廃したわけで、十年ぐらい議論をしたのでありますが、結局イギリスは世界の工場といったような立場で、

工業力ですけれども外国から物は買える、農産物は買える、またほかの国は農業生産に特化すればそれなりの収入が得られるということで、いわゆる国際分業論を展開したのがリカードでありまして、それに対してマルサスの方は、そういつてもイギリスの工業力というものがいつまで世界を制覇し得るか非常に疑問である。それから、世界の食糧供給が逼迫してくれば、イギリスが農産物を買いたいといつても買えない。彼の議論の根拠にはやはり人口論というものがあつたと思つて、人口の成長とそれから食糧供給の成長とあつたと思つておられるけれども、それで結局イギリスは十年議論をして関税を撤廃したわけなんです。

その後どうなつたかといふと、イギリスの工業の繁栄が続いたのは二十五年、たつた二十五年だつたんです。その後、アメリカが成長し、ドイツが追いつき、日本が追いつきというようなことで、イギリスが世界制覇をしたのは二十五年であつたわけなんです。その間、イギリスの農業生産というのはこれはもうほとんど壊滅状態に、殊に小麦生産というのは壊滅状態になつて一〇%の供給も得られないという形になつて、イギリスの食糧自給力はほとんど最低のレベルにまで落ち込んだという非常に苦い経験があつた。

イギリスはその後、そういうふうな状態では困るというので、戦争で食糧が買えないという問題もあつたと思つておられるけれども、必死になつて食糧増産をやつたわけなんです。そういう結果、品種の改良とか肥料の改良とかいろいろなことをやつて、さんざん惨憺たる努力をして、そして食糧の自給率を回復したわけなんです。その間百年かかつたんです。だから、私はこういうふうなことを考えますと、日本も大分それに近いような状態にあるいはなりはしまいかということが心配されるんです。

それで、両参考人にお伺いしたいと思つておられるけれども、今の状態では、日本の中長期の成長率と

いうのは、これはイギリスがかつて一%まで落ちたんですけれども、一%にもたえ得ないというケインズの話がありますが、そういう状態になつてくると。だから、今、世界の中で工業は繁栄しておりますけれども、果たしてこれが何年ものかという危機の感を私は持つております。

ですから、そういう点を考え、また一方で世界の人口というのはどんどんふえていくわけでありまして、近いうちに百億になるというレベルになりますと、一人当たりの食糧増加ということだけでは間に合わないでありまして、食生活の高度化というのがございまして、そうしますと一・五倍ぐらいの食糧供給をしていかなきゃならぬだろう。そういう場合に、果たして日本は十分な食糧を世界から買えるのかということになります。

そういう点で、日本はどうしても先ほど来お話がありましたような水田を中心とした米とこの、これを自給力の基礎にして持つていくということが大変肝要になるのではないかと思つておられる。

今、上程されておりますマラケシュ協定に基づくWTOの機構というもので、さつき質問された清水さんもおっしゃつておりましたけれども、これはかなり主権の制限という問題が起つてきまして、そうすると、食と環境と社会といったような三つの面で主権制限されるという動きが、今後これは国の主権だけでなく地方の自治体とか民間団体までWTOのもので一種のハモナイゼーションが要求されるわけでありまして、そういったようなものは世界の食糧供給の面から見ても、それからもう一つのWTOのものの規制という質の問題におきまして大変危険な状態になりはしまいかというふうに思つておられると思いますが、この辺ひとつお二人から御意見を承りたいというふうに思います。

○参考人(宮澤敏文君) 今の小島先生のお話でございしますが、私も同じ危機を持つてございまして、

す。先ほど清水先生からのお話もございましたが、実は、食、環境そして社会、特に私が先ほど清水先生の大丈夫かというお話の中で感じましたことは、地域社会が崩れてくるのではないかとこの心配でございます。

当然私の考え方、田舎の代表として安曇野を例にするのは大変狭小な例で申しわけないわけですが、現にやはり水田による、今、若い人たちのよりどころというのはやはり春夏の収穫のお祭りになつておりますし、そういうのが地域にいる人たちのまとまりになつていっているわけでございます。それが今、現状の中で非常に崩れてきておりまして、隣に住む人たちの一挙一動がわからないうつた方一つにつきまして、例えば隣近所のお葬式の出し方一つにつきまして、こころの日本独特のよさが失われていくということを非常に危惧するわけでございます。

地域の中にも、やはり生産者の中でも国際分業論という考え方に対しての大変危機がございまして、果たしてアメリカが日本の食糧がなくなつたときに、今、州が接していても食糧を隣でもって融通してくれない国が、最も人種も違う日本に対してそれを送ってくれるだろうかというような考え方が生産者の中にも出ていることも事実でございます。

そういうような中であつても、当然すばつとなかなか割り切れないところがございますが、有史以来つくつてきました地域文化がこのところ大きく揺らいできているというところは、この水田といふもの、農業といふものをつくつた一つの地域文化が崩れてきているというところをやっぱり先生方も肌で感じていらつたことではないかと思つておられるけれども、私も実は感じておられるわけでございます。

特に、先生が今言われました食、環境、この問題はまた知恵の出し方がございまして、地域社会が崩れた場合はこれを取り返すには大変な時間がかかるわけでございます。こころの一つの考えをぜひとも添えさせていただきますとさせていただきます。

いただきます。ありがとうございました。
○参考人(渡邊純純君) 小島先生の御質問にお答えをいたします。

一八四六年のこれは穀物条令の廃止でございますが、その後一八四九年に航海条令の廃止ということをしております。私も今の日本の特に米との関連で新聞に寄稿したりするときはよく使う話でございます。ただ、先生とはちょっとニュアンスの違う使い方をいたしております。

私どもはバクス・ブリタニカ、つまりイギリスの平和なしいはイギリスの覇権のもとでの国際の平和というものを、そしてイギリス自身の繁栄というものは、むしろこういう穀物条令の廃止、航海条令の撤廃という自由貿易的な政策をとる中でイギリスの繁栄がもたらされたんだということを私は説明しております。

特に、単にイギリスがそれによって繁栄をしたというだけではなくて、イギリスが当時盛んになっておりました綿花、綿製品を輸入する先といまして、大陸ヨーロッパのイギリスより発展レベルのより低い国がイギリスが綿花を買ってくれることで栄える、ないしはイギリスに食糧をフランスとかドイツが輸出をするという形で栄える、より豊かになる。遠くはアルゼンチンといったような南米の国までがイギリスにアルゼンチンの有名なアルゼンチンビーフを輸出する中でより豊かになっていくということで、いわばイギリスが自由貿易主義に転換をしたことによりまして、イギリスが原材料を輸入し食糧を輸入しておりました大陸ヨーロッパの諸国、さらには南米の諸国といったようなものが少しずつ豊かになってきたわけでございます。そういう中でイギリスも豊かになりながらその周辺国も豊かになる、そういう構造をつくってきた。これがバクス・ブリタニカと言われるゆえんではないかと思っております。

バクス・ブリタニカが続きました年月でございますが、先生は二十五年と言われましたが、私もいろいろアメリカの学者と議論したりしております、一八一五年のウィーン会議をとるのは

ちょっと早過ぎにしましても、穀物条令撤廃の一年前、一八四五年ぐらいから第一次世界大戦の勃発ないしは第一次世界大戦の終了まで、一九一四年から一八八一年というふうな感じで、大体七十五年ぐらいをとるとというのが一般的ではないかなと思っております。ですから、イギリスの繁栄は決して二十五年で終わったわけではなく、約一世紀にも及ぶ繁栄はイギリスの自由貿易主義への転換というのが契機になっていっているということを一指摘させていただきたいと思うわけでございます。

他方、第二次世界大戦が起こる一つの背景といまして、当時の第二次世界大戦が起こる前の段階で、戦間期の経済、世界経済の、世界の産出量の約半分、五〇％をアメリカが生産していたのにもかかわらずアメリカがかつてのイギリスのようないわば中心国としての責任を果たさなかった、アメリカが大国であるということの自覚がなかったことのゆえにその経済が地域経済としてブロック化していくといったような形で戦争に至ったというふうなことも指摘されております。

○小島慶三君 済みません、時間が。

○参考人(渡邊純純君) ですから、そういうことから申しますと、今の日本に期待されておりますのは、やはり二十一世紀へ向けて、かつてのイギリスが図ったような保護主義から自由貿易主義への転換ということが今必要なのではないかというふうに思っているわけでございます。

○小島慶三君 どうもありがとうございます。ちょっとこれ以上この問題を突き詰めていきますと論戦になりますし大変時間もかかりますので、後日、先生とまたやらせていただきたいと思います。うふうに思います。

それから、もう私の時間は残りございませんが、一つだけ農業というものの見方、先ほど笠原さんもおっしゃったので余りくどくと申しませんが、私も、やっぱり私は自由貿易をねらったマラケシュ協定というものとそれから国内のいろいろな法律制度、その調整、この間にかんがりの

ギャップを感じております。だからその点もひとつ伺いましたかったんですけれども、もう時間がございせんから私の意見だけ申し上げておきます。

農業と工業とを一緒に律するという点にもとも間違いがあったのではないかといいことでございします。工業は、私もいろんな国に工場をつくりましたけれども、どこへ持っていくても資本があり、労働力があり、そして技術があれば同じものができます。しかし、農業は絶対そんなことはない。例えばアメリカのような農業、ヨーロッパのように氷河を削った土地、それから日本のように、日本の国土の高さというのは海底からはかりますと八千メートルないし一万メートル、ヒマラヤと同じだという地理学者の話がありますけれども、そういうところで世界の二倍半の雨がそこへ降るわけでありまして、そのままだにしておけばもう国土は完全に崩壊するばかりになるわけでありまして、それを支えているのは森林であり水田であり水田のサイクルができ、それから生態系の保持ができるということ、これとかかわり合っている農業というのは単に一般の工場で商品をつくるという、そういった見方で見てはいけないんじゃないかと思っておるわけであります。

要するに、農業にはそういうコストが入っている、殊に日本のようなところはそうである。ヨーロッパやアメリカとは全く違うわけでありまして、同じ条件で同じ土俵の上で競争しろといっても無理な話なのであります。ですから、そういうふうな点をできれば渡邊さんもガットにおられたときに、もっとやっぱり世界に日本の特殊性といえますかそういうものを強調していただきたかったというふうに思うわけであります。この点も後でまたお話しさせていただきます。

○山下栄一君 公明党の山下でございます。きょうは遠いところ、宮澤参考人また渡邊参考人、平日でございましたのにお越しいただきまして、またさまざまな形で大事な今回の国際的な自由化促進のための国際機関の設立に関する条約批准の問題、またそれに伴う国内法関連の審議が衆議院、参議院それぞれ行われておるわけでございしますが、それぞれの見地から高い見識をお教えたいただきまして本当にありがとうございます。

まず、渡邊参考人にお聞きしたいと思うわけでございします。時間が十分しかございませんので、まず二点お聞かせ願いたいと思うわけでございします。

今回のマラケシュ協定の合意の意義につきましては、冒頭に陳述の中でわかりやすくお教えいただいたわけでございしますけれども、ガットと比べますと暫定的な適用という状況から、今回の常設機関の設置と、二国間交渉だけではなくてそういう国際的な話し合いの場が常にあるという状況をつくったこと、また紛争処理体制も非常に改善強化されたこと、大変大きな意義があるということをおっしゃったわけでございします。

ただ、超国家的な権威というのが非常に今の国際社会は弱いわけでございまして、国家主権を制限するようなものにつきましては非常に厳しい反発があるというふうな状況があったわけでございします。一九四八年二月一日から暫定的適用という形になってしまったガットと同じ運命をたどることはないかと思っておりますけれども、あのときもITO、国際貿易機関ですか、一応用意されておつて、結局設立できなかったという状況があるわけでございまして、今回もたとえ発効いたしましても実質骨抜きになってしまおうというふうなことも心配されるわけでございします。

特に、過日のアメリカの議会がクリントン大統領に注文をつけたと申しますか、WTOの紛争処理によってアメリカの主権の侵害を監視するため、紛争処理チェック委員会ですか、これを設置する、これを国内法で来年つくりなさいと。WTOからの侵害が五年間に三回に達した場合は米議会は大統領にWTOからの脱退を勧告できるという、そのような国内法を制定しようという約束を

まず、アメリカの実施法案との関係でございますが、アメリカの実施法案の中にも、三〇一条なものはスーパ一三〇一条の適用を受けるようなケースにおきましても、それが何らかの貿易協定の方の中に含まれている場合には、その貿易協定の方でまず紛争処理をしないということが書いてあ

それから、拘束力いかにいうことでございますが、拘束力については以前もあつたわけですね。それはある程度、もしパネルの勧告に対して、被提訴国がちゃんとした違反措置と認定されたものをガット整合的なものに変えないときにはリタリエーションといまして、報復措置の対象になったりするという形でそこが担保されていたわけでございます。ですから、そういう意味では

問題があるんですね、南北問題。御承知のように、この途上国の問題というのは貧富の問題、つまり先進国との経済格差という問題で、これを解消しなければならぬということで、例えばUNCTADなんかでの努力がされてきました。しかし、それでも貧富の格差というのは依然として経

と、本当にこういう状況が、私は途上国の問題だけをとり上げましたけれども、本当に公正、公平な国際貿易の秩序の進展になり得るんだろうかというのが私の大変な懸念なんです。

農業の問題については、先輩あるいは同僚議員等からも御指摘がありましたから、一定の問題に

ついでには保護という措置もやっぱり考えられるべきである。それは、本当にその国の主権等々経済的な主権を考えるならば、そういう措置があつてもいいんじゃないか。だから、そういう意味で今度のWTO協定というのは大変な懸念を持つているわけですが、その点について渡邊参考人、どういふふうにお考えなのか。

○参考人(渡邊純君) 先生、どうも御質問ありがとうございます。

私も、ガット事務局におりまして毎日の仕事といひますのはほとんど途上国の方へのいろんなテクニカルなアドバイスでございます。そういう意味では、先生の言われた御懸念、御心配はまさにそのとおりでございます。先生の見識の高さに大変感服するものでございます。

他方では、ガットとかOECDは先進国のものだからあんなには参加しないというふうなことを言ったり、あるいはある種先進国に付属をして成長していくというよりはあり得ないから先進国市場とのリンクを切つてしまえというふうなことが一時期、一九七〇年代の国際経済秩序論の中で出てまいりました。従属理論とか、いろいろ南米の方から出てまいりました。

そういうときに、実際に先進国市場ないしは世界市場とのリンクを完全に切るか、ないしは極力それを減らすということをした国々が、例えば北朝鮮、キューバ、そして先生がお挙げになられたタンザニア、現在ミャンマーと言われているビルマ等々でございます。それが七〇年代で、二十年たった現在、それぞれの国の現状は今もう説明する必要がないくらい知られているところでございます。ですから、途上国にとりましても、世界市場とフルにつながつて、そしてその中で自国をある程度開放し、そして競争にある程度さらしていくということが、途上国の中でも非常に伸びた国と伸びない国との分岐点になっているということと言えようかと思ひます。

ですから、今回のウルグアイ・ラウンドにおきましては、途上国の参加というものも非常にこれ

までのラウンドとは違う、東京ラウンドないしはケネディ・ラウンドとはかなり違う面として出てきたわけでございます。そういった中で、特に健康途上国などと私どもは呼んでおりましたが、割と貿易ということに対して積極的に世界市場とのリンクというものを大事にしている国は、やはりかなり現実的なアプローチでそのルールメイキング、ルールづくりに参加してきたという経緯がございます。ウルグアイ・ラウンドという、ウルグアイという国の名前がラウンドにつき、またマラケシュというところで最後の調印が行われたというところは、単に場所の名前だけではなくて、非常にシンボリックな、つまり途上国がかなり巻き込まれたラウンドであつた、途上国がインボルブされたラウンドであつたということが言えようかと思ひます。

他方では、先生の御懸念に対応するために、ガットないしはWTOではさまざまな特別措置、スペシャル・アンド・デイレインシエータードトリートメントといひまして、我々頭文字をとつてSANDと呼んでおりますが、特別にしてある程度先進国とは区別された待遇というものを約束しております。

その中では、特に後発の発展途上国、いわゆるLDCと呼ばれる国に対しては猶予期間をさらにぐつと延ばしたりしまして、そういう形で途上国にとつても入りやすい枠組みになるようにという工夫は随所にされているところでございます。

○立木洋君 官澤参考人に環境保全の問題でお尋ねしようと思つたんですけれども、もう時間が来てしまいました。

どうもありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) 以上で午前の参考人に対する質疑は終わりました。

参考人には、貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件外七法律案を議題とし、参考人の御意見を承りいたします。

午後は、東京農工大学教授石原邦君、全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、日本生活協同組合連合会理事日和佐信子君及びいのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表雨宮正子君に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言あいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ当委員会に御出席をいただきました。まことにありがとうございます。

議題となつております各案件につき忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御意見をいたします。

なお、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、石原参考人からお願ひをいたします。

○参考人(石原邦君) ただいま御紹介にあずかりました東京農工大学の石原でございます。このような席で意見を述べさせていただくことを大変光栄に思っております。

心が高まつておりまして、その中で今後の農業において環境保全に配慮した農業の展開が必要であると考えますので、本日はこの環境保全型農業を中心として、私の専門であります作物学、作物栽培論の立場から参考人としての意見を述べさせていただきます。

農業は、太陽エネルギー、土地などの自然を活用し、地球上における人間の営みのうちで環境と最も調和し、持続性の高い産業と考えられてまいりました。しかし一方、人間は農業を行うことによって環境を破壊し、不毛の土地をつくり出し、あるいは一度悪化した環境を修復しつつ農業を持続し、また発展もさせてまいりました。これから先もこのような状態を人間が再び起こすという可能性を否定することはできないと考えております。

さて、作物栽培の基本は、耕地の地力、土壌肥沃度の維持向上を図りながら、その地域の気象、環境に合った作物あるいは品種を選択し、雑草や病害虫の被害をできるだけ少なくし、目的とする収穫物を多く、しかも品質のよいものを生産することにあります。これを実現するために、農業技術の余り発達していない段階では非常に大きな努力が払われてまいりました。

例えば、病害虫が一度発生すると防ぐことができないために、収量や品質を犠牲にしても栽培時期や栽培方法は病害虫の被害を防ぐことを第一に決定し、また土壌肥沃度を維持するためにどんな作物を作物するか、その順序をどうするかが決められておりました。

ところが、化学肥料、農薬などが開発され、機械が発達し大型化するに従つて生産性の向上が第一の目的とされて、耕地の大規模化、作物の単作化が進められました。このようにして構築された栽培技術は、多量のエネルギーと肥料や農薬などの使用を通じて生産性の大幅な向上を実現しましたが、一方で、生産された食糧の安全性などの問題が生じました。それだけでなく、環境にもマイナスの影響を及ぼしてまいりました。

その影響は、我が国では水田農業を営み雨が多いということも関連しましてアメリカやヨーロッパに比べれば小さいんですけども、畑作地帯での地下水の硝酸態窒素濃度が高くなるなどの問題を生じており、農業環境の保全は重要な課題となり、農業環境への影響を軽減するのみならず、積極的に人間の生存環境を保全する機能を維持増進する農業、すなわち環境保全型農業の発展が求められるようになりました。

我が国における環境保全型農業を推進する際の諸問題を概括的に列挙してみますと、例えば耕地の物質循環を基本とした輪作を中心とした作付体系の確立、水田の高度利用、環境保全機能の活用、耕種と畜産との結合による物質循環を中心とした地域農業システムの確立、あるいは総合的病害虫防除の確立と発生予測、情報伝達の整備、施肥法、肥料利用効率の向上、耐病虫害抵抗性などの新しい品種の育成や新しい生物機能の開発などがあります。

また、少し違いますが、環境汚染の実態の把握も重要であります。あるいは社会的な条件としては、農業の役割の認知と社会的な保障、あるいは生産者と消費者の有機的連携などを挙げることもできるかと思えます。

以上のように、環境保全型農業を推進するに当たっては前述した以外にも多くの問題に対応していかなければなりません。どの問題をとってもその対応あるいは技術の確立は決して容易ではありません。このことについて輪作に例をとって少し説明したいと思います。

輪作は、同一の耕地に異なる種類の作物を一定の順序で繰り返し栽培する作付様式です。輪作は、化学肥料を減らしつつ物質循環を通じて土壌肥沃度を維持し、耕地の生態系を複雑にすることによって病害虫、雑草の発生を抑制するという点から環境保全型農業に不可欠な作付様式です。

輪作は農業の基本としてヨーロッパで発達したのですけれども、日本ではもともと水田農業中心であったということもあって、この作付様式は必

ずしも確立されません。畑においても必要に応じて作物を栽培するという、自由式と言われるものが、それが行われてきました。この理由は、輪作といった複雑な作付様式をとらなくても、山林が多く耕地が狭いため地力維持は里山と結びつくことによつて可能であり、雑草なども人力によつて除去するというのができたからであります。

このような背景がありますので、化学肥料、農薬が発達し機械化が進むことによつて、作付は完全に市場の要求、経済性の追求、言ってみれば商業と同じ論理によつて決定されることになりました。したがって、我が国では過去には確立された科学的輪作体系は存在しないと言えます。

実際には全く存在しなかったわけではなくて、耕地の利用度を高め、農家の自給自足を中心とした例えば大豆、小麦、陸稲、サツマイモ、大根などを組み合わせた作付様式は存在してありました。しかし、食生活の変化とともに増加してきましたトマト、キュウリなどの果菜類や、キャベツ、レタスといった葉菜類を組み入れた輪作体系を確立する問題は、全く新しい課題として、研究として取り組んでいかなければなりません。

我が国の輪作ではまた、水田の活用を考えることも重要であります。水田は耕地として極めて安定した生態系であると同時に、畑とは全く異なる生態系であります。すなわち、水田と畑では土壌の理化学的性質は全く異なり、土壌中の微生物層、雑草の種類は違いますし、水稲と畑作物では発生する病害虫も異なっております。したがって、水田を二、三年畑として利用し、再び水田として水稲を栽培することを繰り返す、田畑輪換といいますが、この田畑輪換は地力維持活用、病害虫・雑草防除、さらに水稲、畑作物の収量から見ても環境保全型農業にとって最も望ましい輪作体系の一つで、他の先進国にはない特徴があります。

田畑輪換を行うためには、排水し地下水を下げれば畑になり、かんがいすれば水田になるという耕地基盤がなければなりません。このためには大

型機械による大規模経営を可能にする土地基盤整備よりもさらに高度な基盤整備が必要であり、これを實現することは我が国の稲作を含めた農業にとつて最も重要な課題の一つと考えます。

さらに、輪作に組み合わせるのは作物だけではありません。病害虫や雑草の発生を抑制する拮抗植物、例えばネコブセンチュウを抑制するマリイゴールド、耕地に残っている肥料などを吸収させるクリーンあるいはキャッチプラントなども輪作の中に加える必要があります。これらの植物の目的とする機能の高いもの、あるいは新しい機能を持った植物の育成が必要であり、そのためにはバイオテクノロジーなどの最近の発達した科学技術の利用が考えられます。

今まで述べてきたことからおわかりのように、輪作だけを上げてみても問題は非常に多岐にわたります。全く新しい課題を含んでおり、研究すべき問題が非常にたくさんあります。

輪作体系についての研究は、農学も含めた近代科学の常法である解析的な研究ももちろんありますが、その大部分はいろいろな学問分野の研究者が相互に密接な連携をとりつつ総合化を目指して行うもので、しかも研究の組み合わせは多く、長い年数を要するものであり、当然のこととして地域、土壌などによつて問題は異なっております。

したがって、従来の解析を中心とした研究に比べて環境保全型農業にかかわる研究は規模が著しく大きくなり、研究者、研究費も多く必要となります。また、田畑輪換のところで述べましたように、条件整備にももちろん多額の資金を要することにになります。こういったことはアメリカのナショナル・リサーチ・カウンシルの農業委員会も指摘しているところであります。

輪作体系は一つの耕地、経営の問題ですが、畜産農家などでは経営内で物質循環を完結させ、環境を保全することはできず、こういう場合には地域全体として、ある場合には市町村、県、さらに県を超えての取り組み、合理的物質循環の構築が必要となつてまいります。物質循環の規模が大き

くなればなるほど問題はさらに複雑多様になり、解決すべき事柄も多く、そのためには生産者、農協、自治体の連携協力が非常に必要となつてまいります。

これまでは生産面について述べてまいりましたけれども、環境保全型農業は流通、消費とも密接に関係を持っております。この点を害虫防除を例に御説明したいと思います。

農薬が発達して以来、害虫が発生したらあるいは発生することが予想されたら農薬を散布するというのが防除方法であります。しかし防除手段は、農薬を用いる化学的防除以外に、天敵を利用する生物的防除、害虫の発生の少ない時期に栽培時期を変える生態的防除などいろいろあり、環境保全型農業ではこれらを組み合わせた総合防除が基本となります。

総合防除はFAOによつて、「いろいろな防除手段を相互に矛盾しないように有機的に調和させながら併用することによつて被害が経済的許容水準以下に維持されるように害虫の発生を統制する防除体系」というふうに一九六五年に定義されました。

ここで経済的許容水準が問題となります。想像ですけれども、この定義をしたときには恐らく収量の問題であつて、害虫を全部殺すのではなく、収量が許容範囲以上に低下しないレベルに害虫を防除するという意味であつたと思えます。

現在の我が国では、その経済的被害がどの程度かは生産物の品質、これは味ではなくてむしろ主として外観によつて決まります。流通業者、消費者に価格が著しく安く決まります。外観が悪ければ満足してもらえないような外観を維持するために、害虫の密度を非常に低いレベル、ある場合にはゼロに抑えなければならぬということも生じます。こういった場合にはもう農業に頼るしかなく、このことは環境保全型農業の実施を著しく困難にしております。

先ほど述べました生態的防除として害虫の発生時期を考慮した栽培となりますと、いつでも食べ

たいものが食べられるというわけにはいかなくなり、食べ物にはしゅんがあるというような考え方が必要になりますし、さらに言えば、その国、その地域で生産された農産物がいろいろ加工されて食料となり、それから食文化が生まれたという農業と食料の根源的な関係を思い起こすことも環境保全型農業を考える上で重要なことだと思います。

ここで特に強調しておきたいことは、環境保全型農業は生産者だけの問題ではなく、流通、消費の問題とも密接に関係しているということであり、最後に、環境保全型農業から見た世界の食糧需給の将来を考えてみたいと思います。

農林水産省の新政策、「新しい食料・農業・農村政策の方向」の中で、中長期的には急激な人口の増加や地球の温暖化、熱帯林の消失、砂漠化の進行などの地球環境問題を考慮した場合には、食糧需給が逼迫する可能性があるというふうにしており、また、国際的な食糧、環境、人口問題の研究所、ワールドウオッチ・インスティテュートの報告では、最近、穀物生産量の増加が停滞し始めており人口増加は続いているので、一人当たりの穀物供給量は一九八四年の三百四十キロを最大として減少し始め、一九九三年では一％減少し、二〇三〇年には一九五〇年代の水準の二百四十八キロまで減少するという予測が出されております。また、米の需要は二〇二五年には現在の七〇％増が予測されております。世界の耕地面積、水田ともに一九七〇年以降はほとんど増加しておりませんし、今後増加する可能性はほとんどないと言われております。したがって、不足分を補うにしても需要の増加に対しても単位面積当たりの収量増で対応しなければなりません。

既に述べましたように、農業生産にとって環境保全型農業の重要性はますます大きくなっております。この重要性は我が国だけではなく、アメリカ、ヨーロッパにおいても同様です。経済的生産

性を追求した大型機械化、化学化、単作化した生産様式によって、アメリカでは土壌が大型機械で踏み固められることによる硬盤の形成、土壌侵食、地下水の枯渇などが問題となり、ヨーロッパでは肥料、農業による土壌・地下水汚染、硬盤の形成などが問題となっております。こういった問題に対しては、研究、普及を通じて、あるいは補償制度を設けて、環境保全に配慮した農業を進めようとしております。

このような先進国の実態を見てみますと、この三、四十年の間に高度に発達した近代農業技術によって環境と調和しつつ安全な食糧を持続的に生産できるという保証があるとは言いがたいように思われます。

一方、既に述べましたように、人口増加に伴う食糧需要に対応するためには単位面積当たり収量が求められており、そのためには品種改良などの他の手段を用いるとしても、特に発展途上国では一層の機械化、化学化を避けて通ることはできません。このように考えますと、農業あるいは農業技術は世界的に見ても現在大きな壁に直面しつつある、あるいは既に直面している状態にあると言っても過言ではないように思います。

このような状況のもとでは、我が国の農業基盤の強化充実を図っていくかなければなりませんし、国際化の中では、先進国の農業はもちろん、発展途上国における農業生産量の動向だけではなく、農業生産の基盤となつていく農業技術の実態、その変化、動向に注目しつつ、中長期的な見通しを持って我が国の農業、食糧問題に対応していくことが極めて重要であると考えております。

以上で発表を終わらせていただきます。
○委員長(天田部理君) ありがとうございます。次は、高野参考人をお願いいたします。高野参考人。

○参考人(高野博君) 全中の高野でございます。この特別委員会において意見を述べる機会を与え

ていただきました、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

最初に、ウルグアイ・ラウンド農業合意関係でございます。

農業は食糧生産を第一義としておりますが、それにとどまらず、環境や国土の保全を初めとして多面的な機能と役割を果たしております。食糧供給の経済的効率性だけで評価することには大きな誤りがあると思います。農業生産は自然や地理的条件に制約されております。世界各国におけるそれぞれの生産条件を無視し、農産物貿易ルールの原則を関税化としたウルグアイ・ラウンドにおける農業合意の内容については、日本の農業者の立場からすれば基本的に反対であります。

このような関税化は、生産条件の劣った国の農業を崩壊に導きかねません。経済的効率性が優先される工業製品の貿易のルールを農産物貿易のルールとしてよいのか、強い疑問を抱かざるを得ません。さらに、農産物の輸出国と輸入国の公正さが保たれていない不正な内容であることも強く指摘しておかなければなりません。また、我が国農業の基幹作物であるとともに国民食糧である米について、関税化の例外を確保したといえ、その代償として国内の需給動向に関係なくミニマムアクセスという膨大な義務輸入を課せられたことにつきましては、国内農業の縮小につながりかねないものと言わざるを得ません。

一方、地球規模で見た二十一世紀の食糧と人口、環境の関係につきましては、爆発的に増加する人口に食糧生産が追いつかないこと、これ以上特定の国、地域での集中的食糧生産を行うのは環境破壊を進行させることが懸念されております。世界各国がみずからの農業生産資源を最適に活用して持続可能な農業生産を行う、そして国内自給を基礎とした食糧供給の安全保障を確保していくことは、一國のエゴイズムというふうなものではなくて世界全体の課題だと考えます。

この見地に立つて、平等かつ公平な新たな農産物貿易ルールの確立に向け、早急に我が国政府と

して取り組むべきだと考えます。

次に、WTO国内対策関係でございます。ガット・ウルグアイ・ラウンドの結果を踏まえたものが今回のWTO設立協定であり、しかも一部条項の受諾の諸否を選択できない、いわば一括受諾方式であると聞き及んでおります。したがって、国会における慎重な審議が行われ、国会においてWTO設立協定を批准するかしないか、もし批准するとなれば、農業合意の内容に種々の問題があることを踏まえて、それは恐らく高度な政治的な判断であると受けとめざるを得ないわけでございます。

政府は、昨年十二月十七日、「影響を最小限に食い止め、その不安を払拭し、安んじて営農にいらしむことができるようにする」、そのために万全の対策を講じるということを国民に約束したわけでございます。さらに、先月二十五日には緊急農業農村対策本部において、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱を施策として決定し、同時に地方単独施策を含めれば総事業費七兆二千億円の財源措置を明らかにしました。また、今回の対策はウルグアイ・ラウンドに伴う新しい事業であり、従来の農林予算に支障を来さないよう配慮することが政府と与党の間で合意されておる旨聞き及んでおります。このことをこの合意に沿って確実に実施してくださるよう強く求めるものであります。

関連対策の事業には、我々が繰り返して今まで求めてまいりました農家の負債、農地流動化、新規就農、中山間地域等々の対策が盛り込まれております。今後の農業再建と農村活性化への足がかりになるものと考えております。したがって、この対策を実効ある施策として具体的に実施することが肝要であります。さらに、先進諸国の中で異常に低い食糧自給率の将来的な改善を目指して、国内生産の維持拡大を基礎とする国内農業の持続的発展と農村の活性化を図るため、こういうことを内容とした食糧、農業、農村に関する新たな基本法を広く国民全体で議論する中で制定して

いただきたいと思います。

次に、主要食糧法関係でございます。

現行の食糧管理法につきましては、国民食糧の安定供給に重要な役割を担ってまいりましたが、自主流通米の著しい拡大、それから経済実態との乖離などの中で見直しの時期にあつたと認識いたしております。そのような意味で、今回、食糧管理法を廃止し新たな法制度に移行することは必要であると考えておりますが、新制度でも国民の主食である米の需給と価格の安定に国が責任を持つ制度の意義はいささかも失われていないと考えております。

そこで、第一に計画制度についてでございますが、今回の制度は、政府が計画制度を中心に需給と価格の安定を図ることとしております。計画のもとで生産調整の円滑な推進や備蓄の機動的な運営、適正かつ円滑な流通の確保、輸出入の一元管理が行われることとなっております。したがって、国内産米の需給に影響を与えないミニマムアクセスの取り扱いとするとともに、このような基本計画の策定に際しましては、消費者と生産者の意向に十分配慮した運営がなされることを要請したいと考えています。

第二に、需給と価格の安定に向けてとりわけ重要となるものが、的確な生産調整の実施でございます。今回の制度で初めて生産調整が法律に位置づけられることになりました。これは評価できますが、具体的にその実効が確保されるかどうかについては今後の運用にゆだねられている部分が大きいのと言えます。とりわけ、生産調整参加者が不利にならないような生産調整数量を確保できる助成金の体系や水準の確保、それから生産調整手法の多様化、さらには登録出荷業者の生産調整関連業務への従事の明確化等について、十分生産者団体の意向を踏まえていただきたいと思いますと考えております。

さらに、生産調整の推進につきましては、政府、自治体の行政側と生産者団体が一体となって取り組むことを基本とすべきだと考えます。

第三に、備蓄制度の運営についてであります。

稲作が自然条件に左右され豊凶変動を避けられないということから、一定の幅を持った弾力的運営を進めることを基本とし、その水準については百五十万トンから二百万トン程度が確保されるべきだと考えます。また、政府が備蓄の実施主体となることを原則といたしまして、これに必要な財政措置は国民生活の安定に欠くことのできないものとして確保することが必要だと思っております。さらに、需給状況に応じ民間備蓄や調整保管を実施せざるを得ない場合には、これに対する助成措置と円滑な販売を可能とする運営方法を確立すべきだと考えます。

第四に、流通の基本となる計画流通米の確保対策についてであります。

米の需給と価格の安定のためには、自主流通米と政府米から成る計画流通米が流通が大宗を占め、登録業者を通じた安定的な流通になることが必要であります。このため十分な助成措置を講じるべきだと考えます。また、生産者に対する計画出荷基準数量の配分手続や、登録出荷業者や自主流通法人の販売先等、計画流通米について政令以下で定める事項が多々残っておりますが、これにつきましても生産者団体との意見調整を十分行ってお決めいただくようお願いしたいと考えております。

第五に、米の価格形成のあり方についてでございます。

政府米の買い入れ価格については、自主流通米価格の動向、それから需給動向、さらに生産条件等を参照しながら決めるということになっておりますが、生産調整参加者からしますと、政府買い入れ価格が米価全体の下支えとして機能するものと受けとめざるを得ないわけでございまして、再生産確保の視点を重視して算定方法や水準が設定されるべきだと考えます。

最後に、ミニマムアクセスによって外国産米が輸入される中では、消費者に対する的確な情報を提供するための表示制度の強化等が必要であると

考えております。

次に、個別品目関係でございます。

輸入農産物と対抗するため、生産者は競争力強化に不断の取り組みが必要でございます。また行っておりますが、努力にも限界があると言わざるを得ません。今回、米以外の各品目については、既に自由化されている品目についてさらに関税が引き下げられるわけでございまして、乳製品、でん粉等に対する関税の導入等、その存立条件は一層厳しいものとなっております。

個別品目の対策につきましても、各作目別の経営が確立するよう、価格の安定と需給調整対策の拡充強化、さらに加工・流通施設の集約合理化、技術の確立と普及等、作目の特性に応じた多様な対策が講じられるべきだと考えております。

最後に、農協みずからの事業と組織関係でございますが、農産物貿易の枠組みが新たなものとなる中で、国内農業の持続的な発展に向け政策的対応を確立するとともに、組合員の負託と期待にこたえて「JAGグループ」としても最大限の努力をしていくことが必要になっておると考えております。

農協の事業並びに組織のあり方に関しましては種々の批判がございしますが、中には誤解に基づく批判もありまして、また率直に耳を傾けなければならぬ批判もございします。JAGグループといたしましては、ことしの九月に全国大会を開催いたしまして、「二十一世紀への農業再建とJAGの改革」、これに取り組むことといたしております。その内容は、食糧の安全保障と国土環境保全を図る日本農業の再建と農村の活性化、さらには組合員との結びつき、消費者との連携を基礎とした協同活動の強化をうたっておりましてございします。

こういう方針に基づきまして、組合員の期待と信頼にこたえるJAG事業の改革、組織の改革、経営体質の構築を図ってまいりたいと考えております。このためにみずから努力いたす所存でございますが、先生方のさらなる御指導、御鞭撻をいただきます。

だいたいと思います。

以上でございます。

○委員長(矢田部理君) ありがとうございます。

次に、日和佐参考人をお願いいたします。日和佐参考人。

○参考人(日和佐信子君) 日本生活協同組合連合会の日和佐でございます。本日はこの場で陳述する機会をいただきました。大変ありがとうございます。

今回のWTO協定は、経済のグローバル化、排他的保護貿易政策が危惧される中で、国際的な自由貿易体制を整える大変大切な内容を持つているものと考えております。しかしながら、これまでの陳述にもございましたように、農業分野合意ではほかの工業製品と同様の貿易ルールに農産物を当てはめようとする問題があります。中期的な人口や食糧問題の見通しの観点からも、将来に向けて日本が国際世論をリードしてその転換を図ることが必要だと考えております。

日本の米の部分開放は、ミニマムアクセスとあわせて日本農業のさらなる衰退に道を開くおそれがあります。本日に農業者への支援につながる万全の国内対策が必要であると考えております。これ以上の自給率低下を防ぎ、自給向上への明確な目標を持った抜本的農業政策の確立が必要で

あわせて、今回の新食糧法案の検討に当たっては、本日の意味で意欲ある生産者の力強い農業経営の発展や米消費の拡大・活性化につながるものとなることが非常に大切だと考えております。さらに加えて、安全性の検査や流通の公正さ、透明性の確保、表示制度の抜本改善などについてもぜひとも盛り込んでいただくことが必要だと思っております。

農業に関する協定に関連しましては、皆様、参考人の方々が大変詳しくお話しになっていらっしゃいますので、私、本日はWTOを設立する協定及び附属書の協定の中で特に衛生植物検疫措置

の適用に関する協定、SPS協定に関連して、そちらを中心に意見を述べさせていただきたいと思

まず、食品衛生行政にかかわる情報を公開し、消費者の疑問や意見を十分反映できるシステムを整備していくことが重要と考えております。現

食生活になじんできたものの以外すべて対象とすることが重要であると考えます。

成分である地域機関がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る妥当な手段を講ずる」と規定されています。ここでいう「非政府機関」の解釈が必ずしも明確にされているという

SPS協定では、国際的に透明で恣意的な差別のない貿易ルールを確立するために、FAO・WHO合同食品規格委員会、コーデックス委員会の定める国際基準に各国の基準を合わせることを義務づけてございます。食品の安全基準は科学的な検証が公正で厳密に行われることが必要です。科学的な検証が適正になされ、我が国の食品の安全基準にとても改善につながるものであつてこそ

アメリカでは、食品衛生行政上の決定に対する上告制度、公聴会の開催の請求制度などがありまして、FDAの調査委員会による申請データの独自の調査や、賛否双方の側の推薦する研究者に自由

現在、世界全体では約七百、日本国内では約三百の農薬が使用されています。国内で使用される約三百の農薬については、平成六年十月現在八十六農薬に残留基準が策定されていますが、残りの二百余りの農薬については、残留基準が設定されていません。また、海外でのみ使用されている農薬については、残留基準が策定されているものはたつた十七農薬にしかすぎないのが

最後に、この場で陳述をさせていただく機会を与えてくださいましたことを再度感謝申し上げますとともに、WTO協定に関する情報が政府から国民に対して十分に公開されていないこと、かつ国会審議の状況が消費者サイドの危惧や素朴な疑問にこたえ得る国民的に関心された議論になっていると

このSPS協定を含むWTO協定の国会批准の動きを背景としながら、現在、厚生大臣の懇談会として「食と健康を考える懇談会」が設置され、検討が進められています。この懇談会は、食生活の多様化、食品流通の国際化、規制緩和等、食をめぐる環境変化に対して、食と健康をめぐる問題を検討し、新しい食品保健対策のあり方についての基本的方向を明らかにすることが目的です。そして、政府はこの懇談会の報告を踏まえて九五年通常国会に食品衛生法の改正案を提出する予定と

次に、食品添加物行政の問題についてですが、これについては、まず新たに添加物の指定を検討する際には事前に安全性の資料を公開すること、指定された食品添加物については最新の研究に基づく安全性の評価を積極的に実施し、指定削除も含めて不断の見直しを行っていくこと、使用実績がなく必要性に乏しい食品添加物は直ちに指定削除することなどが重要な点だと考えております。

また、既に登録保留基準が策定されている農薬について新規に残留農薬基準を策定する場合に

後、国会での議論が国民に開かれた徹底した審議になることを期待したいと存じます。

今回の食品衛生法改正に向けたこの懇談会で検討されている事項は、従来消費者が要求してきた内容と関連するものを大変多く含んでいます。食品衛生法の改正においては、食品の安全基準の国際標準化という側面のみを問題にするのではなく、国民生活の立場に立った安全、安心の考え方を基本的な立脚点にした法改正をきちんと進めるべきだと考えております。

また、天然添加物についても指定制度を導入することが必要と考えます。これは今回の食品衛生法の改正の中でも厚生省がその方向で準備なさ

これらの問題に関してはまだ指摘したい点がございますが、今回のSPS協定自体の中身の解釈で心配される点があるので、ここで述べておきたいと存じます。

私たちは、子供たちの健やかな発達を願う上で、長い間、三十年有余をかけて安全な食をという

また、三申し上げたいと存じます。

現在使用されているものについても古来から

この協定の十三条に、「加盟国は、自国の領域内の非政府機関及び自国の領域内の関連団体が構

で、長い間、三十年有余をかけて安全な食をという

て、子供たちには豊かな学校給食をという事で進めてまいりましたが、今回のこれが一括採択という方向がとれますと、農薬の問題、そして食品添加物の問題、私たちは、すべて今まで禁止されていたもので、日本の厚生省が禁止していたものが一括に許されていくという事に非常に不安を抱きます。長い間かかってサッカリンの問題、リジンの問題等々についても厚生省が多くの国民の声を受けて禁止してきました。それがここで一括すべて通っていくという事になりますと、どういう状態になってくるだろうか。

今回の中には、農薬については、国際基準で急性毒性が非常に強い農薬、残留農薬 例えはお米には2・4・5 T、これはベトナムの枯れ葉作戦に使われたものである、その農薬まで残留性が認められるという話。それから子供たちの好きなイチゴ、これにはBHCが日本の使用の十五倍、D D Tが五倍、トマトにはキャプタン、殺虫剤ですね、三倍、馬拉チオンが六倍という形で非常に農薬が入ってくる。

さらに食品添加物につきましても、現在使われている食品添加物は三百四十八ございですが、これも先ほどの方がおっしゃったんですけれども、食品衛生調査会で一九八三年に認可されるときには十一品目の認可が、外国の圧力で段ボールに三杯の試料があつたという間に三時間で通されてしまった。この中にはBHTやBHA等安全性に疑問のある、あしたから使つてはならないというもので入っていた。さらに一九九〇年には七品目、赤色四〇号等発がん性物質の着色料までがありました。それも外国の圧力で段ボール二杯の試料があつたという間に認可されたという、そういう経過の三百四十八プラス今回は日本の厚生省が禁止している添加物七十九種、この中には亜硝酸ナトリウムというような発色剤がございます。これは発がん性の物質だということで非常に危険なものであるということに危惧を抱くわけです。さらにホルモン剤で、肉ですね、牛を早く大きくするという事でホルモン剤で促進をしてい

く。そのホルモン剤についても、アメリカやオーストラリアの牛肉等には七種類も認可されている。日本の子供たちに、ホルモン剤の注射がされている牛肉が入ってきて学校給食にこれが通されていくということになったらどうなっていくだろうか。

昨年の米不足の折にも私たちは、かつて十年前に韓国から大量の臭素米が輸入され、それが学校給食に回されたということがありましたので、日本の子供には絶対そういうものは食べさせたくないということ、昨年の米不足のときにも多くの先生方やお母さんたちが運動をし、国産米をという事を続けてまいりました。

しかし、ここで食糧制度が堅持されなくなっていく場合どうなるだろうか。たくさんのお米が輸入されてきた場合どうなるだろうか。その場合には一番犠牲になるのは学校給食ではないかという事だとか、それからいまだに脱脂粉乳で保育園の子供たちが、全国三〇%ですが、アメリカの余剰農産物の脱脂粉乳で給食をさせられている。そういう話を聞かされると、これでいいんだろうか。

さらにさらに外国の余剰農産物がどつと入ってくる。そして、日本では使われていない農薬が、日本では禁止されている食品添加物が使われている。残留性も、あつたという間に、コクゾウムシが一週間で死んでしまうようなお米が入ってくる。そういう形を許しておいていいのだろうかということ、私は子供たちの健康を守るためにもどうしてもきょうは国会の皆さんに聞いていただきたい。子供たちのために、二十一世紀を担う子供たちのために、安全な食料を確保するのは国の責任ではないかという立場で立たせていただきたい。

ホルモンの促成剤が発がん性の危険もあり、さらにこの食品添加物は日本では使われていないものが使われる。そして今、日本の子供たちは三人に一人がアレルギーの症状を呈している。さらに二〇〇〇年には二百万人の国民が骨粗鬆症になる

であろうという警告が発せられている。それはなぜかといえ、一日に食品添加物が十グラムから十五グラム、その食品添加物の作用によつて子供たちの体からカルシウムがどんどん失われ、そして骨粗鬆症になっていく、健康が非常にゆがめられていくということなんです。

淡路島の奇形猿の問題が、一九八七年に全国農対映画協会がつくりました「それでもあなたは食べますか」というところに登場しています。外国の残留農薬のたくさん含まれた穀物を食べてあのような奇形猿が出現しているのを見せられたときに、本当に外国の農薬くめの穀物などは日本の子供には食べさせたくないという思いです。

最後に、日本の子供には日本の食べ物で日本の生産物でということ、私たちは三十年来、学校給食を守り発展させる運動を続けてきました。それがこのWTOの一括採択という形になりますと、本当にあつたという間に、三十年間文部省も厚生省もそして農水省も一生懸命になって考えてきた日本の子供たちの健康のことが一挙に崩されてしまふんではないか、そういう危惧を抱きます。

秋田大学の島田彰夫先生が「身土不二を考えろ」という本を書きになりました。その本の中には、二十年間の日本人の体の疫学調査の上に立つて、日本人は日本の地に根づいた食べ物を食べることが最高の栄養である。先ほどから環境の問題、地域保全の問題、農業保全の問題が出されていますけれども、人間の体にとってその国の食文化ほど最高の栄養はない。日本人の食べ物というのは米食です。外国に比べて米を食べる率は非常に多いわけです。その日本人が外国からの余剰の農産物、それをたくさん買わされて、残留農薬のあるものを買わされて食べるということではなくて、国内でできたもので日本人の健康を保つていく。身土不二、人間の体は二つない。その地域でとれたものを食べることが最高の栄養である。二十年間の調査の結果まとめられた本です。

私はこれを読んで、日本の子供には日本の生産物で、二十一世紀を担う子供たちには本当に豊かで安全な国内産の食べ物で学校給食を、そして日常の食を、そしてそれは日本人の健康を守る食文化である、日本の食文化であると思うんですね。食品衛生調査会、あらゆる機関の方々もその立場に立ってぜひ日本の食の安全ということを守っていただきたい。その立場から今回の一括承認という事は絶対に許せません。

私たちは消費者の立場でもあるし、子供の命を守る立場でもあります。それから私自身の健康の立場でもあります。日本人の健康を保持するためには日本の生産物は最高なんだという立場に立って考えたときに、自然と食べ物というのほまさに一致している。

せんだって、十一月二十七日でしたか、朝のNHKのテレビでカキの養殖業者が、松島湾で養殖をするのに何が一番いいかということを書いていました。えさに一番いいのは山の木と海の水である。山の木から落ちてくる枯れ葉、それはカキの養殖にとって大切な養分であるということを書いていました。

この話を聞いたときに、私たちの日本の国土からとれるものをみすみす見逃してはならない。日本の生産物をもっと増大化させて、そしてガットのようなものが含まれた貿易協定のこの協定、国民の健康より貿易優先の協定には絶対同意をしていただいては困るということを切にお願いして、私の陳述とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(矢野理君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 ただいま四方の参考人からそれぞれ大変有益な陳述をちょうだいいたしました。

とつさのことでございますが、ただいまからひとつそれぞれ参考人の皆さんに質問をいたしていきたいと思います。

まず石原先生、実は環境保全型農業について大変うんちくのある造詣の深いお話を聞いたわけでございます。これは国の農政の中でも言われて久しいわけでございますけれども、なかなか体系的にそして普遍的に実用化されていないという問題があるわけでございます。もちろん、農業そのものが国土保全、環境保全の役割を果たしておるということだけが強調されて、農業の中での環境保全型農業というものが少し置き去りにされておる気配があると私も思っております。

そういう意味で、先ほどお話がございましたいわゆる環境保全型の中で、日本の農業の実態に合わせた場合、狭い国土でございますから、特に輪作体系の中で環境保全型の農業を実現していく、これはまさにそうしなきゃならぬと思っておりますが、それについては、さっき申しましたように、やっぱりまだ体系的に普遍的になっていない。だからそのネックは何なのかということ。行政の対応、いわゆる国の試験研究開発それからシステムづくり、これが遅れているんじゃないかなと思っておりますが、その辺のところのひとつ率直な石原さんのお考えを聞いておきたいと思っております。

○参考人(石原邦君) 先ほど申しましたように、確かに環境保全型農業というのは現在の段階ではまだ点的でございます、なかなか面にならないという面がございます。

輪作体系の問題につきましては、先ほど申しましたように、我が国では本来的に輪作体系というものがある確立された経験を持っていないというふうには私は思っております。ヨーロッパの場合には、もう御存じだと思いますけれども、いろいろな畜産と結びついた輪作体系というのができ上がっておりまして、現在でもその考え方は脈々と続いているというふうには思っております。

私はイタリアで少しその面を調査したことがございますけれども、イタリアの場合では、例えば

多年生の雑草が出てくるというようなことになりまして、もう作付体系を変えて、夏、乾燥状態に置いて多年生の雑草の地下茎、根を乾かして殺してしまおう、そして次の作物を植えるということをやりますし、イタリアでは稲をつくっておりますが、例えばいもち病が出てくれば、もうこれは稲を長くつくり過ぎたんだというので、すぐやめてまた別の作物をつくる、そしてまた稲に戻す、基本的にそういう輪作体系の中で生産をしていくという考え方がもう身についているというふうには思っております。日本の場合には、残念ながらそれがまだないというふうには私は思っております。

ですから、それは簡単なことのように思いますが、それは農家にも技術者にも、あるいは先ほどもちよと申しましたが、消費者側にもそういうことこの考えが根づいていくということが必要だというふうには私は思っております。したがって、余り簡単にどんどん進むというふうにはなかなかならないのではないかな、かなりの努力をやつていかなければならないのではないかなというふうには思っております。

○大塚清次郎君 ありがとうございます。もう一つ、これを阻んでおるもの一つに、経営規模、それから経営体の質の問題があると思うんです。ヨーロッパではおおむね二、三十ヘクタール、日本では非常に狭いその何十分の一という、それがかえって阻んでおる。ですから、環境保全型の農業、輪作体系なんて取り上げたのは、ただ所得を確保するための手段、いわゆる米の生産調整のあたるところに輪作体系を組むといったようなことであるかと思いますが、やっぱり規模的な阻害要因が相当これはあるんじゃないかと思っておりますが、その点はどうですか。

○参考人(石原邦君) 規模の問題は先ほどもちよと触れましたが、日本農業というのは非常に規模が小さく来まして、したがって輪作体系の中で、例えば雑草を防除するというような考え方は

はなくて専ら手で取つていたということでございます。例えば除草剤についての考え方も、日本の場合には手で取つていたものを薬にかえたというにすぎません。ところが、今おっしゃった三十ヘクタール、四十ヘクタールのアメリカ、ヨーロッパの農業では、除草剤というのは今までできなかったことができるというものである、そのぐらいの違いがございます。

規模が大きくなればということでございますが、北海道はかなり規模が大きい農業でございますけれども、やはり豆の連作が続くとかそういうことで問題がありまして、輪作体系は必ずしもできておりませんでした。ただ最近、北海道などで野菜の生産では、三十ヘクタール持つていれば数ヘクタールで野菜生産は十分穀物生産に見合うということ、完全な土づくりのために全体を利用して、本場の作物といえますか、お金にする作物は三年とか五年に一回つくればよろしい、そういうことでの輪作体系は確立しつつあるように思っております。ですから規模の拡大ということも、もちろんそれが大前提ですけれども、やはり考え方の問題というのが非常に大きいというふうには私は思っております。

○大塚清次郎君 次に、全中の高野常務は一番最後にお願ひすることにして、生活協同組合の日和佐さん、先ほど安全性の問題を特に取り上げて御高説を伺いました。問題は、一つはお話の中に国際的な安全性基準についての平準化の問題がございます。これは国際的に見てみるとまだ相当な等差があるわけですね。したがって、我が国が外に対して門戸を開放して、どんな農産物が入ってくる、出ていくのは少ないわけですが、入ってくるという状態の中で、特に日本の安全性基準をきちんとしたものに、そしてそれに合わせた平準化をやつていかなければ、今のところ私は、この安全性のことについてはやっぱり日本より世界各国はおくれているんじゃないかと、実はそう思っておりますが、その点についてはどういうお考えですか。

○参考人(日和田信子君) 世界のレベルと日本のレベルがどうかというお話ですが、それは世界のレベルが劣つていて日本のレベルが非常に高い、そういうことは一概には言えないのではないかと、いうふうに思います。

といいますのは、食生活というのはその国によって違ってくるわけですから、主にごういう物を食べているかということ、さまざまな食品がある中でどういう食品群を中心にして食生活が構成されているかという問題とかかわってくるわけですから、どうしてもその国によって食品添加物の規制というのはその国の食生活を中心にしていかざるを得ないということがありますので、日本とアメリカと比べてアメリカの方が劣つていて日本の方が優れているというふうな単純な評価はできないというふうに思います。

ですから、部分的には日本が非常に先進的な部分もありますし、基準が厳しい分野もありますけれども、逆にアメリカの方が基準がしっかりしているという分野もある、そういう状況だというふうには私は考えております。

○大塚清次郎君 私はよく仕事で海外に行っております。今は余り行きませんが、外国から眺めて見ると、日本人ほど安全性に敏感な国民はないような気はします。それはだれが培ったかという点、やっぱり日和田参考人の母体である生活協同組合とか主婦連とか、大体日本の家庭を預かる人々が消費者運動の中でレベルを高めてこられた。それが基準につながり、基準をずっとレベルアップしていくのにつながってきたと私は思っております。しかし今、外から入ってくるのが多いわけですから、やっぱりそういう頭で私どもは対処しないと、残留農薬の問題にしても食品添加物の問題にしても、あるいはポストハーベストという、これが非常に大きな問題だと思います。それで、波打ち際で完全かというと、私は今の厚生省なり農水省の植物防疫なりあるいは検査体制ではなかなか容易じゃないと見ております。

したがいます、そういう点で情報公開することによって消費者とそれからそういうチェック機関との間がだんだんきちっとしたものになっていくと思えますが、その点についてなお何か特にございますれば、ひとつお教えいただきたいと思えます。

○参考人(日和佐信子君) 先ほどもお話ししたように、本日にこの食品衛生調査会での審議状況というのが消費者のところ、消費者といいますが国民ですね、国民全体に情報公開されていい。なおかつ、このWTOに際しても同じだと私は実は思ったのでございますが、昨日こんな厚い資料をいただきました。昨日いただきましたので、私も老眼がささか進んでおりまして、一日でもこれだけの資料を読むということは不可能でございます。ですから、持ち得た情報の中の範囲でよいは意見を述べさせていただきますという状況でございます。

全く同じことが食品衛生にかかわる重大な問題を審議する食品衛生調査会のところでも行われているということ。それが十分な審議につながっていないということ、情報の公開制につながっていないわけですから、例えばそこで正しい、間違ったことが行われているわけではないと仮にいたしまして、国民は情報を持っていないがゆえに余計違うのではないかというふうに思ってしまうわけですが、消費者は、ですから、おやりになられる方もやり方が下手なのではないかと私は思っております、むしろオープンにして議論をきちんとする、そういうことを積極的にやっていただくということで国民の合意は得られていく問題が結構あるのではないかなというふうに思っております。

それからもう一つ、国際機関にかかわっては、これだけの経済大国としてのある意味では力を持っているわけですが、ですから、コーデックス委員会等に対してもしっかりと日本の立場をきちんと主張できる委員の選出をして送って、しっかりとそこで日本のお立場を主張してきてい

ただきたい、そういうふうに願っております。以上です。

○大塚清次郎君 まことにありがとうございます。日本の立場をしつかり国際機関にも主張していかなくならぬ、私もそういう点では少し日本は弱いんじゃないかと思っております。

これは私の関係する植物防疫法の彼我の扱いなんかを考えてみますと、やっぱり非常に弱い。これはひとつ政府のしりをたたいて私どもがやらなきゃならぬことだ、こういうように思っています。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

それから雨宮参考人、ちよつと角度は違いますが、大体同じようなことでございます。しかし、もっと強く言えば、実は学校給食という一番の揺籃形成期の児童を中心にしていろいろと安全の問題について、命を守ると、そういう立場から努力していただいております。質問がダブりますので割愛させていただきますをお許しいただきたいと思ひます。

次に、全中の高野常務さんでございます。いろいろ、今、陳述いただいたわけでございますが、一つ出たのは、東京ラウンドにしてもガット・ウルグアイ・ラウンドにしても、いわゆる経済効率性の追求がなされておる。多面的な機能と言われながら実際は協定文の中には前書きでちよつと触れてあるだけで、実は中身は何にもないということがあるわけでございます。

今、非常に人口問題、環境問題、それらが言われておる中に、やっぱり今のような鉱工業製品等の貿易ルールをそっくりそのまま当てはめていくということとは、これは今後の貿易ルールをずっと延ばしていくについて何とか改めなきゃならぬ、制度のやり方そのものを変えなきゃならぬという、これは大変な私は問題を残しておると思うんですよ。

そうした場合、そういったようなことについて国際的な世論を形成しなきゃならぬ。これが足りないといえ足りないわけでございますが、幸い

J Aでは国際組織を生活協同組合も含めて持つておられますね、コープというのを。こういうところで家族経営を中心にしたコープの一つの力、特に私は第一にヨーロッパだと思ひますけれども、そこから巻き起こしていくということを継続的にやらなくいかぬ。

私も、行政なり国会もこれは第一義的に責任はございますけれども、むしろ国際世論を巻き起こしていくということ、そういう意味ではWHO、人口会議その他いろいろありますね。こういうものに対する働きかけが、ただウルグアイ・ラウンドの交渉そのものにかまけるんじゃないかと、やっぱりそういう幅広い点からひとつ運動をやらなきゃならぬと我々も非常に反省しておりますが、客体でありますJ Aあるいは生活協同組合一体になって、いわゆるコープが一体になって、家族経営の客体が一体になって今後運動を巻き起こしていただきたい。

これは私からのむしろお願いでございますが、その点について高野参考人と日和佐参考人、一言ずつお考えを伺いたいと思ひます。

○参考人(高野博君) 農業は各国によって大変状況が違つてございまして、極端な例を挙げますと、砂漠のオアシスの農業から日本みたいな山岳地帯の農業まで大変変化があると思ひます。それをアメリカとかヨーロッパみたいな広大な平野を持つた国の農業で押しつぶしてしまうということとは私は許されないと考えるわけでございます。やはり各国の条件に合った農業の展開ができなくちゃならぬと思っております。

御指摘のとおり、そのためにはそういう世論の形成ということが不可欠でございまして、国際的な働きかけが重要だというのは十分そう思ひますが、例えば六年後を考えると、結局、十五分野一括の中の一つの農業分野で再交渉しなければならぬ、これの改定を迫らなければいかぬということと考えますと、やはりそのほかの十四分野に関連ある人たちが含めた国民的な理解をどう得るかという、国内の対策が相当先行しないと実現

性が乏しいということを考えざるを得ないという覚悟しております。

ということでございます。私どもも御指摘のとおり十分でございますので、まず国内で生活協同組合や労働組合、いろんな団体と提携を強めながら、そういうものを一つの足場にしながら国際的な連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○参考人(日和佐信子君) 将来を考えますと、地球の人口というのは爆発的に増加するということが予想されておまして、その人口を養うだけの地球規模での食糧の確保ということが問題としては大変大きな問題として将来横たわっていると思ひます。

そういう観点からいっても、それぞれの国が自国の食糧について自給率を上げていくということはそれぞれの国が基本的にやっていかなければいけない問題である。と同時に将来に向かつては、世界的な連帯をとって世界規模での食糧の再分配ということについても考えていかなければいけない事態を迎えるであろうというふうに考えております。

私たちが全世界的な機構として持つております世界の協同組合の人たちと一緒に、これは環境の保全の問題も大変大きな課題で同時にあるわけなんです、一緒にそれを推進していきたい、連帯していきたいというふうに思ひますが、今おっしゃられたように、やはり国内の自給率、それから農業の活性化をどう当面としては図っていくかということが非常に重要な問題ではあるというふうに思っております。消費者と生産者、そこが本心に信頼し合える関係というものをいかに今後つくり上げていくかということが大変大きな課題だというふうに考えております。

○大塚清次郎君 私がなぜそういうお願いをするかといひますと、やっぱり東京ラウンドにしても今度のウルグアイ・ラウンドにしても、こういう形で農業には非常に不利な扱いを受けた、これは

もう紛れもないことだと私も思っております。

そういう意味では、それをずっと掘り下げていくと、企業的な経営、メジャーが支配する食糧輸出大国の、それから片方では家族経営の農業、これのせめぎ合いだったと私は思うんです。したがって我々は、家族経営に根差した生産者を背景にしてあるJ Aや生活協同組合の組織いわゆるコープ組織が、特にこれは国民的な合意もさることながら、まず声を上げていくということ、随より始めていくということが今、何よりも求められると思いますので、そういうことでひとつ今後とも御努力をいただきたい、このように思います。

それから高野常務にちよつと伺いますが、この今度の新食糧法、いわゆる備蓄が柱になっておる、そして自主流通米が主流になっているということでございます。そういうことからいたしますと、ここで備蓄というものを、ミニマムアクセスも含めての備蓄ということ考えた場合に、日本の米の需要は加工米を含めて年間一千五十万トン、これが大体スタンダードなものだと思いますが、その一千五十万トンという需要を確保するために備蓄をどうするか、どう運用するか、それから片方では生産調整、減反をどうするかということだと思えます。

ですから、新食糧法の滑り出しがその中の枠組みをきちんとしていく一番いい機会ではないかと、そういうことについては高野参考人も先ほど言っておられます。そしてこれは、減反も今度のウルグアイ・ラウンドの協定の中で義務になっておるんですね。輸入も義務になっておるんですね。ですからこの際、そういうウルグアイ・ラウンドの合意の所産としてそこをきちんとやっていくと、枠組みを。それはどういう枠組みをやるかという点、例えて言えば、百五十万トン持つていくならば減反を、これは備蓄をずっと新しいものにかえて回転備蓄していくためには一千五十万トンなんです。一千五十万トンは六十万ヘクタール

の減反なのか、あるいは三年前やったように七十万ヘクタールなのか、あるいは六十七万ヘクタールなのか。

そこで、去年不作だったから政府は六十万ヘクタールを二年続けると、こう言ったわけですね。ここに非常に問題があるわけでございます。それに拘束されておる。そしてそれを公表しておるものから、農家、生産者の方々にいかななか、高野参考人の全中에서도強く言えないという問題が今、巻き起こっておると思うんです。だからこの際、そういうものをきちんとそのときどきじゃなくてシステム化していく必要があるんじゃないかと思えます。

そう言った場合は、今は六十万ヘクタールはどういう場合でも減反しなきゃならぬ数字じゃないかと思えますが、そうした場合、今度は七十六万なのか七十五万なのか六十七万なのかということがある。だからその分は調整水田の考えが一つ今、農水省の中に出ておるということですから、六十万を基礎にして、年々の調整水田についてはそれこそ調整ですから、私は本当に今の生産調整奨励金ぐらいいはいけないと思うんです。やっぱり米をつくったと同じようなわゆる耕起をし、そしてきちんと植えつけられる状態にして水を張っていく。水を張っていくとこれは水がめにもなるんです、国土保全にも。

だから、その分については今の減反奨励金の中で云々するということじゃなくして、そういうきちとした仕分けをしていく必要があると思えますが、全中はそういうことについて今どうお考えになっておられますか。

○参考人(高野博君) 一つは、減反の強化、緩和を頻繁に変えるということは極めて難しいということではございます。それと、そういうことをやった場合は農家の不信を買うということがございまして、そこはできるだけならなくちゃいかぬというのがあると思えます。そのためにはもちろん備蓄も弾力的にしていかなければならないというところはございますが、作況の振れというの

も一〇五のときもありましたし九五のときもありましたし、かなりの勢いで振れますので、備蓄だけでは吸収できないということはまたそれも考えておく方がよいと私も思っています。

そういったしますと、先生の御指摘のように、米というものの形で需給変動を調整していくという考え方のほかに、水田を例えば水張りというように形で良好に保持しながら調整田という形で需給を吸収していくという考え方は、考え方として十分あり得ると思っております。ただ、農協組織の中には、何も植えないで水を張るというのはどうもしつくりこないと、やはり麦を植えたり大豆を植えた方が、少しでもやった方がいいという気持ちもございまして、多少そこら辺は議論を今後詰める必要があるんじゃないかとあろうかと思えます。

ということは、まだ組織的に一致した整理はしてございせんが、私といたしますと、結局これからの新しいシステムでは、生産調整について生産者と地域の意向をできるだけ尊重してやっていくという仕組みに移り変わっていくかなければならないということでございます。

そういういたしますと、全国的に生産者、地域の意向を聞いて、例えば減反を強化する場合に、それを進めていきますけれども、どこかで調整し切れない時点が来るといふことを考えておかなきゃならぬと思えます。いろいろ調整したんだけれども、つくりたいという人が多くて需給調整し切れない部分が何万ヘクタール残ったときどうするか。こういうことは今後、十分そのときはこういう仕組みでというのがなければならぬ。

これは今後にもまだ検討が残っております。一つは不安材料になっておりますが、そのときの手法をまた考え合わせますと、先生の御指摘のように、調整田という形で優良に確保しながら、それはそれなりの今までと違うプラスアルファしたそのための補償措置をやっていくという仕組みは、先々そういう議論をしなきゃならぬということをお考えましても一つの議論の選択肢として有効な対

策としてあり得ると、あると私は考えておりますので、今後大いにそういう方向で議論を組織内ですてみたいと考えております。

以上でございます。

○大塚清次郎君 それに関連してもう少し深く申し上げますけれども、水田利用再編対策だとかあるいは活性化対策だとか、減反については名前がいろいろ変わって長い間これは継続しておるわけですね。当初は減反に対して、減反やむを得ないからやってくれと、これは非常に農家は所得を減らすから、それにはそれ相当の減反の奨励金をやるよということからスタートしたんじゃないですか。それが途中で変質しているんです。実は、金額ももう何分の一ですか、十分の一ぐらいに総金額がなつてしまつております。いつも削られて、もうそれこそ皮一つという状態に減反奨励金の総枠はなつておる。

そこで、今度は自主減反ということ、ペナルティーはかけないけれども奨励金は少しばかりよというところでは、それは全中とでも私は生産者を納得させ得ないだろうと、こう思うんです。特に二年間は固定だなんて言っておるわけですから。

ですから、ここでそういう発想で、結局、減反奨励金だよと。これは構造政策の部分が入ったいろいろなしている、この減反奨励金に。最初は単純だったのが、十アール当たりの金額は減らしてそれにいろいろな要素、目的をつけておるといふところ、何が何やらわからぬように今なつておるといふところ、これをひとつ改めるといふことにならねばいかぬのと、今の調整水田はいずれにしても取り上げて、今度はいわゆるペナルティーはかけないというわけですから、それで奨励措置はかけるといふわけですから、ここでひとつはつきりこれは農水省も対応すべきときに来ておるんじゃないか、こう思っています。

ひとつそういうことで、私の考えはどうなのか、高野さんからもう一遍。

○参考人(高野博君) 農政審の中でもいろいろ議

論があつたと承知しております。それを踏まえて今回の対策大綱は決まつたわけでございますが、思想といひまして、強制感の伴うものができるだけ生産者、地域の意向を尊重してということが盛り込まれていゝと思うんです。そういったと、結局、生産者の意向をできるだけ尊重するという立場に立ちますと、減反に取り組んだ農家が取り組まなかつた農家よりも損するということではこれはもう制度が続くはずはないわけでございます。きつと生産調整、減反に協力した農家にはそれ相応のやはりそういう立場を選択したことが長期的に見ても自分の経営にとつてもプラスだつたという裏打ちがないと、この仕組み自体、三年、五年の間に崩れてしまふということのはつきりしているわけでございます。

そういう観点から私も、先生と同じように、今までの転作奨励金を改めて、やはりきつと新しい仕組みを担保し得るそういう奨励金という形で再構築していただくことを強く要請していきたいと考えるわけでございます。

○大塚清次郎君 最後の質問になりますが、実は中山間地の問題、そういう点について、全中は価格政策だとかそういうものに非常に力点を置いてこの一番大事な点についてのJ-Aとしての具体的な提案がないということを私も感じております。

いわゆる今の中山間地対策ではやっぱり農家が中山間地にとどまらぬ、どうかすると無人になつてしまふ。だから、なぜデカプリングに似たものが、日本型のものが、所得補償的なものがないか。国土保全、環境保全のいわゆる防人だという立場、これからひとつ国民的なコンセンサスを得てやっぱり日本型の所得補償に踏み切らなきやならぬ。

政府は、今までの論議の中では、日本は非常に急峻な土地で土地条件がいろいろ多様である、それから土地の区画整理なりあるいは土地改良ができていないからその条件が合わないというのが一つ、それから国民的なコンセンサスがいないという

ことが一つということをやつと政府は強調してきておるわけですが、だからこそ私はやらなきゃならぬと思ひますね。ヨーロッパのようなあいつ丘のようななだらかなところができて、さらにやらなきゃならぬところの日本が、土地改良ができていないから、区画整理が済んでいないからやらないというの私は逆じゃないかと思ひます。

我々もそれを主張しますけれども、中山間地対策は今年一兆二千万、それから六兆百億円の中に大体考えられておるの、一つは土地改良に高率の補助をやる、新規作目をねらうときは無利子融資をしまふと、いわゆる平場よりも補助率について、融資について優遇している。これが主になつておると思うんですが、それだけで下山しないという保証はないというくらいな格差が私はあると思ひます。

だから、今の国内対策費に重ねてそういったような社会政策的な視点で、いわゆる自然環境とそれから水と緑の防人の役割を果たしてもらうと。山林がこういうふうになつた以上、山林収入にもうおんぶするというのができなくなつてきた。

だから、これが日本の国土の農業者の恐らく半分ぐらい占めておるんじゃないかと思うんですが、これをやっぱりそのままにしてはやっていけないわけだから、その点については全中でもプロジェクトをされて、具体的にこれは生活協同組合、佐賀あたりではむしろ私の方に生活協同組合から連帯しまふよというのを言つていただいておるようなわけでございますので、ぜひこれもひとつそういう点で取り上げていただきたいということなんです。いかがですか、高野さん。

○参考人(高野博君) 先生方も御存じのとおり、国内の農業生産の四割を中山間地帯が担つておるわけでございます。我が国の食糧自給率を例えれば新しい基本法等をつくつてきつとガイドしていくということを考えましても、結局、話は最後は中山間地帯の農業をどうするか、歯どめはかけられるのか、切り捨てざるを得ないのか、その議論に行き着くと私も考えておるわけで、この間

題がこれからの食糧・農業政策の最後のどん詰まりの議論になつてくるという気がいたしております。そういう観点から考えますと、中山間地帯の土地改良を負担率を高めてやるのか、今回出されたような施策だけで果たしてうまくいくかどうかという点は、確かに大いに議論のある点だと思つております。

私も、今回ラウンド関連国内対策を議論するに当たりまして全中自身が要求した中身といたしましては、中山間地の農業は、もちろん条件を限定しなきゃいけません。採算を考へて、中山間地で例へば稲作とかそういう農業を継続することはもはや不可能な地域がたくさんある、よつてそういうところで営農を続けて、土地を荒らさない、耕作放棄しないということに着目して所得補償してほしいという要求を繰り返してきたわけでございますが、直接生活保護みたいな形の所得補償はどうも受け取る人も自尊心の問題等々あつてなじまないという意見もあるものですから、今申し上げましたような形で何とか日本型のいわばデカプリングができなかつたということでも繰り返して要請してきたわけでございます。

結果は、御存じのとおり、そういう形にはなりません。で、合理化法人が耕作放棄のおそれのある農地を引き受けて、そこで山村の人を雇つて耕作放棄にならないように維持するというところに對して支援するという形で、かなり回り回つた形で似たような似てないような対応策が具体化されるのかと考えておりますが、そういう意味では非常に残念に思つております。

しかし、今回のラウンド対策は緊急対策でございます。一般予算も十分あるわけでございますから、御指摘のとおり、引き続き私ももうそういう施策の充実について努力をしていきたいと思つております。

○大塚清次郎君 終わります。どうもありがとうございました。

○三上隆雄君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、きょう四人の参考人の皆さんに質問

をしてまいりたいと、こう思つております。まず前段、大変お忙しい中こうして御出席を賜り、大変な御高見をいただき、そしてまた御示唆もいただいております。ありがとうございます。

先ほど来、それぞれの参考人からいろいろな観点から今回のWTOの批准について問題点を指摘されて、いわばこれには反対であるという、私は結論的にそういう感触を得たわけでありま

す。先ほど来出ておりますけれども、今この地球上には五十七億人の人類が生息し、毎年約一億人ずつ人口が増加していくという状況、一方それを補うための食糧生産はどうなるかという、現状が限界であるかという見方、これがむしろ正常な見方であるという情報もあるわけでありま

す。だとすれば、現在の日本の食糧政策、そしてまた今回のWTOの協定も含めた世界の食糧生産と流通と消費のあり方、これでいいのかどうか、私は大変危惧する立場に立つております。実は、私は青森県選出でありまして、ここへ来るまでは、五年半前には生産の現場におつた者として、実際稲作をし、野菜をつくり、リンゴをつくつてきた立場として特にその点に危惧をしてゐるわけでありま

す。そこで、座つた順序からお尋ねしていきたくと思ひますけれども、そういう人口と食糧と環境の条件の中で、石原先生、いわば自然栽培、それを通して安全食品、健康食品、それについては私は十分な関心はあるけれども、そういう食糧生産と人口と環境の中で人類の食糧が、石原先生が唱へる、これは全部そうなるとは言わぬけれども、それが主流の生産体系になつた場合にそれを補うことができないのか、その観点からひとつお答えをいただきたいと思います。

○参考人(石原邦君) 環境保全型農業というのは、今までも当然そうでありま

すけれども、環境と調和しつつ農業生産をやつていかなければならぬ、本来的にそういうものでありま

化、化学化あるいは単作化が進んでいろんな問題を生じた、それに対する反省としてあるんだというふうに思っております。したがって、よく言われる無農薬、無化学肥料栽培とかそういったものは本質的に違うものだ。本質的に違うとは言いつてもいいかもしれませんが、違うものであるというふうに思っております。

〔委員長退席、理事稻村稔夫君着席〕

ですけれども、そういった現在の非常に近代化された技術というものを環境保全型農業という視点から見れば、やはりその技術にはいろいろな問題がある。したがって、現在先進国で非常に発達している高度な生産性を持った農業技術というものが、今後継続的に安定して持続的な生産を続けていけるのかどうかについては問題を持っているというところをお話し申し上げました。

したがって、今後、人口が増加していく過程ではやはり食糧問題というのは非常に大きな問題になるであろうというふうに私自身は思っております。ですからそういう中でも、環境保全型といえますか、環境と調和しつつという点は失うことはできないわけでありまして、そう考えていきますと、やはり各国それぞれの食糧の自給問題、自給率を上げていく問題というのはこれから非常に重要な問題であろう、ますますそれは重要になる方向に進むであろうというふうに思っております。それでお答えになるかどうか、ちょっとあれですが。

○三上隆雄君　その点に關しましては、私どもと全く一致する考え方であると思います。

日本の稲作農業というのは、私はカリロリ生産の世界で最大の生産手段だと、こう思っているわけであります。何か今、稲作農業というものをその合理化農業の一面からいくといういろいろ疑問視する向きがあるけれども、先生のそういう思想から行きますと、むしろ稲作農業というのはもっと重要視していかねければならぬということで一致点があるだろうと思っております。

そこで、全中の高野参考人にお尋ねをしたいと

思います。

そういう環境の中で、日本は先進諸国中で食糧の自給率が最低と言われております。しかしながら、現状の農業後継者という、極めてこれから農業生産で重要である後継者が育つてない実態を見て、何が原因になっているか、全中、JAの立場、農村を指導する立場で端的に御発言いただければと思います。

○参考人(高野博君) 御存じのとおり、後継者がいるいないというのは地域と作目によって差があるわけでございまして、一番厳しいのは地域でいえば中山間地域が一番厳しい、作目でいえば土地利利用型の水田地帯が厳しい。その掛け算になっておりまして後継者が不足しているわけでございしますが、結論は、何といいましても収入が得られないうということとございまして、そのことが最大の理由でございまして、いろんな対策を講じるにいたしましても、やはり一定の収入を得てそこで生活できるという形がなければこの傾向はとまらないうと私もとても杞憂しているわけでございます。

○三上隆雄君　ただいま、くしくも、くしくもと
いうよりも当然だと思います。

若者が自分の職業を選ぶのにまず今考えられることは、将来の経済的な保障があるかどうか。もう一つは、そこに住んでその住環境が他産業と比較してあるいは他地域と比較して同等の条件が得られるかということだと思います。

農村に青年が定住しない、農業に就農しないという最たる原因は、そこにその欠陥があるから育たないとするれば、やはり経済的な保障はどうしたらいいのか、生活環境はどうしたらいいのか、そこに視点を置くならば、今、世界の食糧が不足している、環境も守つていかなきゃならない、日本の食糧の自給もこれ以上減らしてはならないとすれば、やはり先ほど来、四人の参考人の一致した発言がございましたが、国民合意の中でそこに定住するようなそういう条件を与えていかなきゃならないということがそれぞれの参考人からも言われておるわけでありますけれども、現実にはそう

なっていないところに問題があると思います。

そこで、高野参考人にお尋ねしたいわけであり
ますけれども、一％でも二％でも食糧の自給率を
上げてそこに定着させるには、政治に対してある
いは国民に対して訴えたいことを申し上げていた
だきたいと思います。

○参考人(高野博君)　ここ五年間ぐらゐの国内農産物の生産状況を見ますと、ほとんどのものが減少または大幅減でございます。生産がふえているというものはごくわずか、牛乳とか花、花木ですね、そういうごくごくわずかなものしかないわけでございます、このまま行けばどうなってしまうかというのは、数字を延長すればもう目に見えているというぐあいに危機感を私ども感じております。

そこで、そういう中でどうやるかということになりますと、個々の農家の努力が大事だということにはそれはわかりますが、国内の農業をどんなふう位置づけていくのか、国内の食糧の自給をどううしていくのかという基本的なところで、結局、国内の日本農業をどうするかという基本的なところで国民合意のもとにきつちりとした支えがなければ、個々の農家がどんなに頑張ってもどうにもならないというのが現状だと思います。もうその下の下限のとことんのところに来てしまうと私どもも考えているわけでございます。

そこで、国内農業の果たしている食糧の安定供給の面あるいは環境保全の面、国土に対する保全の面、そういう我が国の農業、農村の多面的な役割をきちっと評価した食糧、農業、農村に関する基本法を私どもどうしてもこの際決めてもらわないと、国内の農業をどうするか、国民的な合意を要する合意じゃなくて法律の形できちっと示してもらいたい、そのことを一つの全体の与件として個々の農家は努力する、そういうことでなければ我が国の農業も食糧の安定供給ももう続けられないぎりぎりの線に来ていると私どもは考えております。ぜひそういう施策を詰めていただきたいと思っております。

○三上陸雄君　そこで、今までの日本政府の農業政策として、私はこの点にも過ちがあるのかなと思うことは、農業の米を初めてとして原料生産をすることに価値がないから、付加価値を高めるために加工や流通に参画しなさいという指導をしてきました。私は、安全な原料をつくることに最大の価値があると思います。もちろん消費者のニーズにこたえるため加工も流通のあり方も改善はしなきゃならぬけれども、生産と流通、加工、消費に行くまでで今までの政府の食糧政策というのには、生産をおろそかと言うと語弊があるにしても、生産を合理化してそちらの方の付加価値の高い部分に参入せよというのが今までの政府の方針だと思います。

その付加価値の高いという一つの大きな例として、今、花卉栽培をやらせております。そしてまたハウス園芸栽培もやらせております。付加価値の高い香辛料の栽培もまたやらせております。観賞用に重点を置いて果たしてこれで人類の、国民のカロリー生産が賄えるのかどうか、私はそこに大変な危惧を感じるわけありますから、その点についての御感想を高野参考人からお願いしたいと思ひます。

○参考人(高野博君) 今回の新政策もいわば地域を分けて対策を出しているわけでございまして、国内の農業をめぐる生産条件というのは非常に差が出てきておる。端的に言いますと、山間部から都市近郊では一緒に話してもなかなか話が合わないぐらゐ農業生産の実態と環境というものは差が出てきておるわけでございまして、そういう点を考慮いたしまして、例えば一ヘクタール強の整地ができる平たん部の農業と、あるいはそういうことが無理な中山間地の農業とやはり区分けして考えるということはあるといいと思っております。

先生は、態勢として付加価値だけを追いかける農業でいいのかという御質問だったかと思うわけでございますが、そこはもちろんそういうことでよろしくなからうと思うわけでございますが、

○参考人（高野博君） 特に過剰のときに新たな仕組みが大丈夫かと、そういう観点からの先生の御

午前中の参考人のどなたか発言がございましたけれども、日本の農業の保護率がアメリカ、ＥＣＣに比べて極めて高いという御発言がありましたけれども、私どもは、今までずっと歴史的に日本の農業予算、そしていろんな農業投資額を見ても、

先ほど、今回のWTOの批准については総合批准でありますから、食品の基準も一緒にひっくり返す中での批准であるから問題がある、だからこ

○三上隆雄君 私も日和佐参考人と基本的に同じなんです。

私ども今まで実地生産現場において、現在の消

費者の求める品質を追求しようとするれば、私は過剰な品質を求めていると思うんです、消費者は。特に外観本位の求め方が今までの商品価値として、これは消費者が求めるのでなく流通の段階の人の求めなんです。それに生産者が踊らされて過剰な農業投資をしているという嫌いもあるけれども、最近安全に対するニーズが強くなりましたので、その点緩和されると思います。

こういうことを考えていただきたいと思うんです。農業というのは、基本的には毒性の強い農業ほど安いんです。効果が同じで毒性の少ないものほど高いんです、それだけ開発経費がかかっているわけですから。日本の農業というのはそういう高い農業が多いわけです。ですから必然的にそういう農業を、日本の農業使用基準というのは厳しいわけですから、そういう厳しい中でできた農業を使用してつくった生産費は高い。逆にアメリカを初め東南アジアも日本の農業よりもっと今では規制されてしまっている毒性の強い農業がまだ許可されて、それを現実に使っているわけですから、そういうものと同じ値段で競争されては日本の農家は太刀打ちできないわけです。

それから社会的条件も厳しいわけだし、それをあえて価格だけ競争させれば、今、果樹農家には外国と同じような農業を使わせてくれという言い方をする人さえあるんですよ。そうなったら消費者の皆さんは大変でしょう。そういう観点から食糧の安全性というのについては皆さん方も私ももともと声を大きくして主張していいと思います、こう思っております。

それから情報の公開の問題、これも私も農水委員会ではいろいろ食品の安全性について追及しても、これは厚生省の問題、これは農水省の問題、そつちへ行ったりこつちへ行ったり、あるいは経済的な問題だからその守秘義務に当たってこれは公表できないとか、いろいろあるわけでありまして。どうぞひとつこの点については国民の世論を大きくして、むしろ国内の合意が必要だと、日和

佐さん、先ほど言っているのとおりだと思いますから、どうぞ今までの考え方、路線を変えることなくどんな主張していただきたい。私ども一緒に行動したい、こう思っております。

そこで、雨宮さんにお願ひしたいと思ひます。先ほど、命より経済優先の今回の貿易条約は許せないときっぱりと言われましたけれども、もつと言ひ足りない点がありましたらもう一度お願ひしたいと思ひます。

○参考人(雨宮正子君) ありがとうございます。私は、きょう言いたいなと思つたことがたくさんあります。でも、今、三上先生からおつしやつていただいて本当にうれいと思つています。

私は、なぜ減反なのか、なぜ輸入なのか、なぜ後継者がいないのか、日本の農業をどうするかという論議を聞きながら、本当に実際に共同化、共同経営をしていく中で守つていこうと思へばできるんだということの一つの話をしたいと思つています。

というのは、千葉県に多古町というところがあります。そこでは減反政策と徴収税で銚子の沖で四人の農民が投身自殺をしたという報告が今から八年前、千葉県の食糧シンポジウムでありました。その話を聞いたときに私は、千葉県で六十五万人の子供たちがいるのに何で千葉県の子供に千葉県の生産物で学校給食をやらなくて、農民だけが投身自殺をしようのかということが発言しました。

私のところに来たのは、学校給食に多古の朝市から届けてほしいということでした。届けようということでも品川の教育委員会にお願いしました。品川の教育委員会は、あなたたちは自分たちがつくったものが売ればいいと思つて来たのなら買わないよ、子供たちに安全なものを与えたいということだったらいよいよ、そういうふうにかきつぱり言われて、多古の農民の人たちは地力を回復させる有機農業で安全な生産活動に励んだわけです。今、何と二十億の売り上げです。

そして若者たちは、ここから半分ぐらいの事務員さんがいるような活動になって産直活動が始まっています。それは品川にかかわらず、目黒でもどこでも産直で野菜物が学校給食に、そして消費者に宅配ですね、クール宅急便が届けられます。二十億の売り上げの後ろには、なぜ減反なのかというところで、多古の農民の人たちは減反を返上しよう。去年、米があれだけなくなつたということでも消費者がすごく不安に思っている。ですから、私たちは家庭農園の持ち主になりました。みんな持ち主になって一年間の契約をして、田んぼに苗を植えて草取りをしてという活動をして、二万五千人がこの契約をしたわけです。

ですから、安全な食糧は千葉県の大地からということが見事に実つて、せんだつてこの産直活動については、韓国からぜひお話しに来てほしいということでも多古の農民の方がお話しに行つています。

ということですから、近郊都市農業と山間地との違いがあるということとをさき農協さんの方がおつしやいましたけれども、本当にそういう意味では共同経営、共同出荷を地域に確立していくことによつて後継者も育つし、それから多古に嫁に来てこんなふうなうれしいことはないという農家の若い奥さんたちもたくさん生まれています。子供たちには私は、学校給食は教育だ……

○三上隆雄君 済みません。もう一点聞きたいことがあるから。

○参考人(雨宮正子君) ですから、生産を通して私のところに来たのは、学校給食に多古の朝市から届けてほしいということでした。届けようということでも品川の教育委員会にお願いしました。品川の教育委員会は、あなたたちは自分たちがつくったものが売ればいいと思つて来たのなら買わないよ、子供たちに安全なものを与えたいということだったらいよいよ、そういうふうにかきつぱり言われて、多古の農民の人たちは地力を回復させる有機農業で安全な生産活動に励んだわけです。今、何と二十億の売り上げです。

そして若者たちは、ここから半分ぐらいの事務員さんがいるような活動になって産直活動が始まっています。それは品川にかかわらず、目黒でもどこでも産直で野菜物が学校給食に、そして消費者に宅配ですね、クール宅急便が届けられます。二十億の売り上げの後ろには、なぜ減反なのかというところで、多古の農民の人たちは減反を返上しよう。去年、米があれだけなくなつたということでも消費者がすごく不安に思っている。ですから、私たちは家庭農園の持ち主になりました。みんな持ち主になって一年間の契約をして、田んぼに苗を植えて草取りをしてという活動をして、二万五千人がこの契約をしたわけです。

ですから、安全な食糧は千葉県の大地からということが見事に実つて、せんだつてこの産直活動については、韓国からぜひお話しに来てほしいということでも多古の農民の方がお話しに行つています。

ということですから、近郊都市農業と山間地との違いがあるということとをさき農協さんの方がおつしやいましたけれども、本当にそういう意味では共同経営、共同出荷を地域に確立していくことによつて後継者も育つし、それから多古に嫁に来てこんなふうなうれしいことはないという農家の若い奥さんたちもたくさん生まれています。子供たちには私は、学校給食は教育だ……

○三上隆雄君 済みません。もう一点聞きたいことがあるから。

○参考人(雨宮正子君) ですから、生産を通して私のところに来たのは、学校給食に多古の朝市から届けてほしいということでした。届けようということでも品川の教育委員会にお願いしました。品川の教育委員会は、あなたたちは自分たちがつくったものが売ればいいと思つて来たのなら買わないよ、子供たちに安全なものを与えたいということだったらいよいよ、そういうふうにかきつぱり言われて、多古の農民の人たちは地力を回復させる有機農業で安全な生産活動に励んだわけです。今、何と二十億の売り上げです。

しくお願いを申し上げます。

まず初めに、全中の高野常務にお伺いをしたいと思ひます。

WTO協定の批准に伴ひまして日本の農業は非常に大きな影響を受けることになるわけでございますけれども、私自身、WTO協定については、これから日本が世界全体の中でよく生きてやっていくためには必要なものと、こういうふうな考えているわけでございますが、それにしても、日本人の食糧を安定的に確保するという観点と、それから日本の農業をさらに維持発展させていくという観点からはどういふ対策を講じていく必要があるのかというところは真剣に考えなければいけないことではないかと、そういう意味で、現在、その関連の法案などを一生懸命議論をしている最中でございます。

それで、活力ある日本の農業を維持発展させていくという観点から幾つか考える要素がございますけれども、一つはやはり農業の後継者の議論、先ほどございましたけれども、今回のウルグアイ・ラウンド関連農業対策においても新規就農者対策というところで項目が掲げられてございます。具体的には、内容的には就農資金の貸し付けのような形で農業内外からの新規就農者を確保するというところのようでございますけれども、果たしてこういった施策で十分なのかどうなのか。

私自身いろいろな方にお聞きしてみますと、やはり生産者が意欲を持って農業にいきしめる、そういう環境をつくる必要がある。意欲を持って働くということはどういうことかと、やはり少なくなると人並みの生活ができるようなそういう農業としてはいいということをお聞きわけでございます。

先ほど高野常務も言っておられました。農業地域もいろいろございます。ただ、中山間地域では十分な収入がなかなか得られないような状況があるというふうなことでございますけれども、果たして今回の新規就農対策、こういったもので本当どの程度の新規就農者が確保できるのか、これ

からの状況など展望をちょっとお聞かせいただければと、こういうふうに思ひます。

○参考人(高野博君) 新規就農対策は、無利子の金をかなりの期間お貸ししただけということと、それだけの対策だと思ひますが、これは部分的な対策でございます。本当に我が国の農業が後継者を確保していきけるようになるためには、先ほど申し上げましたように、それなりの収入がなければならぬ。粗っぽく言いますと、一ヘクタールの田んぼで米をつくりまして純益百万でございます。ですから、高卒の初任給ぐらいを得るためには四ヘクタールぐらいなければもうどうにもならないというのは当たり前のことでございまして、それだけのものがなければ初任給程度の収入も得ていけないということでございます。そこら辺をどんなふうにして解決するかということがないと、どんなに後継者を確保しようとしてもできない。

国の施策は、結局、我が国の農地の過半数を主として利用権の移動によって限られた農家に集積して農家の規模を大きくして、その人たちが、今申し上げましたように、年間五百万とか一千万とかの収入を得られるような形にしていこうという方針だと思ひますが、その場合、特にそういう方針だと利用権を集積して残る方はいんどすが、渡さなきゃならない方たちとどう調和して集落全体の中でみんなが共存共栄できる形でそういう地域農業をつくるかというところの工夫がありまさんと、何人かが残ってほかが排斥されるということでは、農村社会ではそういう政策は通用していかないと思ひます。

ですから一番肝心なのは、結論を申し上げますと、新規就農対策はございまして、これはもう極めて補助的な対策でございますが、一番大事なものは、今申し上げましたように、集落の中で専業的な人と兼業的な人がどううまく土地と労働力の利用調整をして共存共栄できる形をつくり上げるか、そこにかかっている。そこをうまく解決できないければ六年間の対策としては失敗する、そういう

ものじゃないかなろうかと私どもは考えております。

○都築譲君 今のお話の中で利用権の制限のお話がございますが、やはり農業の後継者は農業に従事していた人でなきゃいけない、こんなたしかお話があるわけでございます。それがただ一番根本的なところにあるのかなというふうな気がするわけです。

確かに戦後の農業を解放して民主的な農業基盤を整備していくということでそういう仕組みがとられたんでしょけれども、今、幾つかの分野で相当な技術革新が行われる、経営の革新が行われる、こういう状況の中で、個別の農家に従来どおり限定をしていくような方向といったものは見直す必要があるのか、あるいは従来型の基本方針は踏襲すべきであるとお考えになるのか、そこら辺はいかがでございますか。

○参考人(高野博君) 農地を持って農業できる人は農家じゃなきゃならぬというところがあるわけでございますが、それは確かにそういうものをがんでいかにせうに弾力化していくということは当然考えられなくてはならぬと。

〔理事稲村稔夫君退席、委員長着席〕
ただ、失礼な言い方かもしれませんが、一たんそういうことで農地を取得して、宅地化して大変な別の方面で利益を上げようという方々がなきにしもあらずなものですから、そこに慎重な配慮がなされるんじゃないかと思ひますが、そうじゃなくて本当に農業をしたい人がいる場合には、そこは弾力化の道が開かれなくちゃいかぬというところは御指摘のとおりだと思ひます。

ただ、そんな苦労をしなくても自分が継げばいい農家の子供たちがほとんど外に出ていっているわけですので、結局それは勤めに当たったときの収入にお父さんの跡を継いでいるわけでもないというところから脱落しているわけでございます。そこをやはりさつき申し上げましたように、集落の中で専業、兼業がうまく生き残れる方向に新しい体制をつくっていくのかどうか、それが

一番肝心な点ではなからうかと考えておるわけでございます。

○都築譲君 ありがとうございます。
それからもう一点は、人並みの収入を得て、しっかりと働いて、また働きがいを持って農業にいきしめていくという観点から、いろんな方からお話をお伺いすると、今の生産者の人たちはどうも生産技術の向上だけに追いまわられてるんじゃないかというふうな話も聞くわけでございます。

というのは、仕組みとしていろいろあるんでしょけれども、例えば種とか苗とかあるいは肥料とか、こういったものの仕入れあるいはそういったものを仕入れてつくり上げた作物を売る販路、こういったところがいろいろなところで商社とかそういうものに押さえられていて、生産性改善の余地というのが本当に生産技術の向上分野に限られてしまっている。

むしろ経営全体として農家が本当に取引組んでいったら、例えば作物を入れる段ボールにしたって一箱三百円で買えるところあるルートから買うと五百円取られてしまふ、しかもそれを通らないうとまたいろんなところで肥料も十分安く買えないとか、そういった話も聞くわけでございますけれども、そういう話もあるいは共選、共販というふうな形で取引組んでいるところもございまして、なかなかそんな仕組みの中で利益が上がるのか、そういったところがやはり農家収入を、生産者の収入を非常に制約していることになるんじゃないか、こういうふうな話も聞くわけでございます。そういう面でも個別の生産者が独自に取り組んで収入を上げていく、それは工夫をすればやれるんですよというふうな話を聞くんですが、そういう点についてはいかがでございますか。

○参考人(高野博君) 先生の御発言の内容は、作目によっても多少差があるかと思ひます。
例えば米をつくった場合と青果物をつくった場合は必ずしも今のお話のような指摘が同じように

当てはまるかどうかということはあろうかと思ひます。端的に言いますと、米の場合は今まで食糧管理法がございましたから、生産のところが農家が主に担う部分で、流通は農協なり業者が行うという仕組みになつていたわけでございまして、こういう品目では確かに生産者がそちらの方に十分今まで関心を持てなかつたということはあろうかかと思ひます。そこら辺は新しい食糧法のものでいろいろと参入条件等々弾力化してきますので、そういう中での新たな対応の分野もでてくるんじゃないかかと思ひます。

自由商品につきましては、これは農家が自分が売りたい場合にはもちろん市場に持っていくこともできますし、業者に直接売ることでもできるわけでございます。そういう点は制約が一切ないわけでございます。今でもやっておられる方もたくさんおるわけでございますが、やはり個々の農家が小規模で頼みますとそれは高いものになりますので、農業協同組合を使って大量仕入れということとで安く図るように努力しているわけでござい

すが、その点についてもなかなか、農協のものは余り安くないよという批判もあるわけでございます。そこら辺は大いに今後も、例えば農協の組織が今、三段階ございますが、全国連、県連、農協とございますが、今、これを二つにして流通マージンの圧縮を目指しておりますので、そういうことで努力していくことになろうかと考えております。

○都築譲君　ありがとうございます。

うでいれうす。

それから例えば畜産の関係でいきますと、ひところNHKのテレビでもやっておりましたけれども、日本の和牛でございます。これは肉用牛として非常に高価なものでございますけれども、北米の方で和牛を一頭仕入れて、それをホルスタインとか何かと交配させてどんどん本当に純度の高い和牛に仕立ててしまうということをやっているというんです。

最近お話を聞きますと、和牛の精子も輸出が自由化されたようなお話を聞くわけでございまして、どうも日本というのは何か、お米の品種改良にしても随分いいお米をつくつてきているんですけども、外国からは特許で日本の農業は随分攪られていくような感じがするわけです。日本が一生懸命改良してつくつたものが特許として国際的に普及していかないような、そういう拘束力を持たないような状況で野放しになって、逆に日本への輸出圧力となつて押しかけてきているような印象を持つわけでございます。

そういった農産物の特許の関係についてはどう
いうふうなお考えをお持ちでございましょう
か。

○参考人(高野博君) 特許の法律的な側面について私も詳しく、ございませんので、先生に御報告申し上げる知識を持ち合わせておりませんが、農産物の流通という面で考えてみますと、確かに我が国の技術が海外に出ていつてブーメラン現象で国内に入ってくるということはもうたくさんあるわけでございますので、我々とすればまことにそこに、こういうことでどうなんだろうという疑問をもちろん我々自身も持っているわけでございます。

例えばリンゴのふじもアメリカで生産されて間もなく入ってきそうだといいことで、三上先生ともども私も大変今、心配しているわけですが、そういうことでございまして、そこに私もどもは、先ほどから申し上げますように、何でもの農産物でもとは申し上げませんが、やはり一

つは、国内で消費する基幹的な農産物と、それからトータルとして国内で食糧をどのぐらい賄つていくのか、基幹的な食物についてどうするのか、

これについてはある程度きちつとした目標を決めていただいて、それに沿って国内の振興策なり、輸入の関税化をする場合には関税率の決め方ななり、そういうもので総合的に工夫して国内農業のあり方をきちつと固めていただきたい、基本枠を。そうじやないと、次から次にそういうことで、一つ一つ品目をとられて、牛肉もだめ、オレレンジもだめ、米もだめ、一つ一つ品目を取り出されまして、これを輸入しないのはけしからぬ、これを輸入しないのはけしからぬで、もう本当にだめになつていくと考えております。

そういうことで、今申し上げましたような観点からやはり大枠となる基本法をぜひお取りまとめたいだだきたい、そういうぐあいに考えているわけでございます。

○都築讓君 どうもありがとうございます。
 それでは、次は石原参考人にお伺いをしたい、
 こう思います。

環境保全型農業ということで御説明をいたしたいわけでございます。その中で、田畑輪換ということでおっしゃっておられました。これについて、その環境保全という観点で日本の今までの農業、水田と畑を転作していくというふうなことでございますが、大型機械による基盤整備というよりはもっと高度な基盤整備が必要になるというふうなことを先ほどおっしゃっておられた、こう思うわけでございますが、具体的にはそういったものはどういうふうな内容の基盤整備といったものになるのか。

それから今回のウルグアイ・ラウンド関連対策で三兆五千億円余の農業基盤整備という予算が組まれておるわけでございます。ただ、その内容についてはなかなかまだ明確になっていないところがございますので、この国会でもいろいろ質問がなされておるわけでございますけれども、六年間で三兆五千億円、こういうふうな予算的な規模でそ

ういったものを当面賄うことができるようなものなのかどうか、そこら辺についてちよつとお教えたいただければと思います。

○参考人(石原邦君) 田畑輪換の重要性というのには先ほど申しましたので、もうこれ以上つけ加えませんけれども、やはり日本の水田というのは耕地としては最もよい条件のところに位置しているわけです。したがって今、減反等々で、ある場合には休耕しているところもありますけれども、やはりそれを高度に利用していくことは日本農業の活性化、それから生産力の増強という点では非常に重要だと思っております。

基盤整備の問題でございますけれども、大型機械の基盤整備と申しますのは、もちろん用排水を分離し等々ございますけれども、やはり重点は表面の排水問題というのが中心になっているんじゃないかというふうに思っております。一枚の耕地地を必要ときには田んぼにし、必要ときには畑にするというような、基盤整備というのはそういったことでは対応できないのでありまして、やはり地下水まで含めて、例えば地下水を五十センチ、一メートルというようにある程度自由に制御できるところまでの基盤整備が必要ではないかというふうに思っております。

ただ、一枚一枚の田んぼをそういう条件にしていくというのは非常に大変でございますので、やはり一つの地区を単位として畑、水田というような形でやっていくことになるかと思えますけれども、それにしても、先ほど申しました大型の表面排水を主としたものとはかなり違うだろうというふうに思っております。

それから第二番目の御質問の三兆教億でどうかという問題でございますが、私自身はそういった方の専門でございせんので実際の金額等の関係はよく答えることはできませんけれども、基盤整備の問題というのは田畑輪換ばかりではなくて、先ほどから出ておりますような山間地その他の問題もございまして、いろいろな面でどういうふうに使われていくのかというのはやはり

農業というお話が出ておりましたけれども、この農業と環境とのかわり合いの問題について、アルシュ・サミット以来、OECD等が指標化の問題に取り組んでおりまして、いろいろ論議が農業と環境の問題について高まってきておるところでございまして、そこで論じられていて農業と環境の問題というのは、主として世界の傾向としては農業は環境に負荷的な存在であるという形が論じられております。

しかしながら、その中で我が国では、農業は環境に対して正の存在である、つまりプラスの存在としての農業を指標化すべきである、カウントすべきである、こういう主張を今しているはずなのでございまして、こういう点についてどんなお考えをお持ちなのか、一点お伺いしたいことと、もう一つは、こうした問題は欧米諸国でも早くから傾向として動きがありまして、ヨーロッパの国々、事例を挙げる暇はございませんので、国々では、環境保全型農業をすることによって経済性が落ちる、つまり所得が落ちていくというような部分に関して、一種のデカップリングだと思ふんですけれども、補てんをしていく政策があるわけではございます。こうした問題について、つまり環境のコストというような問題についてどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いいたします。

○参考人(石原邦君) 農業の持っている環境保全機能といえますのは、従来は専ら環境保全機能の方を強調してきたわけではございまして、それが農業技術の変化で負荷を与えるということが最近では問題になってきていることではございます。

日本の場合に特に環境保全機能を主張しているというか重視するというのは、ある意味では水田というものを持っているということだろうというふうに思っております。水田は、よく言われますように、貯水池としての役割を持ち洪水を防ぐというような機能を持っておりますし、それから肥料にいたしましても土の浄化能力というのも非常に高い、そういったことのある面での機能を

持っている。もちろんもっと広い地域のことを考えれば、農業の中に山林も含めるというようなことになりまして、もつといろいろなことが考えられるだろうというふうに思います。そういう意味で、ヨーロッパとかアメリカの現在の農業技術による環境汚染というものと比較しますと、日本の場合にはやはり保全機能がある程度評価してもいいんではないかというふうに思いますし、そちらの方向での評価があるのであるというふうに思います。

それからヨーロッパの環境を保全する農業に対して補償を払っているという問題でございましてけれども、これはヨーロッパの場合には日本に比べますとるかに環境への負荷の影響というのが大きいわけではございます。この九月にヨーロッパでヨーロッパ農学会というのが開かれましたけれども、その学会での発表の半分以上がやはり環境汚染の問題でございまして、地下水の汚染をどうするか、あるいは土壌汚染をどうするか、一たん汚染したものをどうやって回復するかといったような問題が非常に多く論じられておりました。

本来、農業というのはそういう意味で環境を保全していくということではございましてけれども、先ほどから申しておりますように、現在の高度に経済性を追う大型の機械化、化学化あるいは単作化した農業というもので価格その他が決まってきたいて、それが環境を汚染しているということですので、やはりそういった転換をして環境保全的に向かっていく場合には補償をするということは、当然考えられていいことではないかなというふうには私は思っております。

日本の場合にも、今のところそういう大きな問題がございせんので問題にはなりませんけれども、将来には今のままいく問題になることが起こるのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。
○刈田貞子君 ありがとうございます。
次に、高野参考人にお伺いいたしますが、AM

Sの問題で伺いたいと思います。

私は、日本の農業はいろいろ言われるけれども、やはり価格政策が非常に重要な位置を占めていたと思うし、いると思います。これによって生産者の所得補償をし、あわせて需給調整をしながら消費者への食糧の安定供給ということにもつながっていく政策でございまして、価格政策は、とやかく言われますけれども、私は日本の農政のやはりかなめにあるものだというふうに思っております。

しかしながら、今回のこのAMSによるいわゆる保護削減によりまして、これがいわゆる黄色の政策から緑の政策へと転換するわけではございまして、そこで、いわゆる直接補償に結びつかない、いわゆる価格政策に結びつかないものへの助成というんでしようか、そうしたもののへ農政政策を転換していかなければならないことになろうかと思ひますし、農政政策の選択肢が狭くなっているのではないかという思いもございします。

したがって、このAMSに関する問題及び今後は基盤整備とか構造調整とかこういった間接的な政策へウェイトをかけていく形になっていくわけではございますが、そうした政策の私は大転換になると思ひますが、この辺のことにについて、ややこしい聞き方ですけども、価格維持の政策をどんなふうにならしていいのかわか、こんなことも含めて御意見を伺ひたい。

○参考人(高野博君) ウルグアイ・ラウンドの交渉結果で私どもが最も不満とする部分は、今御指摘のとおり、AMSというものを御使ひしてこれを削減するという内容でございまして、でございしますから、御存じのとおり、今回六兆百億の六年間の予算が示されたんですが、何とその六〇％は基盤整備なんですね。しかも、国が一部を負担し、基盤整備をやる農家も負担する総事業規模でございまして、そういうものが六割でございします。それから融資が一三％ございします。差し引きますと残りはかなり小さなものが六年間、ですから一年間にしますとかなり小さな国の対応という

ことになるわけではございまして、ラウンドの交渉結果によって我が国の農業については大変難しい局面に立たされておると考えております。

ただ、私も幾つかの雑誌等でも読みましたし、そういうふう聞いておりますが、既に我が国の場合はAMSについては六年後の削減目標を達成した数字に落ちてしまっているということなんでしょうね。でございしますから、私もやはり必要な価格対策はこの六年間はきちっとやってもらいたいと考えております。考えておりますし、先々繰り返し要求もしようと思ひたいと一つは考えております。

それから今申し上げましたように、構造政策だけで果たしてうまくいくのかと私も自身も考えております。あるマスコミの関係の方が私のところにお見えになりました、宮城県の方の青年のリーダーに、あなたウルグアイ・ラウンド対策をどうすると電話したら、六年後にまた米が外国から入ってきて、しかもその間は減反は選択制で、みんなつくる、米価はどんどん下がる、下がったときに借金だけ残して行き詰まるのは嫌だから何にもしないのが賢いんだよという返事をしていたが、高野さんどうですか、こういうお話です。これは私ももう全く参ったという考えでございまして、そういうぐあいに構造政策だけで果たしてうまくいくのかというのには皆さんが抱いておる危惧だと思ひます。そういうことがあつてはならないわけではございします。

そういう点もございしますので、やはりこの辺のAMS、為替相場が変動すれば農家の手が届かないところとどんどん削減対象が広がってくるというところではございまして、お手上げでございしますので、ここはもう何とか六年後にはやはり改正してもらいたいと私も強く考えております。
○刈田貞子君 どうもありがとうございます。
次に、日佐参考人にお伺いいたしますが、先ほどSPS協定の十三条の話をなさっておられますけれども、私もあれは大問題だというふうに思っております。

もう一、二カ所私は大変気になっているところがありますのでお伺いしたいというふうに思いますが、SPS協定の中で有効な科学的根拠という点がござります。限りなく国際基準を優先して採用して、そしてそのことに不満がある場合には有効な科学的根拠をもってそれを証明しなさい、そうすればあなたの国の言い分は受け入れられますよと、こういうことになるわけでございますけれども、この有効な科学的根拠というのは実は私ども問題にしておりまして、そして、このことについては結局はぐるぐる回ってコーデックスの基準に戻っていったらうんじやなかなうかなというふうかと思っているんです。その辺のところはどうなのかというふうに思います。

それからもう一つは、いわゆる検査衛生基準が貿易に与える悪影響は最小限のものとするということですね。それが偽装の規制であつてはならないという、つまり少々のことと言つて勝手に非関税障壁をつくつちやいけませんよと、こういう一項が入っているわけです。こういう問題もとても大きな課題なんです。

私はちょっと午前中調べてきましたら、平成二年の六月にこうしたコーデックスの問題なんかを農水委員会に取り上げてきつと質疑しているんですけれども、その点についても十分やっていると、こういうことになっているんですが、どうやっていただいたのか。十五ある作業部会の中でもこの検査衛生部会は早くクローズしてしまつた。何が一体決まつて閉まつてしまつたのか。その来たものがあなたのおっしゃるようになつたのか。私どももなかなかこれがよく理解できぬうちにこういうものが出てきたと、こういうことになつていて、私どもの責任も大変感じているところですが、以上二点についてちょっと御意見をと思ひます。

○参考人(日和佐信子君) 私、先ほどの意見陳述のところでは省略いたしましたけれども、このことは私どもも大変大きな問題だというふうに思つております。

ております。

有効な科学的根拠、有効なものがなくとも科学的根拠となつただけでも、それは一体どういうところの実証なのか。あるいは研究者によつては一つの添加物についての白黒が分かれる場合があると思います。それが多数決ならいいというふうなことも言えないと思うんです。黒の学者の方が二人いらして白がお一人ならば黒と判定すると、そういう非科学的な問題でもない。

ですから、一体それは科学的な根拠をどこがどういう仕組みで判定するかということが一向に明確ではないわけですね。そのことは大変問題が大きいというふうに思つておりまして、そういう具体的な仕組みを明示していただきたいと、逆に、具体的はどうするか、そういうことを私どもとしては要求していきたいというふうに思つております。

それから検査の問題についても、非常に輸入農産物が、農産物のみならず食料品もふえていく中で、我が国の水際の検査というのは非常に現状ではお寒い事態なわけです。それも過度にならない、要するに障壁にならないという程度が、SPSで言っている程度がどの程度のことを指しているのかというところは、これまた明確ではないわけですね。

そういうふうな具体的にこれが適用される場合にはどういう仕組みで適用されていくのかというその具体性のところがまるで明らかにされていない、そのことが大変私どもにとつては問題だというふうに思つております。そのことを明確にしてほしいというのを国に要求したい、そういうふうな思つておりまして、それが具体化されない、具体的な形で国民のところに提示されないということとでこういうことが進行していくということに対して、大変大きな疑問を投げかけたというふうな考え方であります。

○刈田貞子君 まだたくさんお伺いしたいことがあるんですけれども、時間がございませぬので、雨宮参考人にお伺いいたします。

先ほど学校給食に関する問題について御見解を述べられましたけれども、今、学校給食に関する考え方というのは非常にいろいろな視点からあると思うんですが、やっぱり一番大事な問題は、何を食へさせられているんだらうかという問題だろうというふうに思ふんです。そして、そういう考え方が高じて、もう学校給食は要らない、私のうちでは弁当を持たせまうから選択制にしてくださいと、こういうふうな動きや声や運動まで今出てきております。こうした動きに対してどんな御意見をお持ちでしょうか。

○参考人(雨宮正子君) 学校給食の選択制の問題ですけれども、冷凍加工食品やそれからセンター化とかそういう中ではおもしろくない、だから添加物のあるものとかそういう問題があるから私はお弁当を持たせようというお母さんたちも出てきています。そして、自由選択、複数メニュー、弁当併用というところもちらほら出てきています。

でも、そういうところいろいろお話を聞いてみますと、やはり子供たちの教育としての給食、ただ食べさせればいいだけではなくて学校給食は教育の一環だと、文部省が一九五四年に学校給食法を設立した意義はそこにあるんです。教育の一環だと。教育というのはすべての子供に平等に保障される。それで、アトピーやそういうようないろんな状況のある子供たちについては除去食をしない、だから豊かで安全ですべての子供たちが食べられる給食を保障することは自治体の責任だという立場を私はとっています。

ですから、自由選択、複数メニューではなくて、すべての子供たちが教育として生産から労働から消費の科学、調理の科学、すべて一貫してわかつて、食の自律が自分の体につくような食教育を学校の場合で公教育として施してほしいということを思っています。

ですから、この自由選択、弁当併用、自分だけ食はる、好きな物だけ食へるということではいけない、愛情弁当には限界がある。弁当はつくって三十分もすればビタミンCはなくなつて

いく。温野菜を入れたところでビタミンCは五分もすればなくなつていく。緑黄色野菜を豊富にとつて、そして茶色いお弁当などを持たせることなく、すべての子供につくりたてのおいしい温かい給食を提供することこそ自治体の責任じゃないかなと。

児童の権利条約はことし批准がされました。すべての子供たちに豊かで安全ですということを保障するのは自治体の責任なんだよ、子供たちはそれを受ける権利がある、こういう立場でございます。我が子だけが弁当を持っていってそれでいいんだではなくて、すべての子供たちが温かくておいしい給食を食へられるように条件を整えていくのは自治体の責任じゃないかな、教育というのはみんなが心豊かな状態の中でこそ実現できていくんじゃないかなと思つています。

○刈田貞子君 どうもありがとうございました。終わります。

○林紀子君 参考人の皆様、きょうはありがとうございました。日本共産党の林紀子でございます。私に与えられております時間が十分ですので、全員の皆様方に御質問できませんのであしからず御了承いただきたいと思います。

そこで、まず高野参考人にお伺いしたいのですが、ただいまの刈田委員の質問と重なる部分もあるかと思ひますけれども、ウルグアイ・ラウンド国内関連対策について七兆二千億円というものが出てきたと。しかし、これを見てもみると、一番農家の方たちが願つていらつしやる価格保障というところにはほとんどこのお金が使われないう、そういうことになるのではないかと思ひます。

農業協定では、補助金などの国内支持を六年間で二〇%削減するというのが義務づけられておりますので、価格保障に充てる予算というのはこの条項にひつかかつてしまつて価格保障ができなくなる。それからまた、新食糧法も市場原理で米価を決めるということが基本になっておりますので、ここでも価格保障ということがきちんと行わ

れない。

そういうことでは、先ほど六年後の改正というのを強く御主張なさいましたけれども、私は輸入農産物を制限する国境措置にまざる国内対策はないというふうに思いますので、まず批准をやめて再交渉する、現在の立場でそういうことを私たちは主張しているわけですが、そのことについてJ Aの二十回大会でもはっきりおうたいになったわけですので、現在そういうことを御主張していくというお考えはないかということをまず伺いたしたいと思います。

続けて質問をさせていただきますが、日和佐参事人にはS P S十三条の問題を伺いたいと思いましたが、最初にお述べになってくださいましてお立場がよくわかりましたので、ありがとうございます。

時間の関係もありますので両宮参事人にお伺いしたいんですが、輸入農産物、米を初め、野菜もほとんど入ってきておりますけれども、野菜もほとんど入ってきている。そういうことになりましたら学校給食の現場ではどういうことが起こるのかというのをもうちょっと詳しく御説明いただけたらと思うんです。

といいますのは、私はことしの九月に福島県の熱塩加納村というところへ参りまして、小学校で一緒に給食を食べさせていただいたわけなんです。そこでは有機米を子供たちが食べる。それから有機・低農薬野菜を、子供たちのお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんがつくったものを学校に提供してくれる。そして秋になったらイナゴとりに行つてそれをつくだ煮にして食べるとか、春になったら校庭の桜をとつてそれを塩漬けにして行事のときには桜湯を飲むとか、食文化というものも立派にそこに生きておりましたし、子供たちはそういう給食を通して、親が添加物いっぱいのおやつを食べたらそれをたしなめるというようにどこまでいっているかというところで、まさに両宮参事人がおっしゃっていた給食というのは教育だというのがそのまま生かされているすばらしい取り組みだなと感心をしてまいりました。そういう取り組みというのは全国にいろいろあると思うんです。

ところが、輸入農産物がどつと入ってきたら、それと正反対の状況というのが多くあるところで実現してしまおうというおそれがあるんじゃないかと思ひますので、その辺をもう少し御説明いただけたらということをお願いしたいと思ひます。

○参事人(高野博君) 価格対策のところは先ほど申し上げましたので省略いたします。批准の問題に関連してでございますが、私も今回のワルグアイ・ラウンドの農業合意の内容には反対でございます。

その立場ははっきりしておりますが、その立場を踏まえて実際にどういう運動を展開するかというところにまたそれなりの考えをめぐらざるを得ないということでございまして、一つは、先ほどから議論になっておりますように、農業分野だけじゃない、一括して賛成か反対かと。したがって、農業分野を否定する場合は全体を批准しないということになる場合に、そこで運動を展開する場合どういうことを考えなきゃならぬのかという課題があるかと思ひます。

そういう点と、もう一つは、批准阻止の運動に絞つて全力を傾けた場合には、そういうことを前提とした国内対策をあらわして要求するというのは、いかにもちがはくといひますか、びつたりこない内容になりまして、そこをどうするか。

そういう二つの面を十分組織内で検討いたしまして、私もとしますと、やはりそれだけでなくとも大変苦しい国内農業について、国内対策の充実は何としても求めていかざるを得ない。それが我々農業団体の責務でもあるということから、農業合意の内容にはあくまで反対の立場を貫きながら、あわせて国内の農業対策も要求していくという立場を選択いたしましたので、そういうことで御理解いただきたいと考えるわけでございます。

○参事人(雨宮正子君) 学校給食について言わせ

ていただいて、ありがとうございます。

学校給食の食材ですが、輸入がどんどん進んでくるようになるか。まず第一点にそのことは、主要四品目は、米、麦、肉、それから牛乳です。それは政府が管掌する、管轄をするというんでしょか、政府管轄の主要四品目です。この四品目につきましては国が補助をしています。

輸入牛肉ですが、せんだつても抗菌剤ですか、さつきもホルモンの添加のことを話しましたけれども、「オーギービーフ」また「薬剤汚染」ということで、十一月十一日に農業新聞に出ていました。薬の汚染が出ていて、こういうような肉が出回ってくるわけです。文部省は学校給食に使うのは見合わせるようにという通達を出してあります。

ということがありますので、輸入がどんどん強化されてくると、米の場合、かつて十年前には黄変米が韓国から入ってきまして、それは臭素がたたくさんかかっていました。これが学校給食に回ったということがあります。ですから主要四品目、これは輸入がどんどん強化されてくると学校給食に回るのはないか。

現に、輸入牛肉が入ってきています。そして、ホルモン剤が添加されるということになると、日本の子供たちの健康にも非常に危惧される問題があるわけです。チーズ等もそうです。遺伝子組みかえという形で添加物第一号がこの条約が批准されますと入ってくるということで、遺伝子組みかえに使われた添加物が使われたチーズが入ってくるというところはとても危険だということで、私たちは反対したいわけです。

では、実際にはさっきの熱塩加納村のような豊かで安全で教育としての給食が現場で行われているかということでありますけれども、実のところを言いますと、今、学校給食の実態は、合理化がどんどん進められ、センターが五〇%、そして臨時職員が二〇%から四〇%とだんだんふえてきています。ですから、人手が足りない中でどうして冷凍加工食品が使われる。大手食品メーカーは

これを持っているわけですね。百十社、六百二十三品目。これはせんだつての学校給食百年展では八百品目、その中の一割以上の加工食品は輸入でした。はつきりと外国産のものでした。そういう形で外国産のものがどんどん入ってくるというところで、これはどのものかという調査をしている給食センターの所長さんもありますけれども、子供たちには地場産のものを食べさせたい。

三番目に、さっきの熱塩加納村のようなことで努力をしている多古町とか品川とか各地の産直もありますけれども、もう農業をやつていけなくなつた岩手県の大東町、これが村の人たちの協力で村の生産物の八〇%がこの学校給食に入っている。だから農業が元気になっていったということがあります。

こういう山村もちらほらと聞かれるという状況がありますので、やっぱり地域おこしということで、教育としての給食は地域ぐるみでみんなやつていこうじゃないかということで、長野県では学校給食産直組合というのをつくつて地域の生産物がどんどん学校に入る。それから新潟なんかもそうです。都会に段ボールで運ぶよりも、大根もすべてひくるめておばあちゃんたちがしよつていく。最初はこれのおばあちゃんたちが汚い格好をして学校に物を運んできたんだと言つていた子供たちが、先生がある日のこと、この大根はだれちゃんのおばあちゃんがつくつてくれたんだよと放送したら、それからその子供は胸を張つて帰ってきた。教育というのはこういうことじゃないかなと。

ですから、私は全国各地を歩いてみますけれども、ほとんど合理化が進んでいて人手が減つていくとますます貧しい給食になりますので、人手を減らさないで豊かな給食条件をつくつていただいて、さつき公明党の方がおっしゃっていましたけれども、それじゃ私、お弁当を持っていくわな人というのじゃないように、教育条件としての学校給食の豊かさを守つてほしい、そして輸入食品は学校給食には入れないように私たちも頑張りた

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇八号 平成六年十月十九日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 富山市奥井町一ノ五ノ二四 加
藤博之 外六千七百六十六名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇九号 平成六年十月十九日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 京都市北区衣笠北高橋町五四ノ
五 西原育郎 外六千七百六十六名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二一〇号 平成六年十月十九日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 福島県伊達郡築川町字西土橋二〇
〇ノ一 佐藤成雄 外六千七百六十六名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二四七号 平成六年十月二十一日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 長野県松本市清水二ノ四ノ一
五 中山恵永 外八百八十名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇〇号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 福井県鯖江市杉本町二ノ二四ノ
四 大橋一生 外一万三千二百九十八名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇一号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 大分県大野郡犬飼町大字高津原五
七八 原山幸徳 外一万三千二百九十八名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇二号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 三重県名張市新田一、二二〇ノ
二 森脇喜代美 外一万三千二百九十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇三号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 静岡県熱海市紅葉ガ丘町二ノ一
七 木原久子 外一万三千二百九十八名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇四号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 福井県鯖江市杉本町二ノ二四ノ
四 大橋一生 外一万三千二百九十八名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇五号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 和歌山県有田市港町七五七 田辺
玲子 外一万三千二百九十八名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇六号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 香川県綾歌郡飯山町東坂元一、四
四二 明見俊文 外一万三千二百九十八名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇七号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 鳥取県気高郡青谷町山田 若木文
子 外一万三千二百九十八名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇八号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 徳島県名西郡石井町浦庄字下浦六
八〇ノ一六 坂尾由美 外一万三千二百九十八名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇九号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 岡山市西大寺中野本町三ノ三
三 藤原明 外一万三千二百九十八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七七号 平成六年十月二十八日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 東京都調布市富士見町二ノ二三ノ
一ノ三〇二 石橋勉 外二百二十
六名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

紹介議員 佐賀県杵臼郡福富町大字下分三、
五五一 松尾重徳 外一万三千二百九十八名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十月二十六日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 岡山市西大寺中野本町三ノ三
三 藤原明 外一万三千二百九十八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十一月二日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 大阪府藤井寺市道明寺一ノ一四ノ
四八 木本かづ 外八千九十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十一月二日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 大阪府藤井寺市道明寺一ノ一四ノ
四八 木本かづ 外八千九十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十一月二日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 大阪府藤井寺市道明寺一ノ一四ノ
四八 木本かづ 外八千九十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三一〇号 平成六年十一月二日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 大阪府藤井寺市道明寺一ノ一四ノ
四八 木本かづ 外八千九十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四二号 平成六年十一月八日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 横浜市戸塚区小雀町二、一四八ノ
四 山之口 稔 外九百七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一三三号 平成六年十一月十日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 長野県松本市横田二ノ一三ノ
一 吉村武志 外七十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一八号 平成六年十一月十日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 群馬県高崎市昭和町一四二 吉沢
正美 外千三百三十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九二二二号 平成六年十一月十七日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 茨城県稲敷郡聖崎町高見原一ノ三
ノ三三 五月女博 外千五百名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九二五五号 平成六年十一月十七日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願
請願者 広島市東区馬木三ノ二三ノ一 釘

紹介議員 井克己 外二千四百十二名
吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六号 平成六年十月四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡中条町表町四ノ三
六中条町農業協同組合代表理事組
合長 丹後英彦 外八千九百四十
四名
紹介議員 稲村 稔夫君
一、国会において、ガット・ウルグアイ・ラウン
ド合意の承認を行わないこと。
二、政府に対し、農業分野の再交渉を行い、公正
な農産物貿易ルールを求める我が国の主張を十
分反映した合意を実現するよう強く働き掛ける
こと。

理由
平成五年十二月のガット・ウルグアイ・ラウンド
における米のミニマム・アクセスや、例外なき関
税化の受入れは、三度の国会決議を踏みにじる暴
挙であるばかりでなく、米の国内自給を求める国
民の切実な願いに対する重大な背信行為であると
言わざるを得ない。農産物輸出の利益のみを重
視し、食料輸入国の農業に一方的な犠牲を強いる
極めて不公平・不平等なガット合意がそのまま実
施されるならば、我が国農業は取り返しのつかな
い打撃を受けるとともに、国土・自然環境や地域
の経済・社会はもとより、国民生活全般にわたつ
て深刻な影響が及ぶことは明らかである。このよ
うな理不尽な合意を、我々は決して認めることは
できない。よって、ガット合意の撤回に向けて、
右の事項について強く求める。

第一七号 平成六年十月四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(二通)
請願者 新潟県岩船郡関川村大字下関六一
七関谷農業協同組合代表理事組
合 伊藤理助 外一万二千八百四

十三名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二〇号 平成六年十月四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡吉田町堤町三ノ三
越後吉田町農業協同組合代表理事
組合長 西海知勝治 外一万六百
七十二名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九二二二号 平成六年十月十二日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲二、
五四二ノ一巻町農業協同組合代表
理事組合長 小瀬重雄 外八千四
百十六名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九三三三号 平成六年十月十二日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(二通)
請願者 新潟県両津市大字原黒三〇〇ノ一
佐渡農業協同組合代表理事組
合長 本間一雄 外九千三百六十四
名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九四四号 平成六年十月十三日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(二通)
請願者 新潟県中蒲原郡亀田町船戸山四ノ
一〇ノ一八亀田町農業協同組合代
表理事組合長 今泉敏雄 外二万
六千八百五名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第九八号 平成六年十月十三日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡中之口村大字三ツ
門一九ノ一中之口村農業協同組合
代表理事組合長 大屋重一 外八
千六百二十名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇五号 平成六年十月十四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(六通)
請願者 新潟県中蒲原郡村松町大字南田中
五一九ノ一大蒲原農業協同組合代
表理事組合長 鈴木英夫 外四万
八千七百八十九名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇六号 平成六年十月十四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県坂井東三ノ三二ノ一坂井輪
農業協同組合組合長 小山一雄
外八千六百七十七名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二二二号 平成六年十月十四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(五通)
請願者 新潟県赤塚四、九三八ノ六赤塚第
一農業協同組合代表理事組合長
涌井権四郎 外三万九千九百四十八
名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二七号 平成六年十月十七日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県村上大字山辺里四九一ノ

三村上市農業協同組合代表理事組
合長 佐藤度 外五千六百三名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二六四号 平成六年十月二十四日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡黒埼町木場三八黒
埼町農業協同組合代表理事組合長
丸山重雄 外七千八百二十二名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二九一号 平成六年十月二十五日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作五
六九ノ一弥彦村農業協同組合代表
理事組合長 本多寅英 外一万四
百十九名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二九八号 平成六年十月二十六日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡津川町三、四四五
ノ二津川町農業協同組合代表理事
組合長 山本豊喜 外八千五十一
名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三五七号 平成六年十月二十七日受理
ガット合意の国会承認反対に関する請願(二通)
請願者 新潟県新潟市四興野一、七〇九
栗原祐一 外一万八千四百十名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四号 平成六年十月五日受理

ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市下清戸一ノ一七ノ四
四ノ二 近藤えり子 外千三百六
十三名
紹介議員 市川 正一君
平成五年の長雨低温気象は農産物に多大の影響を
与えた。特に、稲に与えた被害は大きく、一挙に
「米不足」、「米パンク」が起きた。米不足は冷夏
という気象条件があったとしても、主食である米
の生産と供給を安定させていこうという国の政策
が欠けていたことにより生じたものである。本
来、農作物は天候に左右されるものであり、だか
らこそ主食である米の備蓄の重要性が指摘されて
いた。政府は米不足対策として大量の米の輸入を
行ったが、食味の違いや農薬への不安などが国民
の中に広がってきている。また、世界で流通して
いる米が千万トンとも言われている中で、二百六
十万吨余も日本が輸入することによる各国へ与
える影響も考えないわけにはいかない。一方、日
本の食糧自給率は、先進国中最低の四十六%(平
成三年カロリー換算)であり、低下傾向は一層進
みそうな状況にある。自国の食糧は自国でという
のが基本であり、多くの国が食糧自給率の向上に
努力している。日本国政府も主食である米を中心
とする農畜産物の安定的生産と供給を食糧自給の
観点から追求し実践することこそ責務と考える。
以上の考えに逆行するガット農業合意の批准に強
く反対する。ついでに、次の措置を採りたい。
一、ガット農業合意の国会承認を行わないこと。

第四五号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都保谷市東町五ノ一〇ノ四
御調くみ子 外千三百六十三名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四六号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願

請願者 東京都東久留米市野火止三ノ四ノ
五ノ四一〇 原山満 外千三百六
十二名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四七号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都小平市花小金井五ノ一ノG
ノ三〇二 藤本信夫 外千三百六
十三名
紹介議員 聴濤 弘君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四八号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町一ノ二ノ
五四ノ三ノ三〇三 大沢三奈子
外千三百六十二名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四九号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都保谷市柳沢一ノ一五ノ一ノ
六〇五 阿部米男 外千三百六十
三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都小平市花小金井六ノ一三七
ノ三四ノ七〇二 吉本光子 外千
三百六十二名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五一号 平成六年十月五日受理

ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都田無市芝久保町二ノ一八ノ
四 岡本昌子 外千三百六十三名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市中里一ノ七二三 堀
口みや子 外千三百六十二名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五三号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 埼玉県所沢市中富南四ノ一ノ二ノ
二〇三 佐藤隆之 外千三百六十
三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五四号 平成六年十月五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市元町一ノ三ノ三ノ一
〇三 西島秀一 外千三百六十三
名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二七号 平成六年十月二十四日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 秋田県大館市小門町一ノ一二 佐
藤修二 外二百四十九名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二七九号 平成六年十月二十五日受理
ガット農業合意の承認反対に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡田代町本郷三 伊

藤義夫 外七百四十九名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第八八一号 平成六年十一月十六日受理
ガット合意の承認反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜上水五ノ三三ノ
一三 安井道子 外四千九百五十
八名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二二〇号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨梅ノ木町二七ノ
五 平野孝和 外九百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君
平成六年四月十五日、ガット・ウルグアイ・ラウ
ンド合意文書に、日本を含めた各国政府代表が署
名した。この合意文書が実施されれば、日本は米
の「関税化」を六年間猶予される代償としてミニ
マム・アクセス（最低輸入量）の受入れを義務付
けられ、初年度に国内消費の四％（約四十万ト
ン）、六年後には同八％（約八十万トン）を輸入
せざるを得なくなる。七年目からも、ミニマム・
アクセスの一層の拡大が関税化かの選択を迫られ
続けることになり、実質上、ミニマム・アクセス
の受入れは米輸入自由化への道であり、日本の米
作りにとっては言うまでもなく、国土と環境保全
にも重大な打撃を与えるものである。これまで行
われた三度にわたる国会決議の趣旨に全く反する
ものである。これ以外にも、合意文書では、乳製
品、でんぷんなどの関税化、牛肉、オレンジなど
の関税引下げ、検査基準の緩和など、農産物の全
面輸入自由化につながる重大な問題が含まれてお
り、決して容認できる内容ではない。さらに、合
意文書の実施によって、現在でもカロリーペー
スで四十六％しかない食糧自給率が一層低下する
とともに、自然環境の破壊も急速に進むことにな

る。また、昨年の大凶作に伴う米の緊急輸入の中
で、アジアを始めとした国々で、国際価格や国内
価格が急騰し、大きな影響を与えている。二十一
世紀に向けて、人口増や異常気象による食糧不足
が予想され、食糧増産の必要性が言われる中、減
反政策を全面的に見直し、日本人の主食である米
を国内で完全自給することはもちろん、安定供給
に必要な備蓄体制を確立し、食糧自給率の引上げ
に努めることは、国際的な責務でもある。また、
国民の主食である米を安定的に生産し、適正価格
により供給するため、国家による米の全量管理、
二重価格制度などを基本とした、食糧管理制度の
一層の改善・充実を求める。ついては、次の事項
について実現を図りたい。
一、三度にわたる国会決議の趣旨を守り、米輸入
自由化につながる「ガット・ウルグアイ・ラウ
ンド」合意文書に基づく協定を承認しないこ
と。

第二二三号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府堺市南旅籠町東四丁四ノ一
一 盛喜八郎 外九百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二二四号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府高石市千代田六ノ八ノ二
二 鶴田健 外九百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二二六号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府東大阪市小阪三ノ五ノ八ノ
九〇三 古殿久子 外九百九十九
名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三四号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府堺市南花田口町二丁二ノ一
五 横手秀行 外六千名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四一号 平成六年十月二十日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府堺市浜寺元町五丁二二九ノ
八 藤原弘治 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四六号 平成六年十月二十四日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府東大阪市岩田町一ノ三ノ一
八ノ一〇一 金城泰軒 外九千九
百九十九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二八一号 平成六年十月二十五日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南三ノ一
二三 小原キサ子 外九百九十九
名

紹介議員 畚 正敏君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第五二二号 平成六年十一月二日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府堺市浜寺元町一丁一六八
尾東徳 外九百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第八七二号 平成六年十一月十六日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府松原市河合一ノ四ノ三二
魚屋憲史 外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第九三二号 平成六年十一月十七日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願
請願者 大阪府泉大津市板原五四〇 木戸
陣策 外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第四四号 平成六年九月三十日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願
請願者 長野県松本市里山辺三、九三九ノ
三 小山定子 外二百十三名

紹介議員 吉川 春子君
「やっぱり日本の米が食べたい」、「輸入しながら、
どうして減反なのか」、「米は国内自給で」の声
が、今圧倒的な国民の声である。ところが政府
は、米不足を招いても、ぎりぎりの生産と備蓄し
かしてこなかった政策を改めるのではなく、緊急
輸入といつては輸入をどんどん増やしなが、国
内では今も水田の四分の一にも及ぶ減反を押し付
けている。しかも、当時の細川政権は、米不足の
混乱を利用するかのよう、三度の国会決議や政
権自らの公約にも反して、米を始め、すべての農
畜産物の完全自由化につながるガット・ウルグア
イ・ラウンド農業合意の受入れを決定したが、政
府はこれを受けて、国会にその協定の批准の承認
を求めようとしている。これは、減反の強制で農
民には米を作らせず、国民に輸入米を押し付ける
ものであり、農業をつぶし、安全で安定した主
食・米の確保を放棄するものである。今でさえ世
界一の農産物輸入国である日本が、ガット合意を
受け入れなければならないという理由はない。ま

た、世界で食糧不足が言われているとき、国内で作らずに、米を世界から買いあさることは、国際貢献にも反することである。さらに、輸入米にはポスト・ハーベスト農薬の残留など、安全性に大きな疑問がある。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、減反政策をやめ、安全な食糧を国内で安定的に確保するための施策を実施すること。

第一七二号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 千葉市美浜区高洲二ノ三ノ五ノ二
名 ○一 高松郁子 外千三百八十三

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七三号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 横浜市緑区竹山四ノ三ノ三ノ四、
三ノ一ノ一、一四二 鹿川盛次
外千三百八十三名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 静岡県浜松市本郷町一、三五八ノ
四一 中山幸男 外千三百八十三

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七五号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 静岡県浜松市本郷町一、三五八ノ
四一 中山幸男 外千三百八十三

請願者 東京都東大和市上北台二ノ八八〇
ノ五ノ一〇四 安井幸枝 外千三
百八十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七六号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 岡山市可知二ノ六 時本慶子 外
千三百八十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七七号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 広島市安佐北区安佐町あさひが丘
一、六一五 浅尾克則 外千三百
八十三名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七八号 平成六年十月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 岐阜県各務原市鵜沼朝日町四ノ一
七二ノ一六 岡本富男 外千三百
八十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二一号 平成六年十月十九日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 静岡市九子三ノ二ノDノ五ノ三〇
一 山内則子 外六千七十六名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二二号 平成六年十月十九日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 群馬県前橋市荒牧町一三ノ四六
湯浅章 外千七百七十七名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二三号 平成六年十月十九日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 京都市西京区川島三重町一三八ノ
七 桐村康之 外六千七十六名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二四号 平成六年十月十九日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 奈良市七条西町一ノ四一ノ一九
肥後悟 外六千七十六名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二五号 平成六年十月十九日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 和歌山県日高郡南部町西岩代三五
六 泰地孝紀 外六千七十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二八号 平成六年十月二十一日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 長野県松本市東一ノ一三ノ一四
徳竹美 外八百八十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二一号 平成六年十月二十六日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 東京都小平市花小金井南町二ノ一
三ノ一二 宮川光明 外一万三千
二百九十八名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二二号 平成六年十月二十六日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 福島県相馬郡小高町女場字中里
八 桶谷穂波 外一万三千二百九
十七名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二三号 平成六年十月二十六日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 東京都神津島村一、三四八 岸野
政治 外一万三千二百九十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二四号 平成六年十月二十六日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 長野県松本市寿豊丘六〇〇ノ一
四 野沢美香 外一万三千二百九
十八名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二五号 平成六年十月二十六日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願者 長野県松本市寿豊丘六〇〇ノ一
四 野沢美香 外一万三千二百九
十八名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

請願

請願者 青森県弘前市樹木四ノ一ノ二五

熊沢ちほ子 外一万三千二百九十
七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三一六号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 新潟県長岡市錦二ノ二ノ八 米山

清 外一万三千二百九十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三一七号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 秋田市寺内字蛭根六〇ノ二五四

赤川亭 外一万三千二百九十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三一八号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字美野沢

秋山克巳 外一万三千二百九十七
名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三一九号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町鯉淵六、二

七三 齊藤美幸 外一万三千二百
九十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三二〇号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 群馬県利根郡昭和村貝野瀬二九

一 横坂康晴 外一万三千二百九
十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三二一号 平成六年十月二十六日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 埼玉県本庄市日の出四ノ一六ノ一

〇 森ゆき子 外一万三千二百九
十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第三二七号 平成六年十月二十八日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 東京都調布市下石原三ノ一八ノ

一 戸叶吉男 外二千二百六十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第四九一号 平成六年十一月一日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 茨城県水戸市見和二ノ一八六ノ

四 川上卓也 外二千四百二十二
名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第五三四号 平成六年十一月二日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願

請願者 神奈川県相模原市若松三ノ三五ノ

一 佐野一夫 外八千九百九十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第六四三三号 平成六年十一月八日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 横浜市泉区弥生台六二ノ二二 青

木重昌 外九百七十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第七一四号 平成六年十一月十日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 長野県松本市元町二ノ五ノ二二

丸山恒子 外七十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第七一九号 平成六年十一月十日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 北海道小樽市豊川町一ノ二五

山内裕 外千三百三十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第九二三号 平成六年十一月十七日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 東京都日野市神明四ノ二〇ノ一

〇 小口澄代 外千五百名

紹介議員 聴濤 弘君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 静岡県藤枝市瀬戸谷二、七八二ノ

二〇 三浦三男 外二千四百十二
名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第九三二一号 平成六年十一月十七日受理

減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 長野県松本市山辺一、八三五ノ

六 新井享 外八十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同一である。

第一〇号 平成六年十月三日受理

米の適正流通対策及び今後の米管理政策に関する
請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 細貝幸

也

紹介議員 吉川 芳男君

新潟県の稲作農家は、水田農業の生産性向上と、
国民の主食である米の安定供給のため、懸命な努
力を続けてきているところである。しかしなが
ら、政府売買価格の大幅な順ざり状態により不正
規流通が増大し、政府の米全体の管理をも危うく
していると言わざるを得ない。さらに、五年産米
の不作により、端境期における六年産米の価格高
騰を当て込んだ不正規流通業者の横行等による流
通混乱が予測され、国民食糧の安定的かつ適正な
供給を図るためには六年産米の適正集荷・適正流
通の実現が重要な課題である。また、現在、政府
は農政審議会において食糧制度の見直しを含む
中・長期的な米管理の在り方に関する検討を進め
ており、このことは、我が国の水田農業の将来に
大きな影響を与えるものと考えられる。ついては、こ
うした状況を踏まえ、稲作農業の経営安定と米の
安定供給を図るため、次の措置を採られたたい。

一、米の適正流通対策の充実強化を図ること。
二、食糧制度の見直しを含む今後の中長期的な米管理政策の策定に当たっては、将来にわたる米の国内自給が維持できる制度・仕組みとするにと。

第五五号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区滝野川一ノ二一ノ二

加瀬松栄 外千三百六十三名

紹介議員 市川 正一君

平成五年の長雨低温気象は農産物に多大の影響を与えた。特に、稲に与えた被害は大きく、一挙に「米不足」、「米パニック」が起きた。米不足は冷夏という気象条件があつたとしても、主食である米の生産と供給を安定させていこうという国の政策が欠けていたことにより生まれたものである。本来、農作物は天候に左右されるものであり、だからこそ主食である米の備蓄の重要性が指摘されてきた。政府は米不足対策として大量の米の輸入を行ったが、食味の違いや農薬への不安などが国民の中に広がってきている。また、世界で流通している米が千万トンとも言われている中で、二百六十万トン余も日本が輸入することによる各国へ与える影響も考えないわけにはいかない。一方、日本の食糧自給率は、先進国中最低の四十六％（平成三年カロリー換算）であり、低下傾向は一層進みそうな状況にある。自国の食糧は自国でというのが基本であり、多くの国が食糧自給率の向上に努力している。日本国政府も主食である米を中心とする農産物の生産と供給を食糧自給の観点から追求し実践することこそ責務と考える。

ついては、次の措置を採りたい。
一、食糧管理制度の根幹を守り、責任を持って米の安定的生産と供給を図り、ゆとりある備蓄を行うこと。
二、食糧自給率を高め、日本の農業発展を図ること。

第五六号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区東田端二ノ八ノ一五

川原一洋 外千三百六十二名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第五七号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区志茂四ノ九ノ一七 武

笠恵子 外千三百六十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第五八号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都豊島区要町三ノ三五ノ七

コロボ要三〇二 宮田浩行 外千三百六十三名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第五九号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区滝野川六ノ二一ノ五ノ

四〇四 篠原京子 外千三百六十

三名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六〇号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都練馬区錦一ノ四〇ノ九 小

林君枝 外千三百六十二名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六一号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都小平市天神町二ノ二〇九

嶋妙子 外千三百六十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六二号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ七七ノDノ

二〇三 岩澤亭 外千三百六十三

名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六三号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都豊島区高松三ノ一〇ノ一

ハイメゾン高松一〇一 後藤君仁

外千三百六十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六四号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ二ノ四

〇八 藤原紀子 外千三百六十二

名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六五号 平成六年十月五日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ五九ノ一ノ

二〇五 森永悦子 外千三百六十

二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六六号 平成六年十一月十七日受理

米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ六ノ

一 石井美子 外五千九十一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第六七号 平成六年十月十四日受理

時代に即応した新しい食糧管理法の制定に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 馬場

三則

紹介議員 浦田 勝君 守住 有信君

沢田 一精君

政府においては、米の需給管理及び価格の安定が図られる新たな米管理システムを構築するため、新しい食糧管理法の制定に向けての検討がなされているが、一部で報道されているような食糧管理制度の基本的枠組みを変えることは大きな混乱を招き、米の需給及び価格の安定に重大な支障を及ぼすことが予想される。現在の食糧管理法堅持のために、減反政策を始め他用途利用米の措置に関する国の農業政策を支えて、農業、農村を守るために、これまで地方自治体は頑張ってきた。熊本県議会においても再三にわたり米の安定的な生産確保、備蓄体制の確立あるいは米需給体制を堅持するために、市場開放阻止に関して政府に対し意見書を提出してきた。しかるに、昨年の冷夏による不作で即外国産米を緊急輸入したことは、国の

備蓄政策等が不十分であり、政策の誤りであつたと云わざるを得ない。また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に連携させての食糧管理法の廃止という動きは、地方施策の方向転換を迫るものであり、農業、農村の崩壊を来すものである。米は我が国の基幹作物であり、現在検討される、一部で報道されているような米流通体系を内容とする法律は、受け入れられるものではない。ついては、食糧管理法にかわる新たな法律の制定においては、需給の安定と再生産のための価格安定が図られ、農業者が安心して米生産にいそしめるような制度を措置されたい。

第一七九号 平成六年十月十八日受理
米の輸入自由化反対、国民の主食を守る政策に関する請願

請願者 名古屋市長東区亀の井二ノ一
子 一社デューゼ二〇五 高木栄
外千三百八十三名

紹介議員 有働 正治君

政府は国民の主食・米の安定的な確保を怠った責任を放棄して、不作を理由に米の緊急輸入を決定したばかりか、これに便乗して、アメリカと米の輸入自由化について秘密交渉を行つてきた。日本には米を自給できる力は十分にある。それにもかかわらず、米の輸入自由化を行うことは、世界の米相場の暴騰を招き、発展途上国の飢えた人々の食糧を奪うことになる。また、輸入米はポストハーベスト農薬に汚染されており、国民の健康をむしろ危殆に陥れる。今政府がやるべきことは、米不足をもたらした農政を抜本的に転換し、どのような異常気象のときでも、国民の主食を国内で自給できるように、日本農業を守る農政を打ち立てることであり、断じて米輸入自由化の決断ではない。この緊急事態に当たって、政府が国会決議を厳守し、米輸入自由化反対の態度を貫くとともに、従来の米政策を全面的に転換し、国民の主食の安定確保と被災農民救済を速やかに行うことが強く求められている。ついては、次の事項について

て実現を図られたい。

一、国会決議を守り、米の輸入自由化を行わないこと。

二、米の高騰を抑え、安くおいしく安全な政府米を安定的に供給すること。緊急輸入米の残留農薬等の安全チェックは厳重に行うとともに、原産地を表示し、外米を国内米と混米しないこと。

三、米のゆとりある需給計画を立て、減反を大幅に緩和し、国民の主食を安定的に確保すること。

四、生産者米価は、勤労者並みの労賃を補償して大幅に引き上げ、消費者米価は低く抑える、二重米価制度を復活すること。

五、農業災害の全面的な救済措置を直ちに実施し、農民が意欲を持って生産に当たれるような万全の対策を採ること。

第一八〇号 平成六年十月十八日受理

米の輸入自由化反対、国民の主食を守る政策に関する請願

請願者 札幌市豊平区北野七条二ノ八ノ一 佐藤明子 外千三百八十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一八一号 平成六年十月十八日受理

米の輸入自由化反対、国民の主食を守る政策に関する請願

請願者 三重県員弁郡員弁町大字坂東新田 一四一ノ一七 太田清 外千三百八十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二二号 平成六年十月二十日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願
請願者 大阪市住之江区南港中四ノ二ノ二

四ノ六一六 木下良明 外九百九十九名

紹介議員 聴濤 弘君

平成六年四月十五日、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意文書に、日本を含めた各国政府代表が署名した。この合意文書が実施されれば、日本は米の「関税化」を六年間猶予される代償としてミニマム・アクセス（最低輸入量）の受入れを義務付けられ、初年度に国内消費の四％（約四十万トン）、六年後には同八％（約八十万トン）を輸入せざるを得なくなる。七年目からは、ミニマム・アクセスの一層の拡大が関税化かの選択を迫られ続けることになり、実質上、ミニマム・アクセスの受入れは米輸入自由化への道であり、日本の米作りにとっては言うまでもなく、国土と環境保全にも重大な打撃を与えるものである。これまで行われた三度にわたる国会決議の趣旨に全く反するものである。これ以外にも、合意文書では、乳製品、でんぷんなどの関税化、牛肉、オレンジなどの関税引下げ、検疫基準の緩和など、農産物の全面輸入自由化につながる重大な問題が含まれており、決して容認できる内容ではない。さらに、合意文書の実施によって、現在でもカロリーベースで四十六％しかない食糧自給率が一層低下するとともに、自然環境の破壊も急速に進むことになる。また、昨年の大凶作に伴う米の緊急輸入の中で、アジアを始めとした国々で、国際価格や国内価格が急騰し、大きな影響を与えている。二十一世紀に向けて、人口増や異常気象による食糧不足が予想され、食糧増産の必要性が言われる中、減反政策を全面的に見直し、日本人の主食である米を国内で完全自給することはもちろん、安定供給に必要な備蓄体制を確立し、食糧自給率の引上げに努めることは、国際的な責務でもある。また、国民の主食である米を安定的に生産し、適正価格により供給するため、国家による米の全量管理、二重価格制度などを基本とした、食糧管理制度の一層の改善・充実を求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の主食である米の安全性確保、適正価格による安定供給が将来にわたって政府の責任において行われるように、食糧管理制度の改善・充実を進めること。

二、二度と米不足を起こさないように、国産米の安定供給に必要な備蓄体制を確立すること。

三、国民の食糧の安定確保と、生産者が意欲を持てる農業の再建のために、減反政策をやめ、米の国内自給を始め、食糧自給率を引き上げ、日本農業を発展させる施策を進めること。

四、輸入食品の安全基準の緩和をやめ、検査体制の充実に、国民の命と健康を守ること。

第二三三号 平成六年十月二十日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府高石市取石三ノ九ノ四五 近藤充 外九百九十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三五号 平成六年十月二十日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府東大阪市布市町一ノ九ノ三 〇ノ一〇三 清部輝夫 外九百九十九名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府岸和田市宮前町一九ノ二

二 山田定男 外五千九百九十九

名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第二四二号 平成六年十月二十日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺元町五丁二三九ノ

九 杉本初美 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第二六七号 平成六年十月二十四日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西堤本通東一ノ一

五ノ三 平田哲生 外九百九十九

十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第二八二号 平成六年十月二十五日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府泉北郡忠岡町北二 八木茂

男 外九百九十九名

紹介議員 正敏君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第五一三三号 平成六年十一月二日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府堺市柳之町西二丁三ノ二

六 中尾昭三 外九百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第九三三三号 平成六年十一月十七日受理

食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府泉大津市板原二七ノ一

藤原佐三男 外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二十一号と同じである。

第二六五号 平成六年十月二十四日受理

ガット包括合意案の撤回、食糧自給率の向上及び食糧管理制度の改善に関する請願

請願者 川崎市高津区久末三一一ノ三ノ八

四 平石明 外七千三百六十七名

紹介議員 林 紀子君

さきの細川連立内閣が三度の国会決議や選挙公約を踏みにじて受け入れたガット「包括合意案」は、日本の農業を根底から突き崩し、国民の食糧をすべて外国に明け渡す主権の放棄であり、私は断じて容認することはできない。今、多くの国民が外米の恐怖におびえ、安全な国内産米の自給を求めている。また、日本農業が存亡の岐路に立たされている今、農民の苦難はいよいよ耐え難いものとなっている。減反する一方で輸入とは、道理の無い無責任な政策である。今こそ、減反制度をやめ、ゆとりある備蓄を行うべきである。そして他用途米制度を廃止し、備蓄米から加工用米を供給すべきである。また、ゆとりある備蓄を実現するため、水路の復旧等を含め大幅な復旧対策も行われるべきである。については、次の事項について実現を図られた。

一、米輸入自由化反対の国会決議を守り、「包括合意案」受入れの政府決定の撤回を求め、国会承認を行わないこと。

二、自給率向上のため、減反制度を廃止し、復田助成費を増やすこと。

三、ゆとりある備蓄を行うため、他用途米制度を廃止し、備蓄米の中から加工米を供給すること。

と。
四、生産者米価の引上げと二重米価の復活など食糧管理制度の改善充実を行うこと。

第二七三三号 平成六年十月二十四日受理

食糧管理制度を始めとする農業政策の改善等に関する請願

請願者 秋田県大館市幸町八ノ八 岩澤定

造 外二百四十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

昨年の大凶作により緊急輸入した外米をめぐり、私たちの暮らしは深刻な不安を受けた。消費者は国産米の役割の大きさと、食料に対する安全性と安定供給に強い関心を持ち、主食の米が国産米で供給できなくなったとき、どのようなことが起きるかを経験した。米輸入自由化が進めば、日本農業は大きな打撃を受け、食料の自給率はますます低下するとともに、農林業用地の持つ国土保全の役割が減退し、自然災害発生時の予防が危うい。また、地域経済にも大きな悪影響を与えることは必至である。については、次の措置を採られた。

一、主食の米は、国内産で安全と安定した供給の確立を図り、生産者が将来にわたって安心して農業が続けられる食糧管理制度を始め、農業政策の改善を図ること。

二、国産米での備蓄体制を確立すること。

三、農林業用地の持つ公益性を阻むような減反をやめ、食料の自給率向上を図ること。

第二八〇号 平成六年十月二十五日受理

食糧管理制度を始めとする農業政策の改善等に関する請願

請願者 秋田県大館市長走一三 久根木豊

美 外四百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第三三五号 平成六年十月二十六日受理

食糧管理制度改革並びに平成六年産米の集荷販売対策に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六 高宮明

紹介議員 片山虎之助君

平成五年産米の大凶作とこれに伴う外国からの緊急輸入、さらに昨年末の部分自由化受入れ決定と、米を取り巻く環境が非常に厳しい状況にある中で、稲作生産者は将来の農業経営に強い不安を抱いており、また、消費者の間にも米の安定供給や米管理の在り方についての関心がかつてなく高まっている。このような中で、農業関係者を始め各方面から中長期的な視点に立った米の需給管理、食糧管理制度の改革が求められている。一方、当面する平成六年産米の集荷・販売環境についても、端境期を始めとして非常に厳しい状況が予想されており、米の供給と価格の安定を図るためには、国の積極的な集荷環境の整備と集荷・販売対策に対する支援が必要である。については、米の国内自給体制の維持を前提とした食糧管理制度の改革並びに平成六年産米の集荷・販売対策の確立に向けて、次の事項について実現を図られた。

一、米の需給・管理制度については、生産調整・備蓄制度・流通制度等を通じた総合的な制度として、現行食糧管理制度を見直し改革すること。

二、米の生産調整は、当面、地域と生産者の意向をより重視した転作手法とすること。

三、米の備蓄については、作柄変動に対応し安定供給を確保するため、備蓄水準を大幅に引き上げるとともに、品質変化の少ないもみ備蓄制度を創設すること。

四、米の流通制度については、今後のあるべき米流通の方針を明らかにするとともに、国民に理解と合意の得られる流通制度に改善すること。

五、他用途利用米の政府助成の充実強化を図るとともに、需要確保の対策を講ずること。

六、平成六年産米の集荷・販売については、現下

の需給環境を踏まえ、端境期の円滑な集荷・流通の確保を図るとともに、学校給食や標準価格米などへの対応等、安定供給対策のための必要な措置を講ずること。

第四四七号 平成六年十月三十一日受理

米の安定供給、食糧自給率の向上及び米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市川町八五八 高橋忠信 外三千四百一十一名

紹介議員 岩崎 純三君

平成五年十二月、当時の細川内閣は、これまで三度の国会決議に反して米の輸入自由化等のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意案の受入れを決定した。これは、米とすべての農畜産物の輸入自由化に道を開くものである。平成五年産米の凶作と減反政策に基づく米の備蓄の削減が、深刻な「米不足」、「米パニック」を引き起こし、日本の緊急輸入は米の国際市場を高騰させた。その結果、米を輸入している発展途上国の米の価格を値上がりさせることになり、それらの国の人々に迷惑を及ぼすことになった。また、先進国の中では、日本のように食糧自給率が異常に低く、主食までも輸入自由化への道を開こうとしている国は外に例を見ることはできない。昨年の凶作の実態から見ても、日本の食糧自給率の向上と米の国内自給体制の整備は緊急の課題である。今日までの農業政策を見直し、減反政策をやめ、適正規模の米の備蓄を実現し、日本の農業者に展望を与えられる農業政策の早急な提示が必要である。ついては、次の措置を採らねばならない。

一、国会決議を尊重し、米の輸入自由化へつながらる関税化の受入れをしないこと。
二、米の減反政策の見直しと米備蓄を進め、米の安定供給を図ること。
三、消費者が安心できる国内農業を育て、日本の農業施策の充実を通じた食糧自給率の向上を図ること。

第四八八号 平成六年十一月一日受理

米輸入自由化反対に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町吉田二九七ノ四 山本博文 外六百六十六名

紹介議員 林 紀子君

「やっぱり日本の米が食べたい」、「輸入しながらどうして減反なのか」、「米は国内自給で」の声が、今圧倒的な国民の声である。政府は、三度の国会決議や政権自らの公約にも反して細川政権時に受入れを決定したガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けて、国会にその協定の批准の承認を求めようとしている。今でさえ世界一の農産物輸入国である日本が、農産物完全自由化につながるガット合意を受け入れなければならないという理由はない。残留農薬など安全性の点でも大きな問題があり、米輸入自由化に反対する。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、米の輸入自由化につながる「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意」に基づく協定の批准を承認しないこと。減反政策をやめ、安全な食糧を国内で安定的に確保するための施策を実施すること。

第八四七号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市桐木二八四 関根正夫 外四百三十二名

紹介議員 市川 正一君

米の輸入自由化を行わないようにされたい。

理由

米の輸入自由化は日本の農業を滅亡させる暴挙と言わざるを得ない。国民の圧倒的支持の下に国会もこれまで三回にわたり米輸入自由化反対の決議をしている。したがって、今、村山政権が進めようとしている「ガット協定合意案」の批准は国会決議と自らの選挙公約を踏みにじるもので絶対容認できない。消費者もますます危険な外米より安全でおいしい日本の米を望んでいることは明らかである。

第八四八号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市小山三〇九 永井富夫 外四百三十二名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八四九号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市長谷二、七二二 滝本修 外四百三十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五〇号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市長須四、二二六ノ二 広瀬せいひ 外四百三十二名

紹介議員 聴壽 弘君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五一号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市大字長須二、九七四ノ一 吉田智勇 外四百三十二名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五二号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市木間ヶ瀬二、〇六五 木村喜八郎 外四百三十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五三号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市辺田九六〇ノ二 中

山敬一郎 外四百三十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五四号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市蓮打一、五二〇ノ一 山崎巖 外四百三十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五五号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町若林一、八六六 本田博幸 外四百三十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五六号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市猪俣八二六ノ一 横張玲子 外四百三十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五七号 平成六年十一月十五日受理

米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県岩井市大字号田八八七 羽島長一 外四百三十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

十一月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
二、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する請願(第一〇〇九号)

第一〇〇八号 平成六年十一月十八日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願

請願者 埼玉県浦和市元町二ノ二ノ九ノ
一〇七 松尾宗治 外二千四百九
十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇〇九号 平成六年十一月十八日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 東京都中野区丸山二ノ七ノ一ノ
三〇八 大村慎 外二千四百九十
名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、ガット合意の国会承認反対等に関する請願
(第一五七二号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一五七七号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一五七八号)

一、ガット合意に基づく協定の承認反対に関す
る請願(第一五八四号)

一、食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の
安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する
請願(第一五八五号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一五八八号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一五八九号)

一、ガット合意の承認反対に関する請願(第一
六三七号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一七二二号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一七二三号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一七二四号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一七二五号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一七二八号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一七三二号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請
願(第一七三三三号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対に関する請願(第一七三五号)

一、減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に
関する請願(第一七三六号)

一、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認
反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請
願(第一七五四号)(第一七五五号)

第一五七二号 平成六年十一月二十四日受理
ガット合意の国会承認反対等に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡春日居町桑戸八四
五ノ一 市川その子 外七千七百
二十八名

紹介議員 磯村 修君

平成五年末からの米騒動で、私たちは、米の備蓄
がたった数日分しか無かったことや、今も続く減
反政策や二百五十万トンにも及ぶ日本の緊急輸入
により、世界に迷惑を掛けたことを知った。国産

米を食べたいという声、生産者も消費者も安心で
きる米作り、水田や農業による環境保全や地球規
模での人口増加に対する食料確保など今こそ食料
の自給率向上が求められている。しかし、昨年十
二月、政府が受け入れた「ガット農業合意」は、
すべての農畜産物の輸入を自由化する、米につい
ては六年間の特別措置として、平成七年度の四十
万トンから始まり、六年後には八十万トンまで輸
入する(その後は全面自由化又は輸入の拡大)、
残留農薬や食品添加物等の食品の安全基準は現在
の日本より緩い国際基準に合わせ(ハー
モニゼーション)、地方自治体の条例や生協等の
自主基準も貿易障害になるので認めないなどの内
容になっている。しかも、この「ガット合意を前
提とした、世界貿易機関(WTO)を設立する協
定」を一年以内に批准することが求められて
いる。来年一月のWTO設立について世界中で批
准しているのは、ガット加盟国百二十四箇國中、
メキシコなど二十三箇国しかない(平成六年九月
現在)。批准すれば今でさえカロリーベースで四
十六%しかない食料自給率は低下し、自然環境の
破壊も進むことになる。近年の地球上の人口の爆
発的増加を考えると、食料自給率の向上は国際貢
献と言ってもよい。また、各国によって違う食生
活の中で安全基準を国際基準化することは、全く
実態に合わない。ついては、次の事項について実
現を図りたい。

一、米の輸入自由化につながる「ガット・ウル
グアイ・ラウンド農業合意」に基づく協定の批
准を承認しないこと。

二、減反政策を見直し、米の備蓄体制の確立を図
る等食料自給率を向上させるための計画を立て
て、実施すること。

三、ガット合意とそれを前提とした世界貿易機関
(WTO)を設立する協定は、食品添加物や残
留農薬等の食品安全基準を国際基準化しようと
するものでもあり、食品安全基準の後退につな
がるWTO協定の批准を承認しないこと。

第一五七七号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願

請願者 長野県松本市里山辺一、七二一ノ
五 渋谷一 外三三六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五七八号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 長野県松本市里山辺一、五四七ノ
五 黒川伸孝 外三三六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五八四号 平成六年十一月二十四日受理
ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願

請願者 兵庫県加東郡東条町 三谷峯一
外九百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一五八五号 平成六年十一月二十四日受理
食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確
保、食糧管理法の改善・充実に関する請願

請願者 大阪府堺市堀上緑町一丁七ノ五七
ノ二〇三 上原ひふみ 外九百九
十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八八号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に
関する請願

請願者 東京都新宿区水道町一ノ一一 大
原つくる 外五十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五八九号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 東京都町田市森野四ノ一四ノ二

三 森邦生 外五十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六三七号 平成六年十一月二十四日受理
ガット合意の承認反対に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市はびきの四ノ一ノ

一 田中朱実 外千九十二名

紹介議員 橋本 敦君

今国会で、村山連立内閣は日本の農業と国民の健康を破壊する米を始めとする農産物の輸入自由化を目指すガット合意文書の批准を強行しようとしている。しかし、日本の主食である米の輸入自由化は、日本の農業に壊滅的打撃を与えるのみならず、水田の減少による国土の荒廃を招き、自然環境を破壊するものでもある。そして、米の輸入自由化は、現在でもカロリーベースで四十六%しかなく、先進国で最低の日本の食糧自給率を一層低下させることになる。また、いったん自由化を受け入れれば、どのような国内対策を講じても壊滅的な打撃を受けることは牛肉やオレンジの自由化の例を見ても明らかである。二十一世紀には世界的に食糧が不足することは国連機関によっても指摘されている。こうした中で、日本の農業を守り発展させ、日本の食糧自給率を高めることが今求められている。さらに、今回のガット合意文書には、農産物の全面輸入自由化につながる問題や検疫基準の緩和など、国民の食糧と健康を守る上から重大な問題が含まれている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、日本の農業と国民の健康を破壊する米を始めとする農産物の輸入自由化を目指すガット合意文書を承認しないこと。

第一七二二号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 高知市竹島町一〇一ノ一 小野加

鈴 外五千九百三十三名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二三号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 高知県南国市篠原七一一ノ一フアラ

ワハイツ 窪田知世 外五千九百三十三名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七二四号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 熊本県下益城郡豊野村糸石三、五

一七ノ五 坂田建一 外三百六十六名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二五号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 熊本市清水町大窪六二四 水口二

三廣 外三百六十名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七二八号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 山形県東田川郡三川町三本木二

五 須藤平七 外二十四名

紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七一九号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 山形県鶴岡市大字日枝戌五五ノ

一 五十嵐義春 外二十四名

紹介議員 星川 保松君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七二八号 平成六年十一月二十四日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 東京都江戸川区小松川三ノ三六ノ

一ノ一二 武藤満里子 外九名

紹介議員 立木 洋君

政府・連立与党は、ポストハーベスト農業が大量にかけられた米を日本へ輸入しようとしている。平成七年から四%輸入して、平成十二年には八%までにするとのことであるが、三%で宮城県、八%で北海道、新潟県の水田がつぶされてしまう。ついては、そのようなことを許さないために、米の自由化をしないようにされたい。

第一七三二号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 広島県福山市城見町一ノ二ノ二

四 山内幸彦 外五十一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七三三号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する
請願

請願者 京都市下京区西七条北月説町八

二 菅歩 外五十一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七三三三号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂井村五、六八七

ノ二坂井村長 山田一榮 外五十二名

紹介議員 林 紀子君

「やっぱり日本の米が食べたい」、「輸入しながら、どうして減反なのか」、「米は国内自給で」の声が、今圧倒的な国民の声である。ところが政府は、ぎりぎりの生産と備蓄しかせず、米不足を招いた政策を改めるのではなく、緊急輸入といっは輸入をどんどん増やしなが、国内では今も水田の四分の一にも及ぶ減反を押し付けている。しかも、当時の細川政権は、米不足の混乱を利用するかのよう、三度の国会決議や政権自らの公約にも反して、米を始め、すべての農産物の完全自由化につながるガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れを決定したが、政府はこれを受けて、国会にその協定の承認を求めようとしている。これは、減反の強制で農民には米を作らせず、国民に輸入米を押し付けるものであり、農業をつぶし、安全で安定した主食・米の確保を放棄するものである。また、ガット合意を批准すれば、新しい組織、世界貿易機関(WTO)によって、日本の主権や地方自治までが制限される事態が生じかねない。今でさえ世界一の農産物輸入国である日本が、ガット合意を受け入れ、更に国内農業を縮小しなければならぬという理由はない。また、世界で食糧不足が言われているとき、国内で作らずに米を世界から買いあさることは、国際貢献にも反することである。さらに、輸入米にはポスト・ハーベスト農業の残留など、安全性に大きな疑問がある。ついては、「やっぱり食べたい日本の米」、「大いに米を作ろう」の声にこたえるため、次の事項について実現を図られた

一、米の輸入自由化につながる「ガット・ウル

グアイ・ラウンド農業合意」に基づく協定の承認を行わないこと。

二、強制的な減反でなく、安全な食糧を国内で安定的に確保するための施策を実施すること。

三、食糧制度廃止でなく、二重米価の復活で生産者と消費者に役立つ改善を行うこと。

第一七三五号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願

請願者 徳島県阿南市中大野町北傍示一九

八 原田郁生 外五万四千四百十四名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七三六号 平成六年十一月二十四日受理
減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する請願

請願者 徳島市佐古三番町七ノ二 西條晶子

外五万四千四百十四名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七五四号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡大和町大字水尾八

四二ノ一〇 小杉道夫 外一万七
百二十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第一七五五号 平成六年十一月二十四日受理
ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請願

請願者 神戸市長田区長楽町五ノ五ノ一

〇 立花薫 外一万八千八百七十五名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

平成六年十二月五日印刷

平成六年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D